

# 後見つぼみ物語 2022

2022年度  
後見つぼみWAM助成事業成果報告書

採択課題 『成年後見制度利用促進事業』

～法人後見と申立支援を中心に～

2023年3月

成年後見制度の申立支援に参加して

～膨大な書類の山と脆弱な申立支援～

私自身、障害を持つ子供の親です。ある障害を持つ子供の親（申立人）が、自分の亡き後の事を考え子供が不自由なく、また自分の権利を主張出来る環境を用意したいと思い、成年後見制度を使ってみようと腰を上げました、、、（担当者感想文から一部抜粋）



特定非営利活動法人 後見つぼみ  
代表理事 中田 敏雄



## 目 次

はじめに	04
WAM 助成事業推進について	05
第 1 章 2022 年度 WAM 助成事業の実施経緯	06
1.1 NPO 法人 後見つぼみの設立経緯	07
1.1.1 避難者支援きめ細かく	
1.1.2 特設相談 親身になって	
1.1.3.1 福祉職 OB らスクラム	
1.1.3.2 私らしくを手助け	
1.1.4 設立趣旨書	
1.1.5 法人基本理念	
1.2 これまでの取り組みから見えてきた社会的課題	
1.2.1 権利擁護支援を行う 3 つの場面	
1.2.2.1 「診断書の在り方」検討会	
1.2.2.2 3 場面の一体的推進	
1.3 WAM 助成事業の実施体制	
1.3.1 組織図	
1.3.2 理事・監事役割分担	
1.3.3 新事務局体制	
1.3.4 WAM 助成事業 3 つの柱	
1.4 新型コロナウイルス感染予防に係る衛生対策	
1.5 NPO 法人 後見つぼみ	
1.5.3 後見つぼみ概要	
第 2 章 柱 1 事業：利用相談・申立支援・法人受任推進事業	28
2.1 事例 1（利用相談・申立支援・法人受任）	
2.1.1 事例 1 概要	
2.1.2 <u>レポート 申立支援が求められる場面（高橋真佐子）</u>	
2.1.3 申立経路図解（高橋真佐子）	
2.1.6 申立理由	
2.1.8 家裁電話ヒアリング（高橋玲子 高橋真佐子）	
2.1.9 財産引き継ぎ（高橋玲子 高橋真佐子）	
2.1.10 感想	
2.1.10.1 親亡き後もきちんとした支援の輪の中で（父）	
2.1.10.2 成年後見制度の申立支援に参加して（高橋玲子）	
2.2 事例 2（利用相談から申立支援に入る段階で断念）	
2.2.1 事例 2 概要	
2.2.2 課題と判断	
2.2.3 感想	
2.2.3.1 親心ゆえの利益相反とのはざまの難しさ（山野上啓子）	
2.2.3.2 課題と今後の対策～障がい者支援の基礎知識が不足～（笹原智子）	
2.3 相談状況	

- 2.4 受任事例分析
  - 2.4.1 申立理由（本人申立・後見類型）
- 2.5 スーパーバイザー(SV)の配置
  - 2.5.1 スーパーバイザーとは
- 2.6 業務検討会
  - 2.6.1 業務検討会とは（余談 郵便物整理のお手伝い）
- 2.7 担当者感想
  - 2.7.1 成年後見への道～成年後見人の緒に就いて思うこと～（川崎末美）
  - 2.7.2 法人後見つばみでの出会いと学び～Kさんらしさを支える～（岩岡綾子）
  - 2.7.3 生活保護費累積金と礼服購入（津田美千代）
  - 2.7.4 刑事司法ソーシャルワーカーに興味を持ち学び始め（岡本徳子）
  - 2.7.5 本人が何を望むのか、望むことがあればそれをどう叶えられるのか  
（渡邊晃伸）
  - 2.7.6 自分自身もぶれない軸を持つことが大事（高橋玲子）
  - 2.7.7 社会的な意義や価値が高い団体へ～医療ソーシャルワーカーの立場から～  
（鎌村誠司）

### 第3章 柱2事業：人材発掘・育成事業……………76

- 3.1 会員状況
- 3.2 会員研修
  - 3.2.2 2022年度法人後見専門員養成講座カリキュラム
  - 3.2.3 受講生交流会
  - 3.2.4 受講生の感想
    - 3.2.4.1 これからお付き合いいただき、被後見人さんとの出会いを楽しみに  
（鈴木美穂）
    - 3.2.4.2 その人が持っている能力と支援サポートを足して10になるように  
（朝倉敦子）
    - 3.2.4.3 周りの先輩方の助けを借りれば、何とかなるかもしれない  
（山本麻里奈）
- 3.3 会員交流会
  - 3.3.1 会員勉強会（テーマ：意思決定支援）
  - 3.3.2 つばみニュース 21（特集：会員勉強会）

### 第4章 柱3事業：法人後見の普及促進事業……………88

- 4.1 研修講師派遣
  - 4.1.5 医療法人汐田病院研修（須田幸隆）
  - 4.1.7 横浜市心身障害児者を守る会連盟福祉大会研修（須田幸隆）
  - 4.1.8 オプティ港北新羽（高橋真佐子）
- 4.2 講談師：神田織音さんの成年後見講談
  - 4.2.1 つばさ法人設立10周年記念講演
  - 4.2.2 特別寄稿 成年後見講談～見てきたような嘘をつき～（講談師：神田織音）
- 4.3 銀行同期会研修（中田敏雄）
- 4.7 2022年06月03日 WAMニュース「横浜の成年後見NPO 弱者の権利守り、発足10年」

### 第5章 WAM助成事業総括……………102

- 5.1 WAM 助成事業の成果
- 5.2 WAM 助成事業の取り組みから見えてきた課題
  - 5.2.1 法人後見の必要性 (須田幸隆)
  - 5.2.2 申立支援の脆弱性 (須田幸隆) ◯削除
    - 5.2.2.1 特別寄稿 地域連携ネットワークの構築
  - 5.2.4 自己評価の導入
  - 5.2.5 意思決定支援の推進
    - 5.2.5.1 障がい者の意思決定支援
- 5.3 見えてきた課題への対応
  - 5.3.2 自己評価の導入
    - 5.3.2.4 法人後見自己評価結果 ◯別冊
  - 5.3.4 よこはま夢ファンド
  - 5.3.6 法人後見への期待
  - 5.3.7 終了事務マニュアル ◯別冊
- 5.5 特製説明カード
  - 5.5.1 映画「梅切らぬバカ」より
- 5.6 行政要望
  - 5.6.1 行政 (区役所) 要望 (生活保護費の累積金)
  - 5.6.2 行政 (福祉局) 要望 (生活保護申請時の債務等)

まとめ.....129

## はじめに

### なぜ成年後見制度利用が進まないのか～高齢者・障がい者の手続き的権利報酬の脆弱性～

NPO 法人後見つぼみは、独立行政法人 福祉医療機構が行う 2022 年度社会福祉振興助成(WAM 助成)事業に取り組みました。後見つぼみは、設立(2020年10月30日)間もない法人ですが、誕生の母体となった認定NPO法人 よこはま成年後見つぼみの経験があったので、家庭裁判所では抜群の信頼度でした。

WAM 助成事業の事業名は、「成年後見制度利用促進事業」です。

事業計画に当たって、次の**3つの柱**と目的を立てました。

#### **柱 No.1** 成年後見制度利用相談・申立支援・法人受任の推進

<目的>

高齢化した親と障がい者などのいわゆる親亡き後問題、認知症が進む親とSOSを発信する障がい者などの複合的な問題、一人暮らし高齢者の身元保証問題など福祉課題解決のために成年後見制度利用促進に取り組みます。

#### **柱 No.2** 人材発掘・育成

<目的>

多様化、増大化する権利擁護支援のニーズに相談、対応する人材の発掘・育成を進めます。

#### **柱 No.3** 法人後見の普及促進

<目的>

チームケアの法人後見への相談が、行政や地域の福祉機関、病院などから途切れることなく続いています。この期待に応えられるよう法人後見の普及促進に取り組みます。

事業推進中、常に意識したのは「なぜ成年後見制度利用が進まないのか、その理由は高齢者・障がい者の手続き的権利保障の脆弱性にあるのではないか」ということでした。

2000年4月に新しい成年後見制度が導入され、23年が経過します。増加する認知症高齢者や知的障がい者など判断能力の不十分な方々にとって、成年後見制度は必要不可欠な制度と言われながら、その利用がなかなか進まないのが実情です。

本事業では、成年後見制度利用促進事業として法人事務局の整備・強化はもとより、制度の利用相談、「**申立支援**」、法人受任の実情を明らかにしました。特に家裁への申立過程における支援の実情と私たちの実践を明らかにしました。

また、法人後見の普及・啓発、意思決定支援の研修、自己評価なども報告します。

2023年2月

NPO 法人 後見つぼみ

代表理事 中田 敏雄

## WAM 助成事業推進について

### < 背景 >

2022年3月25日、閣議決定された第二期成年後見制度利用促進基本計画によると、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりでは「**3つの場面**」(1.2.1)が設定されています。

- ①権利擁護支援の検討に関する場面（利用相談）
- ②成年後見制度の開始までの場面（**申立支援**）
- ③成年後見制度の利用開始後に関する場面（法人受任）です。

私たちが従前から同じ問題意識を持っていましたので、WAM助成事業ではこれを踏まえて、次の「**3つの柱**」(1.3.4)を立てました。

**柱立1** 成年後見制度利用相談・申立支援・法人受任の推進

**柱立2** 人材発掘・育成

**柱立3** 法人後見の普及促進

このWAM助成事業推進報告書では、この「**3つの場面**」「**3つの柱**」を横糸に第二期成年後見制度利用促進基本計画（案）への当法人からのパブリックコメントを縦糸にして「**権利擁護支援**」と言う布を織りなしています。



Yokohama Negawaza

チケットご予約ご購入はこちら | 公演情報 | English

公演のご案内 | チケットご購入 | 施設の貸出 | 施設の紹介

Home > 公演のご案内 > よこはま成年後見つばさ 設立10周年記念講演会「私らしく」を手助け

### 公演のご案内

よこはま成年後見つばさ 設立10周年記念講演会「私らしく」を手助け

月日	2022年6月11日(土)
開演	13:30開演(13:00開場)
ホール	のびシャワー(小ホール)
料 金	無料 事前申込必要
出 演	神田織音(講師)、法人後見活動の紹介
内 容	第1部 13:30開演/神田織音による成年後見講演 第2部 15:00開演/法人後見活動の紹介 お問合せ先 特定非営利活動法人よこはま成年後見つばさ 電話・FAX:045-744-5600(平日9時~17時)

## 第1章 2022年度WAM助成事業の実施経緯

## 第1章 2020年度WAM助成事業の実施経緯

2022年3月25日、閣議決定された第二期成年後見制度利用促進基本計画で権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりでは「3つの場面」(1.2.1)が設定されています。NPO法人後見つぼみ(以下、後見つぼみ)のWAM助成事業では、これを踏まえて「3つの柱」(1.3.4)を立て取り組みました。

後見つぼみの法人設立(1.5.1)は、2020年10月30日です。法人受任の第1号は、2021年2月12日でした。2022年度は受任から1年が経過し、法人事務局では順次報酬請求や成年後見制度利用支援事業申請の事務が始まりました。しかし、ここまで法人に事業収入はなくボランティアです。法人運営費は、会費、寄付、助成金等で賄いました。法人後見実施団体の財源面での課題です。

### 1.1 NPO法人 後見つぼみの設立経緯

2011年3月11日 東日本大震災の後、横浜市はいち早く3月19日に磯子区滝頭にたきがしら一時避難所を設置しました。福島県いわき市の被災者を中心に多くの人が避難してきました。

私たち福祉事務所や児童相談所等で働いた横浜市福祉職OBらは、声を掛け合って一時避難所に生活相談(1.1.1)のために結集しました。生活相談を長期に継続するために、横浜市と話し合っ神奈川県社会福祉士会として生活相談(1.1.2)を正式受託しました。



神奈川新聞 (2011. 3. 31)



読売新聞 (2011. 3. 30)

その後横浜市福祉職 OB から一時避難所での活動終了後を見据えて、法人後見実施のための NPO 法人設立提案がありました。社会福祉士として既に個人後見に従事していたからです。神奈川新聞は、いち早く「福祉職 OB らスクラム」(1. 1. 3)と報じてくれました。



神奈川新聞 (2011. 6. 22)



神奈川新聞 (2015. 12. 3)

こうして生まれた NPO 法人よこはま成年後見つばさ (以下 つばさ) は、メンバーや経験など法人適格性から見て家裁の信頼度抜群で、たちまち法人受任ができました。NPO 法人としては横浜で最初の法人後見実施団体になりました。

2013 年 2 月 11 日、朝日新聞では「私らしく」を手助け、財産管理だけではない「成年後見人」と報じてくれました。



それからのマイクロ領域、マクロ領域、メゾ領域(1.2.3)での活動には目覚ましいものがあり、神奈川新聞(2015.12.3)では法人後見で先駆的成果と報じてくれました。

全国的にも有名になったつばさには、相談が次々に寄せられています。特に障がいの関係者からの期待が大きく、親御さんの間では法人後見がいいとの評が立ちました。

2020年になって、大きくなったつばさの適正規模の議論が始まりました。そして、2020年10月30日つばさを母体に新たな「NPO 法人後見つぼみ」(1.1.4)が誕生しました。つばさが母体ですから、法人運営の仕方は同じです。様式なども同じものを使い、会員研修では共催で行うものもあります。後見つぼみの代表理事には、前つばさの代表理事が就任しました。

事務所(1.5.2)は、役員宅の一室ですが横浜市港北区菊名に構えました。後見つぼみの法人設立趣旨書(1.1.4)には、次のように書きました。

「2025年には団塊の世代が後期高齢者に突入します。認知症高齢者は2012年の時点で462万人、2025年には700万人になると推計されています。また、地域には例えば高齢化した親と障害のある子どものいわゆる親亡き後問題、中には認知症が進む親とSOSを出す障がい者など複合的な課題を抱えた事例、身寄りのない一人暮らしのいわゆる身元保証問題など課題が山積しています。

私たちは、つぼみに集う貴重な人・財を活用してこうした地域の課題解決に取り組みます。また、他の法人後見実施団体誕生の呼水となるべく、小さくとも志は高く持って新たな一步を踏み出します。」



事務所

#### <法人基本理念>

後見つぼみの法人基本理念を「誰もが尊厳を守られる権利擁護支援」(1.1.5)と決めました。そして、次のように宣言しています。ライト(軽い、明るい、権利擁護)を旗印に、

1. 資力の有無に関わらず
  1. 本人意思を尊重した
  1. 生活支援を重視した
- 法人後見を実施します。

現在の成年後見制度は、2000年にそれまでの禁治産・準禁治産制度を改めて、新しい成年後見制度として導入されました。しかし制度の目的は、「財産管理の制度」（テーゼ）のみであり、「身上監護」（アンチテーゼ）は幻想とされ、今日まで裁判所の解釈も運用も事実上「財産管理の制度」のみであったと言わざるを得ない状況でした。

2011年10月12日にスタートしたつばさは、生活保護受給者など主として資力の乏しい人を対象とし、その基本理念を「誰にも等しく権利擁護」としました。

つばさを母体に生まれた後見つばみもその考えを引き継ぎ、それを法人基本理念に込めて大事にしています。最近の成年後見制度運用改善の動きをみていると、財産管理ばかりでなく意思決定支援や身上保護を重視する兆しが見えています。漸く私たちに近づいて来ていると言えます。

## 1.2 これまでの取り組みから見えてきた社会的課題

第二期成年後見制度利用促進基本計画案のパブリックコメントが2022年1月に行われました。後見つばみから35項目もの意見具申を行いました。意見に対する国の考え方は、関係箇所その都度紹介していきます。

### 第二期基本計画パブコメントでの国の回答

4ページ 15行目「地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として権利擁護支援を位置付けた」について

**意見①** これからの成年後見制度は社会福祉法を改正し、司法制度と社会福祉制度で担うとする言わば社会福祉基礎構造改革に当たる後見基礎構造改革を進めてはどうか。

**理由** 2000年の直前、福祉サービスについては社会福祉基礎構造改革として議論され、「措置から契約へ」と変化しました。介護については、社会連帯の理念の下に「介護の社会化」から契約の介護保険が生まれました。同時に契約能力の不十分な方々を支援する新しい成年後見制度が導入されました。

少子高齢化が急速に進み認知症高齢者や障がい者など判断能力の不十分な方々が増えています。今後、これらの方々を社会全体で支え合いながら地域共生社会の実現と権利擁護支援を進める第二期基本計画が示されました。具体策の中心である成年後見制度は、今後司法制度と社会福祉制度で担うとする後見基礎構造改革を進めてはどうか。それには、後見等の業務が社会福祉法の業務に当たるとする法的根拠が必要です。

### 【国の考え方】

ご意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。

7 ページ 9 行目「成年後見制度等の見直しに向けた検討」について

**意見②** 今後の見直しに当たって、「後見の社会化」を検討してはどうか。

**理由** 1 ページの新たな基本計画の必要性や 25 ページの市町村・都道府県・国と関係機関の主な役割の文中に「成年後見制度の利用を含む権利擁護支援のニーズがさらに多様化、増大する見込みである」とあります。

介護のニーズが高まり介護の問題を社会連帯で支える国民合意の上で介護保険が誕生し、介護の社会化が図られました。

同様に「後見」も公的責任を明確にする「後見の社会化」が図られるべきではないか。後見を社会全体で支えるとしたらどのような施策になるのか、制度設計になるのか。例えば、適切な親族がない場合の第三者後見人の受任、市町村長による家裁申立、費用面では後見保険の新設か介護保険等での個別給付、法人後見の普及、社会福祉法人の活用、公後見、損害賠償保険の強制化等を検討すべきではないか。

因みに認知症高齢者数は、2025 年には約 700 万人、2060 年には 850 万人になると推計されています。

#### 【国の考え方】

第二期計画では、認知症高齢者が増加するなどの状況を踏まえて、全国どの地域においても必要な人が制度を利用できるようにするため、多様な主体の参画と協働により様々な面から更なる施策の推進を図ることとしています。(II 2-1)

---

3 ページ目 12 行目「ノーマライゼーション、自己決定権の尊重等を基本理念とする成年後見制度」について

**意見⑬** 成年後見制度は、財産管理能力ではなく契約能力を判断するものでありそのように運用すべきです。

**理由** 2021 年 10 月 1 日、岐阜地裁は就業制限の欠格条項は違憲との判決を出しました。

判決は当然の内容ですが、ここでも提訴に当たって「成年後見制度は財産管理の能力を判断するもの。」としています。弁護団も裁判所もその前提で裁判をしています。2013 年 3 月 14 日の選挙権喪失違憲の東京地裁判決の時も同じでした。

2000 年に契約制度の介護保険と同時に導入された新しい成年後見制度は、契約能力の不十分な方々を支える制度のはずでした。

#### 【国の考え方】

第二期計画では、「成年後見制度は、認知症、知的障害その他の精神上的の障害により判断能力が不十分な人の権利擁護を支える重要な手段であり、身上保護と財産管理の支援によって、本人の地域生活を支える役割を果たしている。」「後見人等による財産管理のみを重視するのではなく、認知症高齢者や障害者の特性を理解した上で、本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用とすること」などを記載しています。

---

3 ページ 14 行目「身上保護と財産管理の支援」について

**意見⑰** 表記（身上保護と財産管理）の仕方が初めて逆転しました。次期基本計画では、身上保護のための財産管理と明確にすべきです。

**理由** 2000年に新しい成年後見制度として導入されましたが、制度の目的は依然として「財産管理の制度」であり、裁判所の制度運営もその考え方で行われてきました。

しかも財産管理は単なる保全でした。資力の乏しい人には関係のない制度と映っていました。そもそも財産管理は、身上保護、生活支援、生活の質を高めるために行うものであり、表記の逆転は制度改革を意味し画期的です。

### 【国の考え方】

成年後見制度の趣旨から、ご意見を採用することは困難です。他方、「後見人等による財産管理のみを重視するのではなく、認知症高齢者や障害者の特性を理解した上で、本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用とすること」を基本的考え方として、各種施策を盛り込んでいます。（I 1-12）

第二期成年後見制度利用促進基本計画の権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりでは、「3つの場面」（1.2.1）を設定しています。

- ①権利擁護支援の検討に関する場面（利用相談）
- ②成年後見制度の開始までの場面（申立支援）
- ③成年後見制度の利用開始後に関する場面（法人受任）

この「3つの場面」とは、もともとつばさが2017年8月2日最高裁家庭局で行われた「診断書の在り方」検討会（1.2.2.1）に呼ばれて、これからの成年後見制度では「3つの場面」を一体的に推進（1.2.2.2）することが重要だと発言しています。

この検討会では、つばさから財産管理能力を問う診断書を変更すべきだと発言し、契約能力を問う診断書へと変更されています。



最高裁判所

診断書の在り方

私たちは2022年度WAM助成事業推進でも、次の「3本の柱」を立てました。

- 1の柱 成年後見制度利用相談 申立支援 法人受任の推進
- 2の柱 人材発掘・育成

### 3の柱 法人後見の普及促進

私たちは、WAM 助成事業を「後見の社会化」モデル事業に位置付けて取り組みました。

この3つの場面についてパブリックコメントでは、次のように国の回答がありました。

---

該当ページ：P24

該当箇所：II 3（1）〇3

24 ページ 20 行目「権利擁護支援を行う3つの場面」について

**意見**② 利用相談⇒申立支援⇒法人受任を一体的に進めるべきです。

**理由** Y 市での場合、成年後見制度の相談支援機関と位置付けているのは、区役所、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、区社協、市社協です。しかし法人後見受任ができるのは市社協のみです。制度利用を必要とする人を発見し、制度につなげるためには**申立支援**を強化しなければ実現できません。その際、利用相談⇒申立支援⇒法人受任を一体的に進めるのが理想です。

#### 【国の考え方】

地域連携ネットワークづくりを通じて行われる支援は、多様な主体の連携のもと行われるものですが、その進め方は地域の実情に応じるものと考えています。（II 3-7）

---

私たちは、これまでマイクロ領域、マクロ領域、メゾ領域（1.2.3）と広範囲の権利擁護支援に力を入れてきましたが、WAM 助成事業では特に脆弱な「**申立支援**」に焦点を当てました。

### 1.3 WAM 助成事業の実施体制

後見つぼみの組織図（1.3.1）です。後見つぼみの特徴は後見業務部門に配置したスーパーバイザー（2.5.1）と業務検討会（2.6.1）です。スーパーバイザーと業務検討会については、第2章で詳述します。理事・監事役割分担（1.3.2）でWAM 助成事業担当理事を3名置きました。

WAM 助成事業や今後の後見業務を適切に遂行していくため、これまで事務局長1人だった事務局体制を6名に整備・強化（1.3.3.1）し、当番制を敷くことが出来るようになりました。

横浜市成年後見制度利用支援事業が十分とは言えないので、組織図で示した通りつぼみ基金を設置しました。理事による寄付が原資です。業務遂行上必要な場合には、被後見人等へ給付ないし貸付を行います。これまでも、弁護士による代理申立費用を給付しました。なお、つばさでもつばさ基金が有効に使われています。

### 1.4 新型コロナウイルス感染予防に係る衛生対策

感染予防対策について、普段は別に仕事をもっている者が集合し、できる分野を担当・協力しながら法人運営を進めている関係から、virus が入り込むリスクは否めません。

事務所内での会議では、時間ごと最低限の人員とし、密を避け換気に十分配慮しました。WAM 助成事業の一環として、事務所入り口にはオートディスペンサーの消毒液を設置、洗面所にも消毒液・

うがい薬・紙コップ等を用意しました。室内の除菌については、商品の比較検討を行い、NASA 開発のテクノロジーを採用し、WISCONSIN 大学にて検証がなされた「ReSPR」(空気清浄機)を取り入れ、来所者の安心の一助としました。この製品は「ドアノブ等人が直接触れる表面部分も浄化する」という細菌の低減データを提示していたため選んだものです。

また、会議は Zoom での参加も可能にしました。大規模な集合研修は避けて、積極的に Zoom 活用による研修を行いました。

## 1.5 NPO 法人 後見つぼみ

横浜市から法人設立認証通知(1.5.1)を受け、2020年10月30日法務局に法人登記を行いました。法人のロゴマークは、新潟県長岡市にお住まいの田中 翠恵さんにお問い合わせしました。翠恵さんとは、10数年前柏崎市の特設支援学校に研修で招かれた際、知り合いになりました。

後見つぼみのネーミングには、～それぞれの蕾、その人らしく花咲き、豊かに実ればいいね～とそれなりの成長への願いを込めています。

### 事務所の所在地

〒222-0021 横浜市港北区篠原北一丁目9番8号

TEL:045-834-9320 FAX:045-834-9321





# 「法人後見」へ横浜でNPO法人設立

認知症や障害などで判断能力が不十分な人の権利を守ろうと、法人として「成年後見人」の担い手となるNPO法人を、横浜市ソーシャルワーカーO.B.らが21日、発足させた。個人ではなく「組織」が受任することで、質の高い後見業務を行うことが



NPO法人「よこはま成年後見 つばさ」の設立総会で理事長に選ばれた須田さん(左から2人目)と横浜市中区の市民活動支援センター

## 福祉職OBらスクラム

きる上、親亡き後が心配される障害者に対しても継続的に対応できるのが特長。第三者後見の多くが専門職に限られる中、「退職後のソーシャルワーカーを有効活用」するモデルケースにメンバーは意気込んでいる。(佐藤 奇平)

設立されたNPO法人は「よこはま成年後見 つばさ」(須田幸隆理事長)。親族以外が受任する第三者後見の人材不足が指摘される一方、障害者の親からは「将来にわたって子どもが安心して生活できる環境が必要」と、後見業務を永続的にに行える「法人後見」の受け皿が求められていた。ただ、県内では設立が進んでいなかった。

こうした中で、横浜市を2009年3月に退職し、社会福祉士の資格も持つ篠崎美代子さんが、「職場で培った相談力を退職後も生かしたい」と2月にNPO法人を構想。3月、同市が磯子区内に設置した東日本大震災の一時避難所で具社会福祉士会が生活相談を行った

(含む)は2万8606件で、うち法人は961件。前年より279件増えたが、全体ではわずか3.4%。横浜家裁管内では1.4%(2337件中32件)と、全国平均を下回る。

設立総会は21日、横浜市内で開かれた。「ソーシャルワーカーとしての経験と相談力を生かし、利用者の生活を向上させる後見業務を行いたい」と話す須田理事長は、「チームで対応することで質の高い後見業務につなげられる」と法人後見のメリットを強調。さらに「経験豊富な社会福祉士などの資格のない人材も有効活用でき、受任者の裾野が広がる」と、NPO法人設立の意義を語った。

◆成年後見制度 判断能力の不十分な人に後見人などを選任し権利を擁護する制度。財産管理のほか、介護や医療に関わる契約行為など生活の質を向上させる「身上監護」が役割。2000年4月、それまでの「禁治産制度」に替わるものとして介護保険制度と合わせてスタートした。「法定後見」は判断能力の程度によって「後見」「保佐」「補助」に分かれる。

## 組織受注で継続対応 経験活用モデルに

日本財団は21日、東日本の被災地支援のため、姉妹「日本音楽財団」が所有するオリンの名器「ストラダス」を英ロンドンでオー

1.1.3 福祉職 OBらスクラム

「法人後見」へ横浜でNPO法人設立 (神奈川新聞 2011.6.22)



# 「私らしく」を手助け

## 財産管理だけじゃない「成年後見人」

### 洋服選ぶ・美容院で髪形決める…

判断能力が十分でない人の財産や生活を守る成年後見制度を「利用する人が、年々増えている。」「財産管理」の制度と混同されがちだが、生活の質の維持や権利擁護にも欠かせない。制度はどのように運用されているのか。現場をみた。

#### 成年後見制度

認知症や知的・精神障害などで判断能力が不十分な人に代わり、後見人が財産管理や施設入居などの契約をする制

度。判断能力の程度に応じて一定の行為の代理などをとする「保佐人」「補助人」も含む。後見人らは本人や家族、市町村長らの申し立てで家庭裁判所が選ぶ。

横浜市鶴見区で月に1度開かれている「真理さんプロジェクト」。

（66）、NPO法人「よこはま成年後見つばさ」のメンバー根岸満恵さん（66）らが、成年後見制度の利用を視野に入れて話し合う。



岡本家のリビングで月1回開かれる「真理さんプロジェクト」。美知子さん（左から2人目）と真理さん（3人目）の希望や考えを、根岸さん（右）はじっくりと聞く＝横浜市鶴見区

担当。真理さんの日常を生活「医療・健康」「金銭管理」など10以上の項目に分け、それぞれ「電話がきたとき」「美容院で髪形を決める」「衣類の選び方」「家事の仕方を教えてもらう」「通帳やお小遣いの管理」など具体的な事柄が記入されている。どんな支援が必要か、誰がサポートしているかが、ひと目でわかる。

「つばさ」は高齢者や障害者の中で判断能力が十分ではない人に、法人後見や成年後見制度の利用支援などを行う。メンバー約30人の多くは横浜市の社会福祉職OBで、社会福祉士などの資格を持つ。

須田さんは、まだ制度自体が「財産管理」が中心と思われていると嘆く。「管理するほどの財産がない人も、その人らしく生きるために必要な制度だと知ってほしい」。後見人を選ぶ過程にあまり例のない試みも広がる。

### 担い手養成が急務

「つばさ」は高齢者や障害者の中で判断能力が十分ではない人に、法人後見や成年後見制度の利用支援などを行う。メンバー約30人の多くは横浜市の社会福祉職OBで、社会福祉士などの資格を持つ。

昨年2月からは、法人として80代女性の後見人を務めている。今は1人だけだが、区などからの相談事例はすでに14件。急速に高齢化が進む現状に、須田さんは「後見人の担い手養成は急務。法人や市民による後見がカギを握る」と話す。

「親」き後」なんて悲しい」という真理さん。それでも、毎月話し合いを重

「後見人を決める前に生活支援を含め徹底的に話し合う。障害者後見の新しいモデルケースにしたい」と、プロジェクトを支える「つばさ」の須田幸隆理事（68）は言う。

「親」き後」なんて悲しい」という真理さん。それでも、毎月話し合いを重

根岸さんは「真理さんにも成年後見制度の説明をし、必要性や時期の検討をしたい」と話す。できるだけ多くの情報を共有することが、岡本さん親子にとって安心した後見人選びにつながるかと考えている。

「親」き後」なんて悲しい」という真理さん。それでも、毎月話し合いを重

横浜市は昨秋から養成を始め、2014年には45人程度が登録される予定。横須賀市は07年、鎌倉市は09年から始め、すでに横須賀で14人、鎌倉で7人が登録されている。

「親」き後」なんて悲しい」という真理さん。それでも、毎月話し合いを重

しかし、家裁から成年後見人等に選任される際のハードルは高い。横須賀市ではこれまで8人が務めたが、鎌倉市はゼロ。横浜家裁の11年の統計では選任された2335件のうち市民後見人は2件だけで、全国でも100件程度にとどまる。

「親」き後」なんて悲しい」という真理さん。それでも、毎月話し合いを重

カギは「信頼性」だ。横浜市で市民後見人養成を担当する、市社会福祉協議会横浜生活あんしんセンターの酒井正樹事務局長は「大切なのは、養成後の支援の仕組み。日常的なサポートと専門職の支援で市民後見人を支え、研修の体制を整えるなどすれば、数も増えていくのでは」と話している。（斎藤博美）

「親」き後」なんて悲しい」という真理さん。それでも、毎月話し合いを重

家裁から選任 高いハードル

「親」き後」なんて悲しい」という真理さん。それでも、毎月話し合いを重

県内の自治体では、市民後見人の養成も始まっている。

「親」き後」なんて悲しい」という真理さん。それでも、毎月話し合いを重

「後見人の養成も始まっている。」

## 設 立 趣 旨 書

2011年10月12日、NPO法人としては、横浜で最初の法人後見を実施する特定非営利活動法人よこはま成年後見つばさ（以下つばさ）が設立され、認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など判断能力の不十分な方々の財産管理、身上保護など権利擁護のための法人後見事業が取り組まれてきました。

つばさでは、相談段階からご本人やご家族との信頼関係を築き、地域の福祉関係者と連携のネットワークを構築しながら、共に申立支援に取り組み法人受任することで安心して制度利用していただくことに努めています。ところが、制度利用相談・申立支援・法人受任を一体的に進める相談機関の整備は、未だ不十分です。

長年、私たちは横浜市内での法人後見実施団体誕生を願ってきました。昨年4月には、鶴見区内につばさの関係者が関与したNPO法人つなぐが誕生しましたが、その他にはこの10年間あまり変化はありませんでした。そこでつばさで学んだことを生かし、もっとライト（軽い、明るい、権利擁護）な小さなNPO法人を設立し、今後の市民のニーズと期待に広く応えていく決意を固めました。

法人後見は、持続性の観点から、障害の分野からの相談が多く、障害関係者からの期待が大きいことが分かりました。「つばさ」では、生活の質(QOL)の向上を目標にチームケアで取り組まれています。また、生活保護受給者など資力の乏しい方々の生活支援も重視されています。こうした法人の理念、運営が徐々に認識されるようになり、2020年8月現在、延べ98件もの受任になっています。行政や施設、病院、相談機関などからの相談は、数多（あまた）あります。

成年後見制度を利用するためには、家庭裁判所に申立をする段階で大きなハードルがあることも分かってきました。一般的には法律職の方に費用を支払って依頼するか法テラスに依頼することになりますが、「親族とは疎遠」、「まとまった費用は出せない」という方も多く、「区長申立を相談したがなかなか申立をしてくれない」「支援があれば本人や親族で申立できる」「申立支援してくれるところがない」という相談も寄せられています。

2025年には団塊の世代が後期高齢者に突入します。認知症高齢者は2012年の時点で462万人、2025年には700万人になると推計されています。また、地域には例えば高齢化した親と障害のある子どものいわゆる親亡き後問題、認知症が進む親とSOSを出す障がい者など複合的な課題を抱えた事例、身寄りのない一人暮らしのいわゆる身元保証問題など課題が山積しています。

私たちは、こうした地域の課題解決に取り組み、他の法人後見実施団体誕生の呼水となるべく、小さくとも志は高く持って、新たな一步を踏み出します。

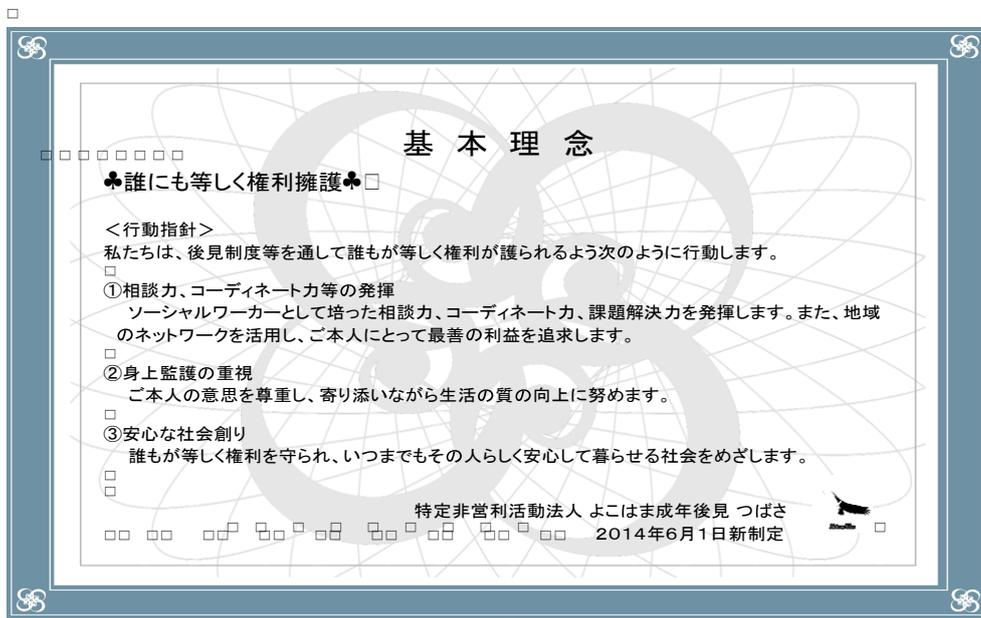
よってここに、特定非営利活動法人 後見つばみを設立することを宣言します。

2020年8月9日

法人の名称 特定非営利活動法人 後見つばみ  
設立代表者 須田 幸隆



1.1.5 後見つぼみ法人基本理念



よこはま成年後見 つばさ法人基本理念

## 【参考】権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

～地域連携ネットワークの機能（個別支援と制度の運用・監督）～

- 地域連携ネットワークが担う機能には、**権利擁護支援を行う3つの場面对応した形で、福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能と、家庭裁判所による「制度の運用・監督」機能**がある。

		「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の機能	
		福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能	家庭裁判所による「制度の運用・監督」機能
権利擁護支援を行う3つの場面	権利擁護支援の検討に関する場面（成年後見制度の利用前）	<p><b>①「権利擁護の相談支援」機能</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各種相談支援機関が、本人や関係者からの相談を受け止め、地域の实情に応じて、中核機関や専門職と役割分担や連携を行い、権利擁護支援ニーズの確認と必要な支援へのつなぎを行う機能。</li> <li>・ 本人・親族、支援関係者からの相談対応、成年後見制度や権利擁護支援の説明</li> <li>・ 成年後見制度の利用が必要かどうかなど権利擁護支援ニーズの精査</li> <li>・ 成年後見制度の適切な利用の検討や、必要な見守り体制・他の支援へのつなぎ</li> </ul>	<p><b>①「制度利用の案内」の機能</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人や関係者に対し、申立てなど家庭裁判所の手続を利用するために必要となる情報提供や、手続の案内（パンフレット等による制度の説明、統一書式の提供、ハンドブックやDVD等各种ツールの充実による手続理解の促進）</li> </ul>
	成年後見制度の開始までの場面（申立の準備から後見人の選任まで）	<p><b>②「権利擁護支援チームの形成支援」機能</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中核機関や関係者が、専門職などと連携して作成した権利擁護支援の方針に基づき、地域の实情に応じて都道府県等のしくみを活用して、成年後見制度の申立て方法や適切な後見人候補者を調整しながら、本人を支える権利擁護支援のチーム体制をかたちづくっていく機能。</li> <li>・ 権利擁護支援の方針（具体的な課題の整理、必要な支援の内容）の検討</li> <li>・ 適切な申立ての調整（市町村長申立の適切な実施を含む）</li> <li>・ 権利擁護支援を行うことのできる体制づくりの支援（課題解決後の後見人等の交代も含めた初期方針の検討、適切な後見人候補者や選任形態の検討・マッチング）</li> </ul>	<p><b>②「適切な選任形態の判断」の機能</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 権利擁護支援チームの形成支援機能により示された本人の意向や、対応すべき課題を踏まえた後見人等の候補者と選任形態などを含めた各事案の事情を総合的に考慮した後見人等の適切な選任</li> </ul>
	成年後見制度の利用開始後に関する場面（後見人の選任後）	<p><b>③「権利擁護支援チームの自立支援」機能</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中核機関や専門職が、地域の实情に応じて各種相談支援機関などと役割分担し、権利擁護支援チームが課題解決に向けた対応を適切に行うことができるよう、必要な支援を行う機能。</li> <li>・ チーム開始の支援（後見人等選任後における支援方針の確認・共有（支援内容の調整、役割分担）、モニタリング時期やチームの自立に必要なバックアップ期間等の確認）</li> </ul> <p><b>&lt;チームによる支援の開始後、必要に応じて&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 後見人等やチーム関係者などからの相談対応</li> <li>・ チームの支援方針の再調整（支援の調整、後見人等の交代や類型・権限変更の検討、中核機関や専門職による当該チームへの支援の終結に向けた確認など）</li> </ul>	<p><b>③「適切な後見事務の確保」の機能</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 後見人等が行う後見業務（財産管理、身上保護、意思決定支援のほか、報告書作成等の後見事務手続）の適切な遂行のため、後見人等への相談対応や助言</li> <li>・ 必要に応じた指導や指示、監督処分</li> <li>・ 権利擁護支援チームの自立支援機能によって確認された本人の状況や、後見人等の交代、類型・権限変更の検討や調整結果などを参考にした適切な交代や選任形態の見直し</li> </ul>

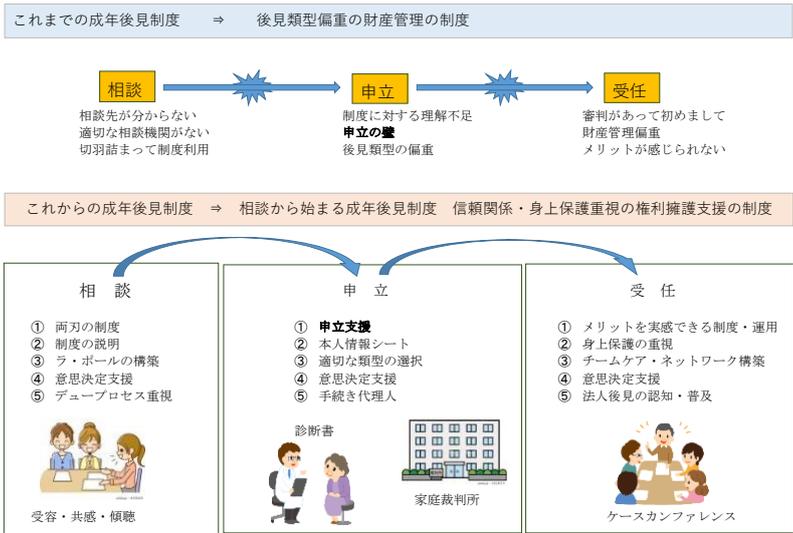
### 1. 2. 1 権利擁護支援を行う3つの場面



1.2.2.1 最高裁家庭局 診断書の在り方 (2018.8.2)

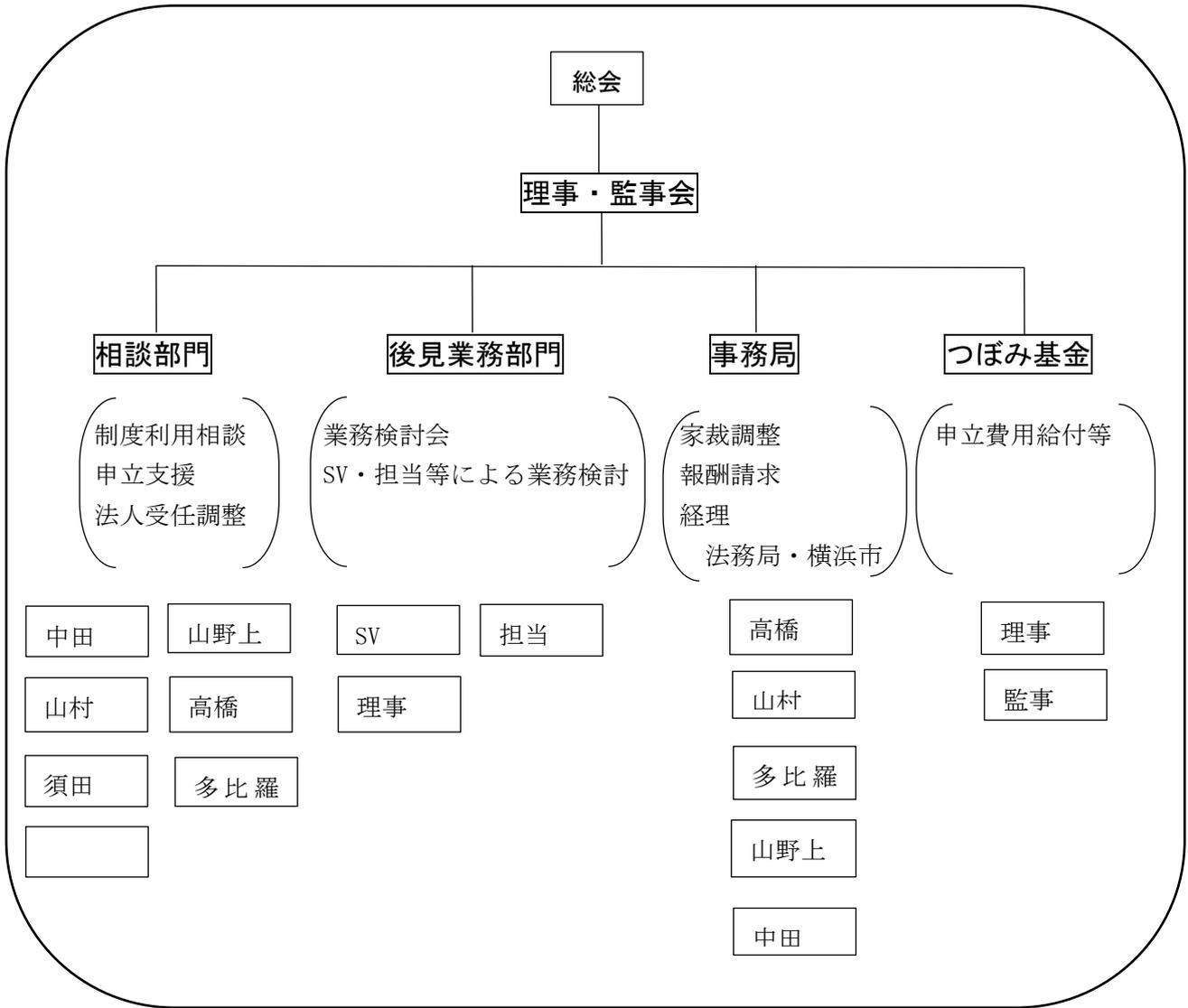
作成:NPO法人 後見つほみ

5. 利用相談・申立支援・法人受任の一体的推進



1.2.2.2 一体的推進を提言

〈組織図〉



**代表理事・副代表理事・理事・監事役割分担**

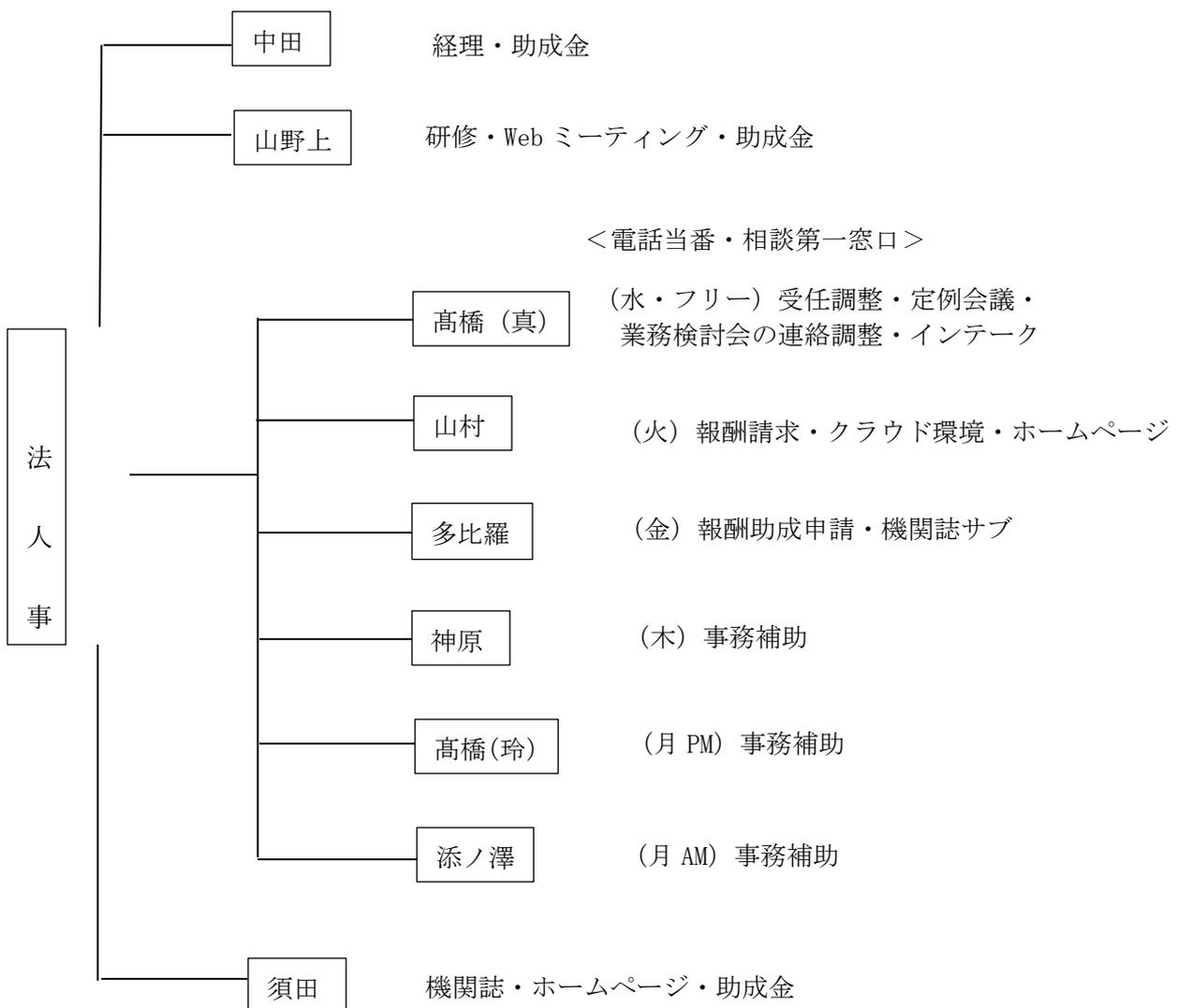
特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人 後見つばみ
--------------	-----------------

役名	氏名	役割分担	経歴
代表理事	中田 敏雄	全体の統括 県社協 市社協 経理 予算・決算 WAM助成金	社会福祉士 元銀行職員 第三者評価 評価員
副代表理事	山野上 啓子	総会 県社協 横浜市・法務局 WAM助成金 研修	行政書士 NPO 法人 移動サービス協議会副代表
理事	高橋 真佐子	事務局長 家裁対応 受任調整 市社協 養成研修	社会福祉士 精神保健福祉士 横浜市福祉職 OB
理事	山村 朋子	事務局 報酬請求 ホームページ	社会福祉士 精神保健福祉士
理事	多比羅 千賀子	事務局	社会福祉主事 元横浜市社協職員
理事	須田 幸隆	代表理事補佐 研修 機関誌 ホームページ WAM助成金	社会福祉士 元中福祉事務所長 前代表理事 前 NPO 法人 よこはま成年後見つばさ代表理事
アドバイザー	篠崎 美代子	個別相談	社会福祉士 横浜市福祉職 OB つばさ副代表理事
アドバイザー	熊谷 美江子	個別相談	社会福祉士 横浜市福祉職 OB つばさ副代表理事
監事	菅野 善也	経理監査	社会福祉士 精神保健福祉士 社会福祉法人 白根学園

1.3.2 理事・監事役割分担

## 事務局体制（2022年度）

庶務	<ul style="list-style-type: none"> <li>各担当者との連絡調整（各機関からの郵便物転送・電話・メール・FAXなど）</li> <li>事務所・備品管理・切手印紙等管理・担当者会議・研修・交流会事務・ホームページ・機関誌発行</li> </ul>
報酬関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>報酬請求・各担当者の書類受領確認</li> <li>報酬助成申請</li> </ul>
経理	<ul style="list-style-type: none"> <li>予算・決算・出納帳管理</li> <li>給与・報酬振込支払い・支払通知発送・源泉税納付</li> </ul>
会員会費等	<ul style="list-style-type: none"> <li>会費・寄附金管理 ・ 寄附金募集</li> </ul>
助成金	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種助成金申請</li> <li>交付助成金の運営管理</li> </ul>
関係機関調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>法務局登記関係 ・ 家裁対応 ・ 県社協 ・ 市社協</li> <li>法テラス ・ 包括支援センター ・ 市・区役所</li> </ul>



## WAM 助成事業 3つの柱

### 柱立てNo. 1 成年後見制度利用相談・申立支援・法人受任の推進

#### ①目的

高齢化した親と障害者などのいわゆる親亡き後問題、認知症が進む親と SOS を発信する障害者などの複合的な問題、一人暮らし高齢者の身元保証問題など福祉課題解決のため法人後見を進めます

#### ②内容

- ・横浜市福祉職 OB や士業による制度利用相談
- ・行政機関や福祉施設との連携による家庭裁判所への申立支援
- ・後見人等法人受任

#### ③実施場所

横浜市内

#### ④実施期間・日時

通年、必要に応じて

#### ⑤予算

### 柱立てNo. 2 人材発掘・育成

#### ①目的

多様化、増大化する権利擁護支援のニーズに相談、対応する人材の発掘・育成を進めます

#### ②内容

- ・法人後見専門員養成講座の実施
- ・既法人後見専門員のスキルアップ講習
- ・被後見人、関係機関、専門家との交流会の開催

#### ③実施場所

法人事務所及び公的貸し会議室

#### ④実施期間・日時

四半期に一回開催

#### ⑤予算

### 柱立てNo. 3 法人後見の普及促進

#### ①目的

チームケアの法人後見への相談が、行政や地域の福祉機関・病院などから途切れることなく続いています。この期待に応じて法人後見の普及促進を進めます

#### ②内容

- ・法人後見や申立支援の実践研修
- ・受任事例のケースカンファレンス
- ・横浜市や国への意見提言

#### ③実施場所

法人事務所及び近隣公的貸し会議室

#### ④実施期間・日時

ケースカンファレンスは法人運営規則の定めによる

#### ⑤予算

### 1.3.4 WAM 助成事業 3つの柱

## 新型コロナウイルス感染予防に係る衛生対策

感染予防対策について、普段は別に仕事をもっている者が集合し、できる分野を担当・協力しながら法人運営を進めている関係から、virus が入り込むリスクは否めません。

事務所内での会議では、時間ごと最低限の人員とし、密を避け換気に十分配慮しました。WAM 助成事業の一環として、事務所入り口にはオートディスペンサーの消毒液を設置、洗面所にも消毒液・うがい薬・紙コップ等を用意しました。室内の除菌については、商品の比較検討を行い、NASA 開発のテクノロジーを採用し、WISCONSIN 大学にて検証がなされた「ReSPR」（空気清浄機）を取り入れ、来所者の安心の一助としました。この製品は「ドアノブ等人が直接接触する表面部分も浄化する」という細菌の低減データを提示していたため選んだものです。

また、Zoom での参加も可能にしました。大規模な集合研修は避けて、積極的に Zoom 活用による研修を行いました。

### 1.4 新型コロナウイルス感染予防に係る衛生対策



特定非営利活動法人

# 後見つぼみ

所在地	〒222-0021 横浜市港北区篠原北一丁目9番8号		
設立	2020年10月30日	役員数	理事：6名 監事：1名
代表理事	中田 敏雄	事務局	高橋 山村 多比羅
電話	045-834-9320	Fax	045-834-9321
メール	kokentubomi@khe.biglobe.ne.jp	URL	https://kokentubomi.wixsite.com/website

法人設立経緯	<p>後見つぼみは、判断能力の不十分な方々の権利擁護を目的に法人後見を実施する団体です。相談段階から、地域連携ネットワークを構築しご本人やご家族等との信頼関係を深めつつ、申立支援、法人受任まで一体的に進めます。取り分け資力の乏しい方々の支援に力を入れます。</p> <p>メンバーは、横浜市社会福祉職OB（ケースワーカー）や士業等の対人援助経験者で、身上保護に強みを発揮するチーム支援のプロ集団です。</p> <p>ライト（軽い、明るい、権利擁護）な小さいNPO法人ですが、市民のニーズと期待に応じていく決意のもと、地域の課題解決に取り組み、他の法人後見実施団体誕生の呼び水となるべく、志は高く持って前進します。</p> <p>後見つぼみのネーミングには、 ～それぞれの蕾、その人らしく花咲き、豊かに実ればいいね～とそれぞれの成長への願いを込めています。</p>																
会員・賛助会員	会員41名 賛助会員9名（2022年5月26日現在）																
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●成年後見制度の利用相談・申立支援に関する事業</li> <li>●成年後見人等の法人受任に関する事業</li> <li>●市民研修や法人の担当者・SVの養成、育成に関する事業</li> <li>●その他、この法人の目的を達成する為に必要な事業</li> </ul>																
実績	<p>通算の受任状況は、次の通りです。（2022年12月末現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">分野別</th> <th>(件)</th> </tr> <tr> <th>認知症高齢者</th> <th>知的障がい者</th> <th>精神障がい者</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2件</td> <td>5件</td> <td>1件</td> <td>8件</td> </tr> <tr> <td>在宅1</td> <td>在宅</td> <td>在宅</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	分野別			(件)	認知症高齢者	知的障がい者	精神障がい者	合計	2件	5件	1件	8件	在宅1	在宅	在宅	
分野別			(件)														
認知症高齢者	知的障がい者	精神障がい者	合計														
2件	5件	1件	8件														
在宅1	在宅	在宅															
特記事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>①2020年08月09日 法人設立総会を行い設立の意思を決定した。</li> <li>②2020年08月11日 横浜市市民局にNPO法人認証申請を行った。</li> <li>③2020年10月29日 横浜市からNPO法人の認証があった。</li> <li>④2020年10月30日 法務局に法人登記申請を行なった。</li> <li>⑤法人基本理念を「誰もが尊厳を守られる権利擁護支援」としました。</li> <li>⑥長岡市の田中翠恵さんがイラストを描いてくれました。</li> <li>⑦2021年02月12日 1番目法人受任</li> <li>⑧2021年03月02日 2番目法人受任</li> <li>⑨2021年03月30日 3番目法人受任</li> </ol>																



## 第2章 2022年度WAM助成 柱1事業

利用相談・申立支援・法人受任推進事業

## 第2章 柱1事業：利用相談・申立支援・法人受任推進事業

権利擁護支援を行う「3つの場面」（利用相談・申立支援・法人受任）(1.2.1)の具体例です。特に**申立支援**に力を入れた事例です。

### 2.1 事例1（利用相談・申立支援・法人受任）

事例1 利用相談⇒申立支援⇒法人受任について、文字通り地域連携ネットワークを構築しながら、一体的に進めました。成年後見制度利用にしっかり繋がった事例です。

相談 2021年10月18日 審判 2022年5月16日 この間7ヶ月

**類型** 後見

**申立者** 父（85歳）

**申立動機** 親亡き後に備えて

申立経路 A区役所⇒中核機関⇒A区役所⇒つばさ⇒後見つばみ

**特記** この間に急遽、この事例のスタートとなったA区役所職員研修を実施 職員15名が参加しています。研修では、**申立支援**をどのように行うのか、そのノウハウを伝えました。

スーパーバイザーがレポート(2.1.2)「**申立支援**が求められる場面」をまとめました。

申立者の父親(85歳)の語録に焦点を当て、**分析と考察**を行っています。

申立経路(2.1.3)を図解しました。父親は我が子のためにあっちに行き、こっちに行き必死の思いです。私たちは、制度の利用相談・**申立支援**・法人受任を一体的に進めました。法人後見ならそれができるのです。

家裁申立事務は、複雑、煩雑です。資力があれば弁護士や司法書士に依頼することになります。法テラス相談や市町村長申立が相応しい場合もあります。

私たちがお手伝いする場合には、関与する福祉関係者と文字通り**地域連携ネットワーク**を構築し、申立事務の役割分担(2.1.5)を明確にします。申立理由(2.1.6)も申立者と一緒に考えます。

本人申立の場合には、関与する福祉関係者に補足意見を依頼します(つばさ方式)。申立方法を熟知した後見つばみが、後方支援として申立過程全体のコーディネーターを務めます。

このプロセスの中で、マッチングやラポール(信頼関係)が構築されていきます。

#### <申立理由につて>

横浜家庭裁判所の申立書には、申立の理由には具体的な事情を記載するよう記されています。

その具体的事情が、 預貯金等の管理・解約  保険金受取  不動産の管理・処分  相続  
手続  訴訟手続等  介護保険契約  身上監護(福祉施設入所契約等)

その他( )に分けられています。

事例1の場合に、申立理由を簡潔に箇条書(2.1.6)きするよう助言しました。

審判が出るまでに父親が何度も不安を訴えるので、励ましの電話やメール(2.1.7)をします。また家裁ヒアリングに備えて、父親用に想定問答(2.1.10.1.1)まで作りました。

コロナ禍のため、家裁ヒアリング(2.1.8)は電話で行われました。後見つばみのチームが同席しています。父親から財産引き継ぎ(2.1.9)が無事行われました。

引き継ぎには、地域連携ネットワークの施設関係者やご本人の弟の同席もありました。今後は、さらに年老いていく一人暮らしの父親にも目配りしていく方針が立てられています。

父親から「親亡き後もきちんとした支援の輪の中で」と題して感想(2.1.10.1)が寄せられました。担当者から「成年後見制度の申立支援に参加して」と題して感想(2.1.10.2)が寄せられました。

国の基本計画で言う地域連携ネットワークは、実務者から見ると専門職団体間の協議会としか映りません。本当に必要なのは文字通り地域での連携ネットワークです。既に実践しています。

事例1の場合では、申立者の父親、ご本人が通う作業所の所長、グループホーム職員、グループホームを運営する社会福祉法人の相談支援専門員（本人情報シート作成）と連携を密にしています。



申立支援

## 2.2 事例2（利用相談から申立支援に入る段階で断念）

相談 2021年11月26日 断念 2022年06月15日

類型 後見

申立 母親（83歳）

申立動機 親亡き後

特記 父親の遺産相続 相続登記

断念理由 ①インテークの問題（課題把握不足）

②母親のキャラクターの問題

③親族（司法書士）の関与の問題

私たちの支援による制度利用にはなりませんでしたが、相続登記など学ぶことは多くありました。

### 感想

○親心ゆえの利益相反とのはざまの難しさ (2.2.3.1)

○課題と今後の対策～障がい者支援の基礎知識が不足～ (2.2.3.2)

## 2.3 相談状況

後見つぼみは、これまでに45件(2022年12月15日現在)の相談を受けています。

相談は、法人設立(2020年10月30日)前からありました。相談のみに終わった場合でも、主訴に対して、適切な情報提供や利用出来る福祉サービ等の紹介を行なっています。福祉事務所や介護事業所等での相談経験豊かなプロ集団なので、これが出来ます。

### <相談経路>

区役所からの相談が、全体の4分の1ありました。

区役所 11件 地域包括支援センター 6件 基幹相談支援センター 5件 施設 5件  
病院 4件 つばさ 3件 親族 3件 知人 2件 弁護士 3件 つなぐ 1件  
本人 1件 生活支援センター 1件

### <分野別>

全体の60%近くは、障がい関係からの相談です。法人後見は、どちらかと言えば障がいの関係者からの期待が大きいです。

認知症高齢者 17件 知的障がい者 13件 精神障がい者 10件 高次脳機能障害 3件  
その他 2件

### <生活保護有無>

全体の約4割は、生活保護受給者です。法人の基本理念によるものと思います。

有 16件 無 29件

### <相談結果>

受任は、8件です。受任体制を整えるのが課題になっています。なお、チーム編成・解散とは、依頼を受けて受任の方向でチームを編成し待機したが、話し合いの過程で断念した事例です。

相談のみ 30件 受任 8件 チーム編成・解散 4件 待機3件

## 2.4 受任事例分析

2022年12月末現在で、延8件の受任が来ています。8件の申立状況を分析しました。

・類型は、後見が5件 保佐が3件です。

・申立者は、本人が5件 親族が2件 区長が1件です。

その内、弁護士による代理申立は2件(内、法テラス1件)です。

後見類型であっても適切な**申立支援**があれば、本人申立(No1 No3)が実現(2.4.1)できます。

本人申立(No3)の家裁面談記録(2.4.2)です。この時の参加者は、ご本人と施設職員及び後見つぼみから担当予定者とスーパーバイザーです。

申立理由には、ご本人が直筆で「わたしはグループホームでくらしています。おかあさんはびょうきです。おとうさんはとしをとっています。そうだんしたり、おかねのことをつぼみのひとにみてもらいたいです。」と書きました。

・**申立支援**を行なったのは、5件(No1 No3 No4 No5 No8)です。

横浜市の成年後見の相談支援機関の一つに位置付けられている地域包括支援センターが、後見つぼみのバックアップで**申立支援**を行なったものが2件(No1 No5)ありました。**申立支援**の理想的な在り方です。多くの相談支援機関がこうあって欲しいものです。

・申立書のつばさ方式採用(福祉関係者が補足意見提出)は、2件(No3 No4)でした。

## 2.5 スーパーバイザー(SV)の配置

チーム支援のため、各担当者には必ずスーパーバイザー(2.5.1)を配置します。

スーパーバイザーとは、管理監督機能 指導助言機能、支持育成機能 代理代行機能を果たす者です。担当者の指導者、相談者と言ってもいいでしょう。後見つぼみの法人後見は、チームで行うためスーパーバイザーが果たす役割はとても重要です。

## 2.6 業務検討会

適切な身上保護と財産管理確保のために業務検討会(2.6.1)を行います。業務検討会の開催は、法人運営規定に定めてあり、開始後3ヶ月間は毎月開催します。4ヶ月以降は状況に応じて開催しますが、最長でも4ヶ月に1回は開催します。業務検討会実施状況(2.6.2)を示します。

業務検討会があるので、後見業務の一定以上の質が確保されているとも言えます。場合によっては、親族が参加することもあります。透明性の担保です。



業務検討会(参加者 担当 SV 理事)

## 2.7 担当者感想

- 成年後見への道～成年後見人の緒に就いて思うこと～ 川崎末美(2.7.1)
- 法人後見つぼみでの出会いと学び～Kさんらしさを支える～ 岩岡綾子(2.7.2)
- 生活保護費累積金と礼服購入 津田美千代(2.7.3)
- 刑事司法ソーシャルワーカーに興味を持ち学び始め 岡本徳子(2.7.4)
- 本人が何を望むのか、望むことがあればそれをどう叶えられるのか 渡邊晃伸(2.7.5)
- 自分自身もぶれない軸を持つことが大事 高橋玲子(2.7.6)
- 社会的な意義や価値が高い団体へ～医療ソーシャルワーカーの立場から～ 鎌村誠司(2.7.7)

### 第二期基本計画パブコメントでの国の回答

31 ページ 15 行目「必要となる書類等の収集や、申立書に記載する情報の整理など、関係機関が適切に役割分担して対応する」について

**意見⑩** 制度の利用を必要とする人を発見し制度につなげるには、**申立支援**を強化すべきです。

**理由** 制度の利用を必要とする人を制度利用につなげるには、「制度利用が必要か」「家裁申立を誰にするか」「候補者を誰にするか」「具体的な申立の進め方は」等適切な支援を要します。しかしながら申立を相談者に寄り添って行う支援は極めて脆弱です。**申立支援**という言葉さえ使われていません。中核機関に相談しても、申立書類を渡されて丁寧な**申立支援**を行う法人にたらい回しするのが実情です。

なお、必要であれば私たちは、**申立支援**の段階でも文字通り地域連携ネットワークを組織します。その時重要なのは、全体をコーディネートするコーディネーターの存在です。

#### 【国の考え方】

II3(2)2イ(ア)で記載しているとおり、申立ての調整においては、地域連携ネットワークにおいて関係機関が適切に役割分担して対応することが重要です。そのためには II3(3)に記載のとおり、**地域連携ネットワークの機能を強化するための取組が重要です。**(II 3-2 3)

---

21 ページ 5 行目「地域連携ネットワークについて」

**意見⑪** 地域連携ネットワークは、文字通り地域で構築されなければならない。

**理由** 中核機関で想定されているものは、結局は職能団体による単なる協議会に過ぎないのではないかと。真に必要とされているのは、個別事例支援のための地域でのネットワーク構築です。法人後見には、その経験とノウハウが蓄積されています。

#### 【国の考え方】

地域連携ネットワークは、各地域で、法人後見実施団体を含め多様な分野・主体が連携して整備するものとしており、また、三つの場面における支援機能は、個別事例での支援を想定しているものです。(II 3-2)

---

3 ページ 15 行目「本人の地域生活を支える役割を果たしている」について

**意見⑫** 障がい者の地域生活では、親亡き後問題、8050 問題は深刻です。社会問題として、取り組むべき問題ではないか。

**理由** 親亡き後の相談が増えています。障害のある我が子を世話してきた親が高齢化しているからです。好評の映画「梅切らぬバカ」で訴えているように社会問題です。親亡き後我が子を支える役割を成年後見制度に求めています。家裁への申立支援、候補者依頼等の相談は引切り無しに続いています。成年後見制度が本人の地域生活を支える役割を果たすのは、喫緊の社会問題です。

#### 【国の考え方】

今後の検討の参考とさせていただき、施策の充実に努めてまいります。

---

10 ページ 16 行目「虐待等の支援困難な事案については、専門職後見人や一般的な法人後見では対応が困難な場合がある」について

**意見⑦** 虐待等の支援困難な事案については、公後見も研究、推進してはどうか

**理由** 専門職後見人や一般的法人後見では対応困難な事例もあります。現在は、最後の抛り所として、社会福祉協議会の法人後見に依存していますがそれで十分でしょうか。行政が行う「公後見」を研究し推進してはどうか。新潟大学の上山 泰教授によれば、地方公共団体も法人格を持つのであえて極論すれば、現行法上でも市町村を法人後見人として選任することも可能と述べています。

#### 【国の考え方】

II1(2)3で記載しているとおり、支援困難な事案を受任する法人が都道府県等の公的な機関による適切な関与を受けつつ後見業務を実施できるよう、検討を進めてまいります。

---

56 ページ 25 行目「申立までに長期間待たされることが常態化し、必要に迫られ本人が申立手続を行うことが難しいにもかかわらず無理に本人申立をせざるを得ない」について

**意見⑫** 市町村長申立の改善や市町村の申立支援機能強化のため専任職員を配置すべきではないか。一方で、支援付き本人申立こそが意思決定支援そのものではないか

**理由** 政令指定都市のY市では、区長申立は相談してからそのスピード感は年単位が実情です。職員の手が回らないからです。しかも、対応するのは後見類型相当だけです。保佐、補助相当は対象にならず申立支援の途さえ閉ざされます。専任職員の配置が望まれます。

なお、本人が申立手続きを行うことが難しいにもかかわらず、無理矢理本人申立をすることはあってはならないことです。

しかし、例え後見類型に相当する場合であっても意思表示が明確な方はたくさんいます。支援付き本人申立が成立する場合もいくつもあります。成年後見制度利用のスタートで支援付き本人申立は、まさしく意思決定支援そのものではないのか。

蛇足になりますが、家事事件手続法第22条但し書の非弁護士によると手続代理人の道も切り拓くべきです。もともと我が国の高齢者・障害者の手続的権利保障（デュープロセス）は脆弱です。成年後見制度利用に当たってもこれが言えます。制度改革の観点からは、品川社協が行っているように家事事件手続法第22条但し書の非弁護士による手続代理人の途を切り拓いていただきたい。

#### 【国の考え方】

今後の検討の参考とさせていただきます、施策の充実に努めてまいります。

---

該当箇所：II3(1)〇4カ

27 ページ 25 行目「成年後見制度の利用が必要かどうかなど権利擁護支援ニーズの精査を行う必要がある」について

**意見⑬** 後見的支援としてチームを編成し、時間を掛けて関係性構築や制度理解を深めることから始めることもあります。

**理由** 成年後見制度の利用相談の中には、ご本人やご親族に成年後見制度利用の理解が十分ではな

い事例もあります。その場合には、機が熟するまで後見的支援としてチームを編成し、関係性構築や制度利用の理解を深める努力をしています。

**【国の考え方】**

第二期計画では、成年後見制度の利用前である権利擁護支援の検討に関する場面において、本人や御親族等の関係者に、成年後見制度のしくみやそれ以外の権利擁護支援に関する説明を行う記載をしています。また、成年後見制度につなぐだけでなく、同制度以外の権利擁護支援として、権利擁護支援チームによる見守りや意思決定の支援を行うことを記載しています。



## 事例概要（受任 No 8）

相談・受任時期	相談：2021年10月18日 受任：2022年5月16日								
相談時状況	<table border="1"> <tr> <td>年齢・性別</td> <td>歳 男性</td> </tr> <tr> <td>疾病・障害</td> <td>愛の手帳 A2</td> </tr> <tr> <td>居所</td> <td>グループホーム</td> </tr> <tr> <td>類型</td> <td>後見・保佐・補助</td> </tr> </table>	年齢・性別	歳 男性	疾病・障害	愛の手帳 A2	居所	グループホーム	類型	後見・保佐・補助
年齢・性別	歳 男性								
疾病・障害	愛の手帳 A2								
居所	グループホーム								
類型	後見・保佐・補助								
申立人	親族（父）								
申立経緯	<p>父が区役所から紹介された中核機関である「よこはま成年後見推進センター」に出向いて相談、申立書類を渡され同時につばさが紹介された。10/18 再度、父が区役所に相談に出向く、区役所からつばさに電話、申立支援と候補者の依頼。後見つぼみが紹介された。</p> <p>10/20 父が後見つぼみに電話 10/27 父が後見つぼみの事務所に来所、11/9 父の案内で後見つぼみの支援チームが GH 訪問、ご本人と面談。本人情報シートは GH 運営法人の相談支援専門員が書く。診断書は法人の嘱託医。</p> <p>12/01 父来所 申立書作成支援  1/18 区役所職員研修  2/21 自宅訪問 申立書作成支援  3/01 申立書家裁送付  4/12 家裁電話で申立ヒアリング 同席  5/16 審判</p>								
申立支援	後見つぼみ								
生活保護の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>								
支援関係機関	GH 相談支援専門員 作業所 区役所 父 弟								
後見人選任後 （結果）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6/13 財産引継（本人 父 弟 施設関係者同席）</li> <li>・6/22 第1回業務検討会</li> <li>・6/24 家裁第1回報告</li> <li>・7/04 銀行就任届</li> <li>・7/04 銀行払い戻し 小口現金管理</li> </ul>								

## 2.1.1 事例1概要

## 申立支援が求められる場面

後見つばみ 高橋 真佐子

## 1. はじめに

成年後見の申立支援については、手続きにおいて非弁行為等に抵触しないよう、また利用可能な制度の選択、必要な関係機関との連携を阻むことのないよう常に考慮しつつ、持ち込まれる利用相談の流れの中で、当事者が孤立することを防止するためにも向き合わざるをえないと実感し取り組み始めることは多い。

今回、現場では、相談者の父から投げかけられる一つ一つの質問や感想において、手の届いていない支援箇所を象徴しているように感じるものが多々あった。改めて申立支援の必要性を考えさせられる事案であったため、その経過より、当事者が思い悩む内容を父の語録等から掘り下げて考察しておきたいと思う。

## 2. 事例

A さん：知的障害 A2 グループホーム入所中 日中作業所通所

父：高齢 グループホームの近隣区内に単身居住

母：死去 兄弟一人：県外に居住

## 経過表（抜粋）

	日時	媒体	主旨	父の言葉や内容	備考
1	10/20(水)	電話	相談	①「親なき後を考え、成年後見の申立てをしておこうと思う。区役所から市の成年後見推進センターを紹介されたので訪ねたところ、申立書類一式をくれた。家に帰って見てみたが、何が何だかわからない。」	最初の相談
				②「もう一度、区のケースワーカーに聞きにいったら、法人後見の団体があると教えてくれた。法人後見の説明とその名前は推進センターでも出ていた。…それで電話した。一度話を聞きにいきたい。」	
2	10/27(水)	来所面談	相談	①「これだけの申立書類を一人で書くことはできない。揃えなければいけないものも言葉がよくわからない。」	申立書一式・本人に関する資料ファイルを携えてくる（障害手帳や年金証書、
				②（書き方の説明はなかった？）→「とてもそんな雰囲気ではない。忙しそうですぐに帰された。区役所でも細かいことはわからないと。」	

				③「弁護士に頼めばやってくれるのか?…一つ動けば多額の費用がかかると思うと怖くて聞くに聞けない。」	母の残した「あんしんノート」もあった
				④「ここは福祉の相談に乗ってくれると聞いたので頑張って(足腰が悪いが)来た。」	
				⑤「遠方に兄弟はいるが、自分の家庭がある。負担をかけたくない。『法人後見』のことを聞き、本人のためにはこういう障がい理解のある法人後見人に就いてほしいと思った。」	
3	10/29(金) ～ 11/1(月)	電話	質問	①10/27に話した内容について、確認をする内容であった。	3回に分けてTEL
4	11/9(火)	本人訪問	紹介	①「そんなに寿命が長いわけではないと思うが、今日明日ではないでしょうから、支援していただくとわかっただけでほっとしてまます。ゆっくり手伝ってもらえばいい。」	本人「お願いします」
5	11/12(金)	メール	連絡方法について	①「…これで、そちら様の御在宅か否かを気にせずともアプローチが出来そうです。助かります。」	事務所への電話は担当者が出るとは限らないため、メールを案内
6	11/26(金)	メール	相談	①「…少しの間お互いに音無しでしたが、(…などいろいろ)考えていました。」	来所したいとの連絡
7	12/1(水)	来所面談	質問	①書類の記入の仕方について、具体的な相談に入る	揃える物の確認
8	12/3(金)	メール	質問	①「どうお話しすればよいのか…住民票は本人と自分の世帯が別々になっていました。それぞれ1枚ずつ発行してもらいました。世帯合併しておいた方がよいのか??」	区役所に住民票を取りに行ったが、よくわからなくなったと
9	12/8(水)	メール	質問	①「…出納帳とはどんなものか良くわかっていない私が聞いたことですが…」 ②「施設の出納帳は出してもらうのに時間がかかる…?」	
10	12/10(金) ～ 12/13(月)	メール	質問	①1/28の通院時は、どうやって送迎をすればよいか。施設で連れていってくれるか。車なら自分も乗せていってもらえるか?といった内容 ②診断書はどのくらいでできてくるだろうか?といった内容	1/28に診断書を書いてもらうため、通院が決まったことについて

11	1/4(火)	メール	質問	①「先ずは毎月11日(火)11時の待ち合わせ場所ですが、地下鉄改札口でしたか？JR桜木町駅の改札口でしたか？ 持参する物は①私の免許証コピー ②印鑑2つ 以上で宜しかったですでしょうか？」	法務局(横浜)に同行することになった。年末から場所と持ち物の確認が3回ある。
12	1/26(水) 7:53	メール	質問	①「早朝からすみません。毎月11日に投棄(「登記」のこと)されていない……の件で法務局へお連れいただきましたが、その後の事をどうすれば良いのかすっかり失念いたしておりました。 私が問い合わせをしてから受け取りに行くのでしたか？肝心の事をメモしていません。恐縮ですが教えて下さい。」	実際は、1/11に書類を受け取り、次は1/28の通院にいつまで来てくださいますとお話している
13	2/14(月)	メール	質問	①「両高橋様が拙宅にお出で頂く日ですが、17(木)の午前10時頃でしたよね。21日(月)出は無いんですよね。お粗末なのですが再確認させて下さい。」	訪問する約束を電話したところ、自分のメモがわからなくなってしまったと言う
14	2/17(木)	メール	相談	①「…診断書の事では毎日ポストを調べておりますが、まだ郵送されていません。一層の事、J病院の事務で電話で様子を伺いたくなりますが耐えております。…」	診断書が出来上がってこないため、心配している
15	2/27(日)	電話	説明に関して	①(類型が「後見」にならなかった場合の説明に対して)「そんなことがあり得るのか！聞いてないぞ。簡単に言ってくれちゃって。そんな診断書が出たら、その場で破り捨てる…」	自分の子どもには「後見」でないと困ると言う
16	3/2(水)	メール	感想	①「私は全体をあまり把握できず、ただウロウロと心配ばかりで… 重ねて御礼申し上げます。ただ、決定までまだ大分時間を要する模様、せいぜい3月中にはと根拠なく考えておりました私が大変良かったです…」	家裁に後見申立書を送付後のお礼メール

17	3/3(木)	メール	質問	①「家裁から日取りの照会があった場合、決定し回答するまで余裕日時はどの位あると思えば良いのでしょうか？つまらない質問かな？」	家裁面談日のこと
18	3/6(日) 9:00	メール	質問	①「…折角のお休みにメールなどあいすみません。つまらぬご質問かも知れませんが、矢張りお尋ねしてしまいました。お許し下さい」。	家裁面談日の調整について、再度別の質問
19	3/9(水)	電話	質問	①「家裁からはまだまだ連絡来ないんでしょうか？買い物にも出られず、ずっと家にいるのですが…」	3/1に後見申立てをした
20	3/15(火) 8:24	メール	感想	①「…電話家裁から中々来ないですね。いささか待ちくたびれました。でも、ひたすら待たねば・・・年度末は家裁も案件多く時間も要するのかな？メールをしてもご迷惑なだけと思いながら、つい、メールしてしまいました。お許しを。 私も本日1から2になりました。気持ちに余裕が・・・」	82歳にいられて
21	4/6(水)	メール	感想	①「あと1週間で当日ですね。どんな展開が予想されるのかさっぱりなので緊張致します。何故後見人申し立てをしたか？何故該当候補を選んだか？辺りを主題に聞かれるのかなと考えたり・・・あれこれ考えても当たってみねばとも思います。当日ご苦勞様ですが拙宅にお出で頂けること有難うございます。お出で頂く時間、前に伺っている頃と変更有りませんか？当方勝手な言い方ですがもっと早めにお出で頂いても結構です。」	4/12の家裁ヒアリングを前に
22	4/11(月) 8:45	メール	感想	①「いよいよ明日ですね…その後、決定までにどの位要するのでしょうか？矢張りひと月位要するのでしょうか？いささか焦りの気持ちが有ります。早くに決まってほしい。」 ②自宅でヒアリングとしたが、電話のスピーカー機能があるのかよくわからないと心配している	家裁の電話ヒアリングを前日に控えて。電話スピーカー機能は当日見るので大丈夫、なければそれも可と何度か伝え済み

	日時	媒体	主旨	父の言葉や内容	備考
23	5/9(月) 10:51	メール	質問	①「やっと長い連休が終わりました。兎に角早く家裁からの連絡をと願っておる毎日です。」	後見人決定の審判を待つ。
				②『「家裁からの電話連絡有れば、お互いに至急TELし合う』で宜しかったですね。最近、かなりボケが進んできてるなーと感じる毎日で、メモもどこに置いたか探すこと多く、その事が心配です。」	家裁からは文書が送られてくると伝えてある。再度伝える。
				③「どのように決まるかが有ると思いますが、決まったらそれに応じた対処でも数日？かかるのではと想像しますと、一日でも早くの気持ちがいや増します。」	
24	5/9(月) 11:07	メール	連絡	①「…矢張り間違いでしたね。郵送物での連絡ですね。有難う御座いました。」	前メールの返信を受けて。
25	5/16(月) 9:46	メール	感想	①「今週こそ」「…早朝からお騒がせですみません。今日は知らせは無いでしょうが、今週こそその思いで願っております。そうでないと、今月中には行きませんよね……そんなにいじめないで欲しいものです。」	
26	5/18(水) 9:20	メール	感想	①「待つ他無いですね。昨日は一日待ちましたが……自宅待機しかないですね。」	在宅していてもかまわないことを再度伝える。
27	5/21(土) 9:28	メール	感想	①「これからの事」「…お休みなのに勝手ですがお許しを。昨日はビックリで…」「…申告者より先に届いて、その時点では私にはまだであること(極力外出を控えていたのですが)にも。…」	後見つぼみに後見人選任の審判書が届いたことを受けて。
				②「…何しろA本人に取り代わりでご面倒頂ける部分ですので。」	つぼみに対して。
				③「…BグループホームとC作業所と2つの法人でお世話頂いていますので、ご面倒なことも有るのではと考えます。…」	

28	5/23(月) 20:11	メール	質問	① 「…2週間は家裁決定内容について受諾の返事は出来ぬとのことでしたが、2週間経過したら私か、そちらからその旨返事をせねばならぬのでは無いでしょうか？」	
				② 「…決定後の何をせねばならぬかのご指導が主で来ていただけるのですよね。不勉強もあるでしょうが解らぬことだらけです。教えて下さい。」	次回会う日に向けて。
				③ 「(GHに)誰宛か今日聞きました。A(本人)宛てで、内容は私宛の物と変わらぬようです。まさかAにまで通知が行くとは思いませんでした。」	GHに家裁から郵便が届いたことについて。
29	5/25(水) 9:31	メール	感想 質問	① 「お忙しい二人(担当者とスーパーバイザー)につまらぬメールを差し上げましてすみませんでした。もう一度家裁からの郵便を見直しまして、2週間なにも無ければ自動的に後見つぼみで確定するのですね。依頼心が強く自己判断が甘い典型でした。お許し下さい。…」	
				② 「…お尋ねしたいのですが、T(本人)がつぼみの被後見人になった以降に私がAを自宅に呼ぶ場合、つぼみのお許しを得ねばなりませんか？」	
30	5/26(木) 8:43	メール	連絡	① 「…9月に亡き家内の3回忌も控えておるのですから頑張ります。」	
31	6/13(月)	メール	連絡	① 「…お知らせ有難う御座います。かねてより、今後の流れが気になっていました。折あるごとに教えて下さい。」	

### 3. 分析と考察

#### (1-①)

・「何が何だかわからない」に集約される混乱。その場では説明を受け持ち帰ったものの、いざ書き進めるには遠く及ばない不安の念が読み取れる。

#### (1-②・2-④)

・父親の自宅は高齢者が歩くには駅から遠く、バス便を使わなければ外出しにくい地域である。そのバス手段も午前中に1便と本数が少なく、区役所に行くのも決意がいる仕事となる。

そんな中、父親は一世一代の仕事と、何度も区役所を往復している。相談に乗ってくれるかもしれないと、未知の一法人を訪ねている。親なき後の子どもを心配する親心である。

・中核機関でも一法人の固有名詞が出ている。そんな情報を頼って、藁をもすがる思いで親は支援場所を探している。

(2-①)

- ・申立書は、普通に生活してきた人が書くことのできない敷居の高い書類となっている。
- ・一般的には、なじみのない言葉が使われていると理解すべきである。

(2-②・3-①・4-①・7-①・11-①・13-①) (23-③)

・中核機関では質問をすれば教えてくれるのかもしれない。予約を取れば書き方の伝授があるのかもしれない。しかし、親はそれをしにくい雰囲気を感じ取り、何をしてもらえないのかもわからないまま退散しているのである。

・頼りにしている区役所の担当ケースワーカーが必ずしも「成年後見」について熟知しているわけではない。

・親が高齢期になれば、忘れやすくもなる。大事なことと思えば思うほど、何度も問い合わせが入るものであり、そこに余裕を持って対応できる相談機関が求められている。

- ・しっかり向き合ってもらえるとわかっただけで安心ができる

(2-③)

・なんとなく、専門職に頼めば代行が頼めるのではないかと思っている。しかし、簡単には費用の捻出ができない場合もある。どういう方法があるのか訊きたいが、それしかないとなると立ち往生してしまうので、聞くに聞けない。

(2-⑤)

・他の子どもに兄弟姉妹のことで負担をかけたくないと願う親は少なくない。よく聞くフレーズである。

・障がいのある子どもをもつ親が、「個人後見」と「法人後見」について知る機会があった時に、本人の立場に寄り添って公平な支援を期待できるであろう専門集団に子どもを託したいと思う傾向は多く見られる。

(5-①・6-①・8-①・9-①・10-①・12-①・15-①・17-①・18-①・19-①・22-①②)

(27-③・28-①②・29-①・30-①・31-①)

- ・心配な時にタイムリーに連絡できる相談相手が求められている。

- ・2週間も間が空くと不安になってくるのが見て取れる。

- ・相手が専門の相談機関であっても親は遠慮し、相談を我慢している。

- ・手続きはわからないことだらけだ。付随する作業もどれも心配だらけである。

・目の前にあることだけで頭がいっぱいで、その先のことを言われてもわからない。しかし、すべてを知らなければいけないと思う焦りと、わからなくなるとは何度も質問し、混乱してしまう繰り返しで、自信がなくなり、恐縮してしまう。それが当たり前であることが伝わっていない。

・親自身、心身の体調が不安であり、なんとかやれることをやって務めを終えたい気持ちでいっぱいである。

(9-②・10-②・14-①・16-①・20-①・22-①) (23-①③・25-①・26-①)

- ・一つ一つの手続きがどの程度の時間を要するのか目安がなく、不安に感じている。

・妻(本人の母)存命中は、子どものことをすべて任せていた。父親は行政とのやりとりが体験的にわからず、初めての経験となっている。

(15-①) (23-②・24-①・27-①②)

- ・一度説明したことでもすべて頭に入っているとは限らない。
- ・自分には関係がないと認識したこと、また思い込み等によっては特に記憶に残らないものであると専門職は肝に銘じるべきである。時には何回も丁寧に説明をする機会が必要である。
- ・「後見」「保佐」「補助」とはどういう意味があるのか、理解が浸透しておらず、「後見」であれば安心と思っている人は多くいる。必死で子どもを思う親目線が先行し、当事者本位が蚊帳の外におかれることもある。

(21-①) (28-①②)

- ・家庭裁判所や法務局といった機関は普段なじみのない相手であり、親の緊張はマックスに達する。誰かそばについてくれる人を求めている。

(23-①)

- ・一つ段階が進んでも、またここでの待ち時間や段取りが頭の中に入って来ない。最終目標が達成されるまでは常に緊張の連続である。

(27-②・28-③・29-②)

- ・これまで本人を庇護して大事に守ってきたことが読み取れる。本人の意思確認や手続き上の後見人の位置づけが伝わっていない問いかけではないか。
- ・一方で、後見人が就いた後は親子の縁を切らないといけなく思っているのではないかと感じられる発言も見られる。

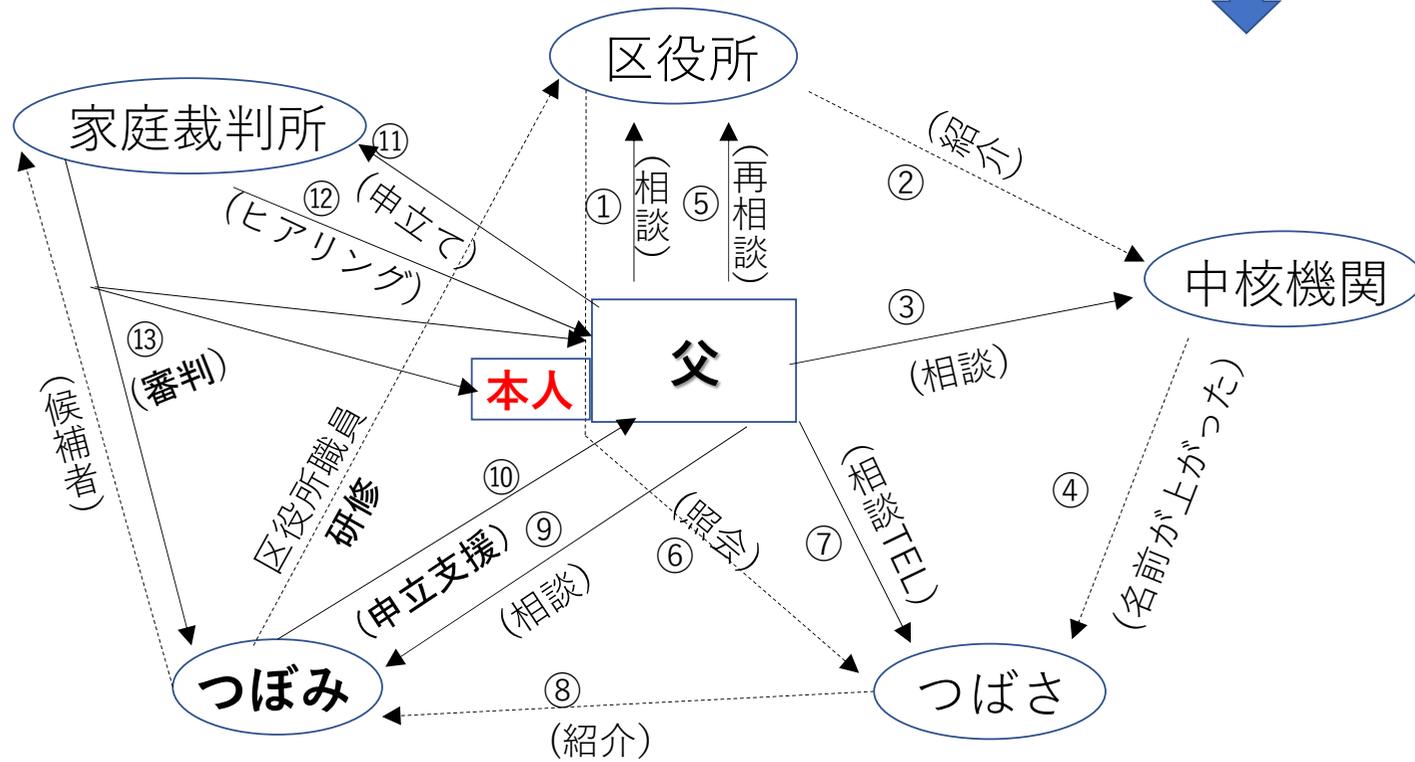
#### 4. まとめ

市で位置づけられている成年後見制度の相談支援機関によろやくの思いでつながっても、そこですべてが完結するわけではない。相談者が知識と問題意識を持って質問し、制度利用につなげるべく積極的行動ができるか否かで、申立ての突破も左右するような状況だ。頼りの中核機関がすべての人にきめ細やかな対応が可能とは言い難い現実がそこにはある。当事者は必然的に高齢者が多く、また法律や制度を熟知して動いているわけではない。

制度利用を必要としている人は、地域での相談で発見されることは多いだろう。それなのに現在のところは、そこから申立支援へと続ける途がなかなか開けない。特に、資力がない場合にはどこが引き受けてくれるのか途方に暮れている現状である。

私たちができることには限界があるが、知り合えた地域の方々の相談を一体的に進める支援を行うとともに、基本計画への意見等機会あるごとに具申を行い、申立支援の脆弱さが強化されるよう働きかけを続けていきたい。

父親が「後見人の申立てをしよう」と決心 → こうなった



2.1.3 申立経路図解

## 申立理由

申立理由については、父親の意思を確認し、箇条書きにしてはなどと助言しながら一緒に次の案文を練り上げ、父親の直筆で書き家裁に提出しました。

1. 年 月 日、長男〇〇 〇〇（昭和 年 月 日生 歳）は、社会福祉法人〇〇会が運営するグループホームに入所しました。
2. 長男は、愛の手帳 A2 で日中は社会福祉法人△△会が運営する地域作業所に通っています。
3. 父親の私は、85歳になりました。
4. 弟は、〇〇県に居住しています。交流はありますが、離れているので日常的事業やいざという時には動くことができません。
5. そこで成年後見制度を利用したいと考え、区役所障害担当や中核機関のよこはま成年後見推進センター、NPO 法人 よこはま成年後見 つばさに相談した結果、ようやく NPO 法人 後見つぼみに辿り着きました。
6. 2021年10月27日、後見つぼみの事務所で詳細の相談をして、申立支援と候補者を依頼しました。
7. 2021年11月09日、後見つぼみの高橋（玲）・高橋（真）のチームがグループホームを訪問し、本人に会ってくれました。
8. 長男〇〇 〇〇の後見人には、NPO 法人 後見つぼみをお願いします。
9. 以上の経過を踏まえて、本件申立てを行います。

申立支援風景です。担当候補者、スーパーバイザー、法人の代表理事が参加しています。

この日、父親が大切に抱えてきた冊子（グリーン）は、なんとあんしんノート（2.1.11.1.2）でびっくりです。亡くなった母親が作成していたそうです。このあんしんノートは、鶴見区の親の会（三人会）が作成し私たちが普及に協力しました。私たちは、10数年前に育成会の招きで書き方の講習に出向いていますので、母親はその時参加していたものと思われそうです。ご縁を感じます。



### 2.1.6 申立理由

## 家裁電話ヒアリング

日 時：2022年4月12日（火）14時35分から14時55分

場 所：申立人自宅

出席者：調査官 ○○

本人父 ○○ ○○

つぼみ 高橋 真佐子・高橋 玲子

（事前連絡：コロナの感染拡大の観点及び申立人の状況等から、自宅での電話での事情徴収となること。また、「後見」類型での申立て状況から、現状では本人同席はなしとすることの説明が受任候補者である「後見つぼみ」に入っていた。）

（事務官・○○氏からの電話取次により、ヒアリング開始）

調査官：もしもし、○○です。電話に出られているのはご本人様ですか。他には誰かいますか。

父：はい、申立をした本人です。他にはつぼみの高橋さんが二人います。

高橋真・玲：本日二人で同席させていただいています。よろしく願います。

調査官：ご本人は支援施設に入所中ですか？

父：さようで

調査官：これまでの日常の管理はどなたが？

父：妻が亡くなってからは私が行っています。

調査官：弟さんがおられますね。

父：います

調査官：後見人に弟になる可能性は無かったのですか？

父：弟は埼玉に住んでいて、サラリーマンで出張もあります。中学生の子ども（申立人の孫）の世話もあり、何かあった時に飛んでくるのも車で1時間はかかり、すぐには来れません。後見人は全く無理だと判断しました。

調査官：今回、後見人をつけようと思った直接の動機は何ですか？

父：家内もなくなり、私も85歳と高齢で、頭も体力的にも以前に比べると衰えてきている。そういう事を考え、弟にも無理がある、どうしたら良いか…と、青葉区役所やよこはま後見推進センターに相談に行きました。そこで、法人後見の「つばさ」を知り、連絡をとったところ、つばさは手一杯で受けられないことを聞き、場所も保土ヶ谷区では遠いと思っていたら、新しく「つぼみ」ができたという、昨年9月にどういものかと事務所にお伺いしました。

即対応してくれて、申立書についてもさっぱりわからなかったところを懇切丁寧に説明してくれました。

10月に息子のところにも様子を見に行ってくれました。書類から何かから親切に対応してくれました。しかも、菊名に事務所があるので、（自分が）地下鉄で通いやすい。それで一番いいのではないかとつぼみさんに決めました。

調査官：法人の方はおられますか？

高橋真：はい。

調査官：真佐子さんの方ですね。法人として成年後見を既に6件受けられているのですね？

高橋真：はい。類型は保佐もあります。

調査官：ほとんど横浜本庁関係ですね？

高橋真：はい。横浜市内を活動範囲としています。

調査官：親族というのは弟だけですね？

父：はい。

調査官：分かりました。今はコロナの関係ですが会いに行くのは可能ですか？

父：可能です。予防接種も3回しましたし、大丈夫だと思っております。こちらの方が歳をとると段々行きづらくなっていますね。

調査官：(受任先は)裁判官がきめるのですが、その場合は、裁判官に一任いただくということで良いですか？

父：え、いいえ、ぜひ「つぼみ」さんに、お願いしたいのです。

なぜならば、さきほども申し上げた通り、後継ぎ(弟を指している)には負担をかけられないとなった時、後見人をお願いしようと思ったものの、書類がわからなくて途方に暮れていたところをつぼみさんに辿り着いて、なんとか自分でここまでできるように手伝ってくれたのです。この間に信頼関係ができ、今後も安心して息子を任せられると思いました。(ここまで一気に、最後の力を振り絞る感じでした)

調査官：裁判官に一任というわけで無く、「つぼみ」ということですね。強い要望があるということを書いておきます。(父の勢いに圧倒されたのか、調査官少し笑って答える)

特に相続をしていないものがあることはないですか？お母さんの遺産とか。

父：現金だけです。半分ずつ渡しました。

調査官：年間の収支予定では赤字ですね。お父さんが補填されるのですか？

父：予算の方は当面の間貯金からおろしてもらって。税金がかからない程度の贈与をしようとは思っております。

高橋真：仕送りですね。

調査官：質問はありますか？

高橋真：お父様の相談から、区役所を経てこちらにつながりました。書類作成なども一緒に見てきて、このご縁の流れの中で、私どもがお手伝いできることは続けていけたらいいと思っております。

調査官：ありがとうございました。以上です。

父・真・玲：ありがとうございました。

## 2.1.8 家裁電話ヒアリング

## 財産引継ぎについて

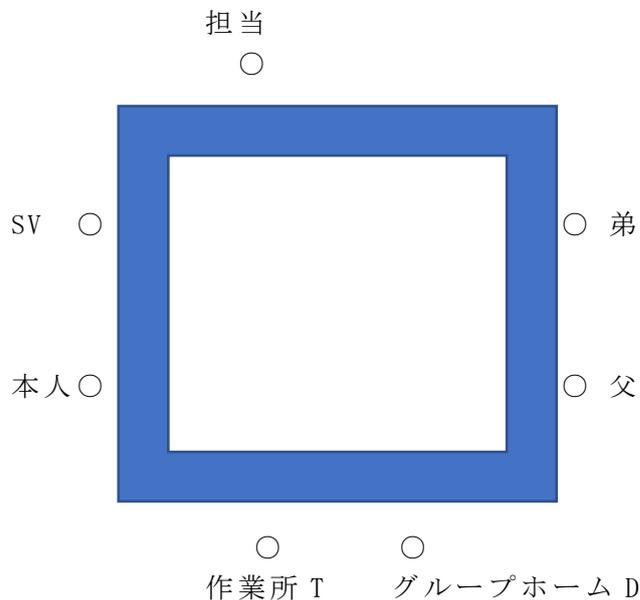
(流れ)

- ①本人へ就任の挨拶
- ②弟さんへの挨拶、自己紹介
- ③父親と弟さんにこれからの説明
- ④質問など
- ⑤財産引継ぎ

ご本人は、到着した私達に、自らコップを用意し、お茶を入れて下さいました。お父様に、いいからここに座りなさい的な言葉をかけられていたように思います。就任の挨拶では、はい、わかります、などの発言の度に頷かれる仕草をしていました。

高橋真佐子さん(SV)が説明をしてくれたのですが、正直、理解されていたかどうかは不明な感じもしましたが、混乱もなく落ち着いて話を聞いてくれました。

(室内の席の配置ですが、四角いテーブルの一片は父と弟、テーブルを挟んでその正面に本人と真佐子さん。作業所のTさんと、グループホームのDさんは並んで、本人と父に挟まれるように座り、私は、作業所、グループのお二人方の正面でした。)



挨拶を終えた後は、周りの話をおとなしく聞いているだけで、自分から発言はありません。こちらから本人に、生活の様子などを聞きましたところ、嬉しそうに、笑顔で、色々と説明しながら答えてくれていました。(床屋のこと、送迎のことなど) 一生懸命話してくれるのですが、言葉が不明瞭なところが多

く、聞き取るには時間がかかりそうです。最後まで、しっかりと椅子に座り、場を乱す事も、混乱する事もなく過ごせていました。

お父様ですが、安心と、不安とが混ざったようなご様子でしたが「望みが叶って良かった、頼りにしています」と私達に言葉をかけて下さっています。財産引継ぎ書も一緒に確認しながら、署名してくださっています。

弟様は、名刺の裏に、個人の連絡先をその場で記入してくださり、私達と交換しています。弟様も、とても温厚そうな方で時折メモをとり、終始話を聞いていると言う感じでした。忙しいお仕事最中に時間を作り参加してくださり、理解ある方だと感じました。

立ち合いの通所施設、グループホームのお二方は、ご本人様の生活の様子を細かく教えて下さいました。（床屋や、耳鼻科なども、作業中に連絡を取り合い、同行してくれているようです。）

あらかじめ伝えておいた、領収書や、出納帳の写し、所持金なども忘れずに持参してくれています。

現金残高もそのコピーで確認しました。

作業所のT所長は、本人の利用当初から知っていると言う長い付き合いのようです。私達の聞き取れなかった言葉も通訳？してくれるくらい、本人の理解者だと感じました。（高橋 玲子）



具体的に何が変わるのか、私たちが今後行うことを話している時には、お父様は聞き逃すまいと目を大きく見開いて、弟様はしっかりメモを取り、耳を傾けておられました。

銀行に後見人の就任手続きを行う説明の際、これまでは外商のごとく信金職員が自宅訪問をしてくれていたことがわかりました。電話をすれば来て、父の話し相手にもなってくれていた様子です。地域密着の信用金庫を利用されていたことで、父の足の補助をし、身近な相談相手となってくれていたことを感じました。後見人として担当していくにあたり、金融機関について支店の多い銀行に移す相談をすることもありますが、まずはしばらく、こちらの支店で手続きを継続するのがよいだろうと判断しました。

今後、生じる相続の件では、「大事なことから」と父は気持ちよく話題に乗ってくださいました。公証人のところで遺言書を作成したとのお話でした。遺言執行者は立てておらず、必要な手続きは次男(弟)が行い、父亡き後は間違いなく長男(本人)が最後まで経済的に困窮することのないよう配分してくれると、父と弟で話し合っていました。何千万円もあるわけではないと笑ってらっしゃいます。万一お金が不足したら…との話になった時、生活保護制度の話をする、ほっとした表情になりました。

また、住民票を現グループホームに異動してほしいとの話につながったのですが(GHに住民票を置くことは施設法人も了承)、父の居住しているマンションを処分する意向をお持ちです。

相続にあたってと、自分の健康状態を考えると近い将来に入院や入所を考えざるを得ず、できれば次男(弟)宅近く(他県です)に移りたいと、あと一つの大仕事があることを話されていました。施設への入所の段取り等何もわからないので不安であり、実現できるかも次男(弟)家族と相談しなくてはならないが…と吐露していました。長男(本人)の成年後見人の手続きをやり遂げた後は、ご自身のことをなんとかするのだという決意が垣間見られました。

今後のおこずかい管理は、引き続き作業所で担ってくれることになりました。これからは定期的に後見人(担当者)が、小口現金を届けに行くこと(GH・作業所のいずれかに)を話し合いました(これまでは、足りなくなりそうな時、不定期に父が渡していました)。本人には月1回は会いに来させていただきますとお話しし、うんうんと同意をいただいています。

お父様には、後見人が就いたからといって父と子の縁が切れるわけではないことを改めてお伝えし、今後も心配なことがあれば随時ご質問くださいとお声かけしました。「本当に長くて、今振り返ってもどうして自分がここまで達成できたのか思い出せないくらいだが、とにかくお世話になりました。いやこれからです、お世話になります。S理事長(相談当初の代表理事)にくれぐれもよろしくお伝えください。」との言葉をいただきました。(高橋 真佐子)

## 2.1.9 財産引継ぎ

2022年6月13日

## 親亡き後もきちんとした支援の輪の中で

私が、知的障がいのある息子を私の亡き後もきちんとした支援の輪の中で<sup>1</sup>安心して暮らしていけるようにするにはどうしたら良いかと、2021年10月初旬に、横浜市中区桜木町にある「よこはま成年後見推進センター」に伺いました。（これは、横浜市A区役所の障害支援担当係の方から、同所の資料を頂いていたという動機がありました。）

この推進センターで家庭裁判所に申立する場合に、取り揃える各種書類につき詳細にご説明をいただきました。

しかしほとんど予備知識が無く、ある意味では唐突に、恥ずかしながら、度胸良く伺った私には、作成書類の多岐にわたる量の多さに唖然となりました。

今後どなたに相談し、ご説明や粘り強いご教示を頂けるものかを考え、直感なのですが法人の後見人事務所に相談してみようと考えました。

ご相談と申しましても、数度は教えて頂きに訪問せねばならぬ<sup>2</sup>でしょうから、その事務所が私の住まいの近くで、しかも交通の便が良くなければならないと思い、推進センターの方にご無理を言い「よこはま法人後見連絡会<sup>3</sup>」という団体一覧が記載された小冊子を頂きました。

推進センターの方には、専門職の成年後見人等の候補者としては弁護士、司法書士の先生方がおられることも伺いました。

家裁への申立書類につきましては、その量の膨大さ、中身の難解さが大きな障壁として存在するのではないのでしょうか。もちろんことの性質上簡単なことではなく、専門職として弁護士、司法書士の先生方が事に当られることは十分理解できます。しかし、手続き全般につき、私共のようなずぶの素人に忍耐強く、分かり易く<sup>4</sup>ご教示いただけるのは、法人後見の方々が一番ではないのでしょうか。この方々なら家裁への申立についても、その持てる知識を世に広めるだけでなく、現行制度の改革案についても提案できる<sup>5</sup>立場におられるのではないのでしょうか。また、今の時代だからこそ、そういう組織に属する方々の意見が世に多く求められる<sup>6</sup>のではないのでしょうか。

私が、法人後見人としてお願いいたしましたスタッフの方々は、皆様横浜市役所で福祉関係の仕事に携わられ、その経験から厳しい現実にもかかわらず同種の仕事に就かれ<sup>7</sup>、実務に携わっておられるご様子、誠に頭が下がる思いがいたします。

それにしても改めて思いを起こせば、よくもまあ何も知らぬに等しい人間が、家裁への申立の道を選び、しかもこの方達ならと法人後見人になって頂いた事務所に飛び込んだり・・・それが正しく大当たり！！私は何と幸運に恵まれたかをつくづく思います。（父親 85歳）

- 
- <sup>1</sup> 所謂、親亡き後問題で喫緊の課題です。親亡き後の問題は、親あるうちの問題と言われています。
- <sup>2</sup> 父は、現実のところ健脚とはいえない身体状況であり、住宅環境も本数の少ないバス便利用となっている。最後の仕事と心に決め、死に物狂いで事務所を探し訪れたものと、後日振り返っておられた。
- <sup>3</sup> 令和4年3月末現在、詳細に紹介されているのは10団体です。(別紙1)
- <sup>4</sup> 実際のやりとりは別途レポートに記している(経過表抜粋)が、決定に至るまでの不安や葛藤を電話やメールで何度も訴えている。その不安は家裁ヒアリングを控え頂点に達していたので、具体的に抛り所を感じていただけるよう、想定問答集(別紙2)を作成した。止められない不安感を受け止めてくれる支援者を求めている様子がよく伝わってくる。
- <sup>5</sup> 父から「皆様方は横浜市で福祉関係?に携わってこられ、当然法規にはお詳しいと考えておりました。更に、後見人の社にお入り以降も一層磨きがかかっておられるは当然と考えております。」
- <sup>6</sup> 父から「そのようなお立場のプロの集団の方々が様々なご意見をお持ちは当然と考えます。更に、最近の日本の変化の状況は、国際化を含めて足早に進みつつありますから(ついでに行けぬほどです)時代に対応した官と民の関係も変化せざるを得ぬと考えました。」
- <sup>7</sup> 対人援助の仕事をしてきた福祉職OBは退職後二つに分かれます。①対人援助の仕事はもう十分だ。②対人援助の経験をもっと活かしたい。私たちは、後者を選択し後見業務に従事しています。

#### 2.1.10.1 感想文

## 成年後見制度の申立支援に参加して

～膨大な書類の山と脆弱な申立支援～

私自身、障害を持つ子供の親です。ある障害を持つ子供の親（申立人）が、自分の亡き後の事を考え子供が不自由なく、また自分の権利を主張出来る環境を用意したいと思い、成年後見制度を使ってみようと腰を上げました。「本人の意思を尊重しながら、身上保護や財産管理を行います」と横浜市社会福祉協議会のパンフレットには書いてあります。つまり、親代わりになってくれる制度であると私は理解してきました。

その制度を利用したいと、申立人は区役所やよこはま成年後見推進センター（中核機関）<sup>1</sup>などに相談にいきました。申立をするならと分厚い書類を渡され、「これに記入し家庭裁判所に送ってください」と言われたようです。

今回私は、この方の申立支援に参加した事で、初めて目の当たりに膨大な書類の山を見ました。

年老いた親にとって、いや、年齢に関係なく、戸籍や登記などの書類を用意し、本人に関する資料作りも作業所や、病院とやり取りをしながらの作成は、とても大変だと知りました。

それを、書類一式を渡しただけでその後のフォローがない。これでは成年後見制度を利用したいと思う人が、いなくなるのではないかと感じます。窓口で書類を貰ったものの戸惑う人が続出しているのではないのでしょうか。

私が所属している法人後見実施団体ではこの申立支援をチームで行います。この部分はボランティア<sup>2</sup>になるのですが、成年後見制度利用が真に必要な方を制度に繋げるには避けて通れない場面です。私は、申立人と一緒に動いたこの経験<sup>3</sup>は、本来あるべき姿なのではないかと思いました。

今、審判がおりほっと一息ついているところです。申立人が望んでいた成年後見人が選任されました。ここまで来る中、申立人の心情は落ち着かなく心細くなることもたくさんあったのではないのでしょうか。何度も、何度も私どもに相談や質問がありましたから。そのようなこともフォローする制度はありませんが、申立支援<sup>4</sup>には必要なのではないかと思いました。いつしか自然とご本人や親御さんとのラポールが構築されたようです。

相談でき、話をわかってもらえる相手の必要性を今回の申立支援の中に組み込めたことが良かったのだと思っています。（社会福祉士：高橋玲子）

---

<sup>1</sup> 横浜市成年後見相談支援機関

①区役所高齢・障害担当 ②よこはま成年後見推進センター ③区社会福祉協議会あんしんセンター ④地域包括支援センター ⑤基幹相談支援センター

<sup>2</sup> 申立支援の種類

①代理申立（有料弁護士 法テラス弁護士） ②市町村長申立 ③ボランティア（後見つばみ つばさ）

<sup>3</sup> 具体的申立支援

① 家裁申立段取り役割分担説明 ②本人面談 ③グループホームや作業所と資料作成調整 ④診断書作成依頼調整 ⑤診断書受領同行 ⑥法務局同行 ⑦申立書作成支援 ⑧必要書類確認作業 ⑨申立書類家裁郵送 ⑩家裁ヒアリング同席

<sup>4</sup> 第二期基本計画パブコメ

31 ページ 15 行目「必要となる書類等の収集や、申立書に記載する情報の整理など、関係機関が適切に役割分担して対応する」について

意見 制度の利用を必要とする人を発見し制度につなげるには、申立支援を強化すべきです。

2.1.10.2 感想文高橋（玲）

## 事例概要（相談No 22）

相談・受任時期	相談：2021年11月26日 受任：令和 年 月 日								
受任時状況	<table border="1"> <tr> <td>年齢・性別</td> <td>歳 男性</td> </tr> <tr> <td>疾病・障害</td> <td>愛の手帳 A1</td> </tr> <tr> <td>居所</td> <td>施設入所</td> </tr> <tr> <td>類型</td> <td>後見・保佐・補助</td> </tr> </table>	年齢・性別	歳 男性	疾病・障害	愛の手帳 A1	居所	施設入所	類型	後見・保佐・補助
年齢・性別	歳 男性								
疾病・障害	愛の手帳 A1								
居所	施設入所								
類型	後見・保佐・補助								
申立人	母親（83歳）								
申立経緯	<p>つばさのSさんから紹介された。ぜひお世話になりたい。 先月父親が死亡。母親自身も体調不安定。これからのことが心配。 相談に乗って欲しい。息子の後見人になって欲しい。 始動は、桜の咲く頃にと回答 4/19 申立スケジュールをチームで打ち合わせ 5/24 入所施設で施設関係者同席の上、母親から詳細ヒアリング 父親の遺産、相続登記が課題、弁護士会「みまもり」に相談助言。 その後、親族の司法書士が手続きを行うとのことで相談のみとして終了。</p>								
申立支援	後見つぼみ 入所施設								
生活保護の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>								
支援関係機関	後見つぼみ 入所施設								
後見人選任後 (結果)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ インテークの問題（課題把握不足）</li> <li>・ 母親自身の問題（理解不足 遺産分割協議への意向）</li> <li>・ 親族の司法書士の関わり</li> </ul>								

## 2.2.1 事例2 概要

## 相談状況

2022年12月15日現在

No	年月日	経路	分野	生保有無	結果
01	2020.07.31	病院	認知症	生保	相談のみ
02	2020.08.08	つばさ	認知症		相談のみ
03	2020.08.27	区役所	知的		受任 No2 弁護士代理申立
04	2020.09.15	つばさ	知的	生保	受任 No3
05	2020.12.05	地域包括支援センター	認知症		受任 No1 (死亡)
06	2020.12.21	病院	認知症	生保	相談のみ
07	2020.10.10	知人	高次脳		相談のみ
08	2021.02.10	施設	知的	生保	受任 No4
09	2021.03.27	知人	認知症		相談のみ
10	2021.04.10	病院	認知症		相談のみ
11	2021.04.23	親族	認知症		相談のみ
12	2021.05.11	施設	知的		チーム編成待機 チーム解散
13	2021.05.15	地域包括支援センター	認知症		受任 No5
14	2021.07.06	区役所	認知症	生保	相談のみ
15	2021.07.28	病院	認知症		相談のみ
16	2021.08.02	つなぐ	知的		相談のみ
17	2021.08.30	区役所	認知症		受任 No6
18	2021.09.28	弁護士	その他	生保	相談のみ
19	2021.10.18	親族	知的		受任 No8
20	2021.11.18	区役所	知的	生保	受任 No7
21	2021.11.26	区役所	精神		相談のみ
22	2021.11.26	親族	知的		チーム編成待機 チーム解散
23	2021.12.01	本人	精神		相談のみ
24	2021.12.08	施設	知的		相談のみ
25	2021.12.22	基幹相談支援センター	精神	生保	相談のみ (死亡)
26	2021.12.23	基幹相談支援センター	精神		相談のみ
27	2021.12.28	区役所	精神	生保	相談のみ
28	2021.12.28	施設	認知症		相談のみ
29	2022.01.06	区役所	知的		相談のみ
30	2022.01.21	区役所	認知症	生保	相談のみ
31	2022.01.25	弁護士	認知症	生保	相談のみ (つばさへ)

32	2022. 05. 27	施設	知的		相談のみ
33	2022. 06. 07	地域包括支援センター	認知症	生保	相談のみ
34	2022. 07. 06	区役所	知的	生保	相談のみ
35	2022. 07. 12	つばさ	高次脳		相談のみ
36	2022. 08. 02	生活支援センター	精神		相談のみ
37	2022. 08. 18	弁護士	精神		相談のみ (つばさへ)
38	2022. 09. 09	区役所	認知症	生保	申立準備 (法テ)
39	2022. 10. 17	区役所	精神	生保	相談のみ
40	2022. 10. 24	地域包括支援センター	発達障害		相談のみ
41	2022. 10. 27	基幹相談支援センター	精神		待機 (弁護士)
42	2022. 10. 27	地域包括支援センター	精神		相談のみ
43	2022. 11. 04	地域包括支援センター	認知症		相談のみ
44	2022. 12. 08	基幹相談支援センター	高次脳		待機
45	2022. 12. 15	親族	知的		待機

#### 相談経路

区役所 11件 地域包括支援センター 6件 基幹相談支援センター 5件 施設 5件  
 病院 4件 つばさ 3件 親族 3件 知人 2件 弁護士 3件 つなぐ 1件  
 本人 1件 生活支援センター 1件

#### 分野別

認知症高齢者 17件 知的障がい者 13件 精神障がい者 10件 高次脳機能障害 3件  
 その他 2件

#### 生活保護有無

有 16件 無 29件

#### 結果

相談のみ 30件 受任 8件 チーム編成・解散 4件 待機 3件

### 2.3 相談状況

## 受任事例分析

No	審判日	類型	申立者	支援パターン
No1	2021.02.12	後見	本人	* 申立支援は、後見つぼみのバックアップで地域包括支援センターが行う
No2	2021.02.28	保佐	本人（代理申立）	弁護士による代理申立 弁護士費用はつぼみ基金から給付
No3	2021.03.29	後見	本人	申立は、つばさ方式（福祉関係者の補足意見）で行う
No4	2021.05.10	保佐	本人	申立は、つばさ方式（福祉関係者の補足意見）で行う
No5	2021.07.02	後見	親族	* 申立支援は、後見つぼみのバックアップで地域包括支援センターが行う
No6	2021.12.20	保佐	本人（代理申立）	法テラスの弁護士による代理申立
No7	2022.04.11	後見	区長	
No8	2022.05.16	後見	親族	利用相談⇒申立支援⇒法人受任の一体的推進

\* 横浜市の成年後見制度利用の相談支援機関（区役所 社協 地域包括支援センター 基幹相談支援センター）が、申立支援を担うのが理想型（No1 No5）

- ・ 類型は、後見が 5 件 保佐が 3 件
- ・ 申立者は、本人が 5 件 親族が 2 件 区長が 1 件  
その内、弁護士による代理申立は 2 件
- ・ 申立支援を行なったものは、5 件（No1 No3 No4 No5 No8）  
その内、後見つぼみのバックアップで地域包括支援センターが行なったものは（No1 No5）
- ・ 申立書のつばさ方式（福祉関係者が補足意見）提出（No3 No4）

### 2.4 受任事例分析

申立理由

わたしは7"ル-70ホ-4で  
くらしています。

おかあさんはひよきうきで  
す。おとうさんはとしを

とつこいます。

きうた"んしをりおいかゆの  
ことをつほ"4のひしに  
4をもらいたす"す。

年月日 2020年11月30日

氏名



2.4.1 申立理由（後見類型 ご本人の直筆）

## スーパーバイザーについて

### <質問>

平成 29 年 6 月 8 日の家裁申立時に、家裁から「法人 2 人の役割は何か、分掌するのか、例えば財産管理と身上監護にとか」と質問がありました。

### <説明>

スーパーバイザー (SV) と担当者は、事務分掌化して行うものではありませんが、SV とは社会福祉分野では一般的です。担当者の指導員、相談員の相談員と言ってもいいかもしれませんが。つばさ・後見つぼみでは、必ず担当者に SV を配置します。SV には、業務に精通している者が就任します。もって適正な身上監護と財産管理を確保します。

スーパーバイザーとは教科書的に言えば、

- ・管理・監督機能
- ・指導・助言機能
- ・支持・育成機能 (OJT)
- ・代理・代行機能

後見業務で言えば、担当者の相談を受けることの他に、担当者と財産引継ぎ、金融機関への就任届、終了事務などを行います。また担当者に不都合がある場合には代行もします。実質的な複数後見とも言えるかもしれません。OJT (On the Job Training) でもあります。つばさ・後見つぼみでは、後見業務検討会 (ケースカンファレンス) と並んで重要な役割を果たしています。

直近の家裁の風潮は、管理・監督機能強化を求めています。SV にはその機能が備わっています。

#### ○SV の具体的業務

- ・相談同席
- ・申立支援
- ・家裁同席
- ・財産引き継ぎ
- ・金融機関就任届
- ・初期訪問同行
- ・業務検討会
- ・家裁報告
- ・代行
- ・評価
- ・居住地変更・家財撤去
- ・終了事務
- ・緊急時対応

#### 2.5.1 スーパーバイザーとは

## 業務検討会とは

後見つばみで行われる業務検討会とは、受任した事例の業務（身上保護と財産管理）が適切に行われているか、さらには適切に行うためにはどうすれば良いかを検討するために行われます。

これを通して後見業務の一定の質を担保します。複数の目による牽制体制を築き、管理・監督機能や支持機能等を果たしています。開催頻度は、法人運営規程に定められていて、開始後3ヶ月間は毎月開催します。その後は事例の状況に応じて開催しますが、最長でも4ヶ月に一度は開催することになっています。参加者は、担当とスーパーバイズそれに事務局と理事です。

2022年6月22日、受任No8(2022年5月16日付審判)の第1回業務検討会が開催されました。参加者は、担当とSV それに理事4人(2人はZOOM参加)の6人でした。SVの進行で、まず、6月13日に財産引き継ぎが行われたと報告がなされました。次に担当から、経過一覧表と活動報告書に基づき説明がなされました。さらに小口現金管理の状況と預貯金の最新の通帳記帳の確認がなされました。活動報告書では、課題把握と課題解決に向けての方針が立てられました。

続いて、7月15日までに家裁提出が指示されている第1回家裁報告書類（後見事務計画書、財産目録、収支予定表）を点検しました。今後の業務の手順としては銀行就任届を行うこと、家裁報告までは財産を動かしていけないことを説明、次回業務検討会は7月13日としました。

### <余談>

担当者の息子さんにも障がいがあるそうです。その息子さんが、日課として郵便物の整理を手伝ってくれるそうです。後見業務関係の重要書類を紛失してはいけないので、なるべく事務所宛にしたいと話されていました。微笑ましく話を聞いていました。（須田 幸隆）

息子は知的障害のある自閉症、現在30歳です。誕生日に何歳？と聞くと3歳、とか7歳とか、いつも適当(?)に答えていましたが、30歳の時は「30歳です」と答えられ、成長したと思いきや先日の問いにはまた11歳に戻っていました。生活上、彼との関わりは楽しく、癒されることが多いのですが、後見人の仕事を受け、郵便物の送付先が我が家に、と知った時は、戸惑いと不安が頭をよぎりました。彼はどんなに重たい荷物で両手が塞がっていても、ポストの手紙を確認するという習性があります。その手紙やらチラシやらを家のダイニングテーブルの上に置いてくれるのですが(とてもありがたい)その後、食事をするためテーブルを使う事をわかっているのでしょう、綺麗に片付けてしまいます。ご丁寧に消毒までして拭いてくれたりして。なので、タイミングを逃すと、その手紙類がどこに片付けられたかが、わからなくなることが多いです。家でも、こんな知らせがきてたんだ、なんて、数日過ぎてからハガキを発見する事も。聞いても理解出来ない事が大半な息子です。今まで、家族もさして困った事がないので対策は取っていませんでした。が今後、手紙入れボックスなどをつくり、彼の脳裏にインプット出来れば仕事にも支障なくなるかなと思い、試してみたいと思います。いつになるか分かりませんが、それまでは事務所に送付をお願いしますことにしました。

将来、彼がグループホームでお世話になった時に、手紙入れボックスは有効だと思っています。訓練項目に入れておこうと思います。（高橋 玲子）



### 2.6.1 業務検討会とは

## 成年後見への道～成年後見人の緒に就いて思うこと～

川崎 末美

私は現在 73 歳、特定非営利活動法人後見つぼみで担当者として活動を始めて約 2 か月の駆け出しです。初めに、高齢の私がなぜこの道に入ったかを簡単にご紹介しましょう。

私は現役時代、家族関係学を専門とする大学教員として、一人暮らしや認知症の高齢者の生活問題とその環境改善について考えてきましたが、そのなかで成年後見制度を知りました。そして、退職後に一般市民でも市民後見人として成年後見に携わることができると知り、その道を模索していたとき、特別非営利活動法人後見つぼみの理事のおひとりから、「それなら私たちの団体に入りませんか」と声をかけていただいたのです。それはとても幸運なことでしたが、私がこの道に入って大丈夫かという不安もありました。しかし、このありがたい機会を逃してはいけないと勇気をふり絞って会員にさせていただきました。2021 年 2 月のことです。

4 月になると成年後見人養成講座が始まりました。横浜市や神奈川県社会福祉協議会主催のもの、非営利活動法人よこはま成年後見つぼみと後見つぼみ共催のものなど、次から次に研修を受けました。コロナ禍の時節ゆえ、何れもオンラインによる研修でした。家に居て受けられる便利さにはありましたが、講師の方々や成年後見の実務を積んだ方々との対面研修であったら、その方たちの熱意やご経験にもっとリアルにふれ、大きな刺激を受けられたのではないかと思います。残念なことではありましたが、講師や主催者の方たちは資料を豊富に準備し、熱心に講義をして下さいました。

このように充実した養成講座を受けながら、実のところ、私の不安は膨らむ一方でした。成年後見の仕事は「事務」と言われるほど、書類の作成や金銭管理が占める割合が大きいことがわかってきたからです。それは私の不得意分野なのです。また、教育の分野に長年にわたって身を置き、親としての経験もある私は、身上保護に必要とされる「寄り添う」という行為やメンタリティにはかなりの自信を持っていました。ところが、人に寄り添うという私の経験は、健常者に対するものでしかなかったのです。こんなことに気づくと、自分は成年後見人には向いていないのではないかと、始める前にやめておいた方がいいのではないかと随分悩みました。しかし、成年後見人養成講座を無償で受講させていただきながらここで逃げるのは卑怯だと思いとどまり、今、法人後見の担当者として一步を踏み出したところです。

私が何とか今ここにいるのは、後見つぼみの理事長のご配慮・ご指導、そして、法人後見の仕組みによるところが大きいと思っています。前理事長には「川崎さんには最も簡単なケースをもってもらうことにしたよ」と言われました。なるほど、私が担当することになった方には身寄りも財産もなく、係争性のある事案もありません。そのうえ施設に入居しておら

れ、スタッフの方々のあたたかい見守りがあります。おかげで私は今のところ、知的障害のある方への寄り添い方を探りながらご本人との関係性を築いていくことに注力できています。もちろん、今後の対応策も少しずつシミュレーションしていますが。苦手な事務については、経験豊かなスーパーバイザーの指導や協力を助けられています。

今の日本では、障害者や認知症の高齢者を家族のなかで支えることが難しくなっています。その一方、認知症の高齢者が増え続けています。したがって、これからの日本には多くの成年後見人が必要になるはずですが、それには、弁護士、司法書士、社会福祉士などの資格がなくても一定の研修を受ければ成年後見の業務をおこなうことができる市民後見人が重要な存在になるでしょう。その養成には座学だけでなく実践が不可欠ですが、実践に最適なのが法人後見の制度ではないかと思います。法人後見なら、前述した私の経験のように、法人が受けたケースの中から初心者にふさわしいケースを選んで担当させられますし、経験の足りない初心者をチームでサポートできます。このように考えると、私が市民後見人への道をさぐっていたときに後見つぼみの方に声をかけていただいたことは私にとって幸運でしたし、時宜にかなっていただいたのでした。法人後見、そして、後見つぼみの発展を願っております。

### 2.7.1 成年後見への道

## 法人後見つぼみでの出会いと学び～Kさんらしさを支える～

社会福祉士 岩岡 綾子

私は、友人からの紹介により、後見つぼみとよこはま成年後見つばさが共催で行う「法人後見専門員養成講座」を受講し、終了後まもなく担当開始の打診を頂いた。

その後すぐに、弁護士と本人面談の同席、申立手続きの為の家裁への同行と、「申立支援」から私を参加させて頂いたのである。その際すべてにおいて、SV が同席し指導をして頂いた。今でもわからないことは、相談出来る体制にある為、いつも頼もしく感じている。

初めて担当している被保佐人さん（以下、Kさん 現在 61 歳）は車いすの小柄な女性。3 人の男の子のお母さんだ。元気な頃の K さんは、障害の作業所で姉さんのようなリーダー役だったそうだ。体調不良による入院後、グループホームの生活に戻れず、当時老健施設で生活をされていた。

初回の面会からしばらくは、言語の障害の為になかなか、言葉が聞き取れず、私はうなずきだけを繰り返していた。しかし、Kさんの理解しにくい言葉の中から、話を想像し、目線を合わせ、励まし続けていると、なんとなく、会話は成立してきたのである。面会を重ねると、Kさんは、おしゃべりが大好きで人が好きなことや、ピンク色のものが好きなことを理解出来るようになった。また、笑顔がとてもキュートな方なのである。

Kさんは、今でも多くの解決すべき支援課題を持つ方である。また、波乱万丈な人生を自分らしく、歩んできた女性である。作業所で活躍していたKさんにしてみれば、以前と同じように、グループホームの仲間と共に、自立した生活を送ることが「私らしい生活」を送ることなのかもしれない。Kさんは、「自分の居場所は、今の場所（特養ホーム）ではない」と何度か訴えられた。その度に、ゆっくりと私はその言葉を傾聴し、「ご家族も面会に来てくれるし、ここが一番いいと思うよ。」と話し続けている。

Kさんが望む「私らしい生活」をする場所は、今の場所ではないかもしれない。しかし、本人の生命の保持を第一に考え、判断した生活場所は今の場所だと私は考えている。Kさんが生活するホームの職員の人柄と環境は最高で、ピカイチの特養ホームだと考えている。

Kさんの生活は、1年と数か月を経緯したばかりである。ホームの生活であっても、**Kさんらしい生活の実現に向けて**、職員と話し合いを繰り返し、穏やかな生活を続けられるように、私はKさんのより身近な代弁者になっていきたい。

法人後見つぼみの一員として、後見の学びを深め、私自身も私らしく担当者として、Kさんとこれからも楽しく向き合っていきたいと考えている。

### 2.7.2 感想文岩岡

## 生活保護費累積金と礼服購入

社会福祉士 津田 美千代

私が成年後見制度に出会ったのは、生活保護のケースワーカーをしていたときです。当時担当していた、長期間精神科病院に入院している単身の高齢男性が、年金と**生活保護費累積金**で当分入院費や生活費等が賄えることになり、生活保護の廃止となりました。

病院側は、男性には身寄りもなく、生活保護が廃止されると、これからの男性の身の振り方、様々な支援や手続きをする機関がなくなるので「保護を廃止しないでほしい」と言われました。今後の支援について、区役所高齢担当に相談し、高齢担当が成年後見制度の活用を進め、社会福祉士が後見人を受任してくれました。

私は、「成年後見制度」は知っていましたが、実際の成年後見人選任の場面の経験はなく、さらに報酬がかかると聞き、資力の乏しい方を受任してくれる方がいるのかと心配していました。後見人が決まったと連絡を受けたとき、とてもありがたかったです。

その後、横浜市福祉職の先輩方を中心に、主に生活保護受給の方や資力の乏しい方の成年後見を行う NPO 法人が立ち上がった話を聞き、さすがに目のつけどころが違うと思ったものです。また、実際に法人を立ち上げた力に感銘を受けました。

ご縁が有り、私も成年後見活動に参加し、49 歳の知的障害のある女性の後見を担当しています。女性は、長く両親と生活してきました。母に精神疾患が有り、外出を禁じ小学校に行かせず、母の精神科入院時に児童施設に入所。養護学校高等部に在籍中いじめにあい1年で中退、その後授産所に通いましたが施設職員から「本人が入浴をしてないのでは」と指摘を受けたことから、母が施設通所を拒否し、H15 年以降完全在宅で他からの支援を断っています。H28 年に母の介護申請の際、地域包括支援センターの職員が支援につながらず自宅にいる本人を知り、本人への支援が再開されました。両親とも高令で、母は要介護状態が進み、父も発病し、今後の本人の生活の安定を考える中で障害者グループホーム入居が検討されています。

一家は生活保護受給中で、入居に当たり、本人を手放す心配と家財等の準備もできないと父が難色を示しますが、グループホーム側が前入居者の家財活用など、全部準備するから経済的な心配はいらないと父親を説得し、グループホーム入居、生活保護は別世帯扱いに至った経緯がありました。

「後見つぼみ」が後見人に就任時、コロナ禍で行事や外出も制限されていることもあり、本人の**生活保護費累積金**が増え、必要なものを購入するなど適切な消費の検討が始まりました。本人の要望や、施設、後見つぼみで話し合い、家裁に上申しまず劣化で壊れたベッドを買い替えました。

さらにちょうど亡母の一周忌法事の予定が父から出ており、施設相談員と相談、本人が社会人となり、この機会に礼服を購入してはどうかということで、本人に意向を聞くと、「欲しい！」と乗り気で、**礼服購入**に同行しました。

本人は店員さんにあれこれ勧められながら熱心に試着を繰り返し、これがいいと決めて

購入しました。本人が「楽しかった」と礼服を持ってホームに帰宅し、私は、楽しい経験が出来て本当に良かったと思ったのです。その後、これが意思決定支援の経過と学びます。しかし、その後展開がありました。

職員さんは、「みんな、生活が大変なのに今度いつ着るか分からないものにお金を使うなんて」「お母さんの葬儀の時揃えた、白いブラウスと黒いズボンで十分ではないか」「どうせ保護費の累積金を減らすためでしょう」と。本人の入居の準備や現在まで本人の生活に心をくわけていただいている方だけに、心に重く響きました。

さらに展開がありました。

後日、施設の相談員さんから、本人が礼服を法事で着る話を聞いてお父さんが喜び、「おれも礼服を着ないといけないな」と、礼服を引っ張り出し、当日は父子二人で墓参。記念に写真をとってほしいと頼まれ、相談員さんが父子の写真を撮ったと写真をいただきます。本人が、大人の自立した家族として「ご仏前」をお供えしたこともお父さんはとても喜んでいただけたこととです。

実は、つぼみの内部では礼服を着る際の真珠のネックレスを購入しても良いのではないかと議論をしていました。

その後、生活保護費累積金を巡って真の累積金とは何かについて、区役所生活支援課と正式に話し合いの場を持ち、理解を共有しました。

「つぼみ」では、問題を担当者が一人で抱えることなく、スーパーバイザーに相談したり業務検討会に諮ったり、問題を共有する姿勢があるので私の成年後見活動は成り立っています。



### 2.7.3 感想文

## 刑事司法ソーシャルワーカーに興味を持ち学び始め

社会福祉士 岡本 徳子

成年後見に興味を持ち始めたのは、以前ケアマネジャーをしていて、福祉事業所がどこも金銭管理ができないという事を知ったことからでした。「なぜ??」と単純に思いました。責任問題や、利益相反になることなど社会福祉士の資格を得てばあとなあ神奈川の研修を受けるまで、正直よくわかりませんでした。

社会福祉士が成年後見人になるためには長い道のりがあります。すぐになれるわけではありません。そんな中、法人後見人という団体があり、研修があると社会福祉士仲間より紹介を受けました。

「自分に務まるのかな・・・」と。正直自信はありませんでした。まずは業務を知りそれから考えようと思いました。

その頃はコロナ禍ではありましたがまだ対面で受講ができました。

講座内容は縮小されていたようでしたが、レギュラーバージョンを知らないのどう違っているかは良くわかりませんでした、具体的業務は実感できませんでした。

受講が終わって、後見つぼみが立ち上がっており、担当者を求めていると須田理事、高橋理事からお話がありました。具体的業務の実感が得られないまま、勝手な先入観を以て考えました。(元々ケアマネジャーだし、アセスメントには自信がある。月々の訪問支援程度ならできそうなんじゃないかな)と

得意分野は高齢でしたが、来た案件は保佐類型の知的障がいの18歳の男子。私には子育ての経験がないのに障害の子。出来るかな…と不安になりました。

まずは面談。本人に逢ってみると、これがまた人懐っこい素直な感じの子。饒舌に得意な話をする姿はかわいさを感じました。

どのように関わっていくかは今後の人間関係構築による、いわゆる私の腕と。

申立書を施設職員さんの協力のもと「本人申立」で作成。完成後は本人自身がポスト投函。須田理事より「**未成年者ですが、障害に着目して成年後見制度の申立**をします。これはすごい事ですよ、本人申立で本人自身がポストに投函するって」と後見を知らない私はこれがとても珍しい事だとは気が付かずにいました。

審判があり、正式に後見つぼみが保佐人と決まり、いよいよ…と思っても、登記事項証明書、金融機関に就任届を出し、家裁に初回報告をしてようやくお金の管理ができ、それまで滞っていた支払いを行い、預かり書の交付、領収書の保管、記録等実際ケアマネジャー業務とはかけ離れた仕事。聞くもの話す言葉すべてが初めて聞くものでした。

被保佐人については、親から受けた虐待から愛着に障害があり女性が苦手、知的なレベルに相まって父親の悪い生活習慣を記憶で覚え、煙草や火遊び、万引き、窃盗等繰り返してしまう行為がありました。その都度グループホームから追い出されてしまうのではないかとハラハラしましたが、今のところご厚情により継続できてきます。

法人後見は担当者が動けない時はチームの誰かが対応して下さいます。今回の火遊びで警察署に身柄を引き取りに行く際も担当者が行かれず、チームに依頼。また担当者がコロナ陽性になった際も会議への参加を依頼しました。初心者の担当者としてはこの上なく心強

い仲間です。その為には情報の共有と、目標を同じにしておく必要があります。後見つぼみでは定期的に業務検討会が開かれ、それ以外の時はメールなどで情報共有を図っております。振り返り確認し、次に動く。繰り返をしながらですが一人ではないことのありがたみを実感しています。

今後は大人になる為の大きな壁があり、知的レベルと見た目が相違している事が理解できないでおります。20歳を迎え合法的には可能な煙草や飲酒をどのように自制できるか、過度ではないという事が理解できるか。私たち支援者には「愚行権」をどのように考え、その行為を受け止めるのか。いずれ女性との関わり、いわゆる性に関する課題もあります。保佐人としてたくさん課題があります。

今回のことで被保佐人が刑事司法のお世話になる事が身近になり、保佐人が追加（弁護士）されたので、**刑事司法ソーシャルワーカーに興味を持ち学び始めました**。かっこよく言えば「見聞が広がった」のですが、どちらかという、身柄拘束された際に知的障がい者の取り扱いはどのようになってしまうのかを知りたい思いでした。そうならないように関わりを持っていきますが、私たちにはこういった準備も必要なんだと思います。

以上

#### 2.7.4 感想文岡本

## 本人が何を望み、望みがあるならばどう叶えられるのか

渡邊晃伸

後見つぼみの会員となって1年が経過した。ようやく後見事務にも慣れてきたが、担当となった時ははっきり言って混乱していた。それまでいつ担当となるのか分からなかったが、その時は突然やってきた。昨年の7月上旬に審判が下り担当となった。担当として後見人の初めての仕事は、申立人（亡くなった息子の嫁）に会うことから始まった。

その後本人にも面会。右も左も分からず、スーパーバイザーに導かれるがまま……。ではいけなかった。担当として積極的に動いていくことが必要だった。どこから手をつけていいのか分からない状況だったが、スーパーバイザーのアドバイスのお陰で、行すべきことを一つ一つ理解し、滞った電話料金や水道代金の支払いなどを一つ一つこなし、実践を繰り返していった。

記録も法人後見ならでは。「正直こんなに細かいのか！」と思うこともあったが、他の人が見ても一目でわかる記録が大事であることの指導を受け、短くとも伝わる記録の仕方を学ぶことができた。これまで多くの指摘、指導を受けながら、少しはできるようになってきたように思う。

肝心の本人は、アルツハイマー型認知症を患っており、自宅で生活してきたが、自宅に誰かいるから一人で生活するのが怖いと訴えたため、特別養護老人ホームのショートステイを利用開始。私が担当に就任してすぐのことだった。利用当初は、自宅に帰りたい気持ちが強く、施設の外へ出てしまうことが多々あった。施設の職員が後をついて近くの交番まで行き、交番で疲れている本人に声をかけ、近くの地域包括支援センターまで誘導。地域包括支援センターの職員とともに、車で施設に戻るということを繰り返していた。本人には向精神薬が投与された。少しずつ行動が落ち着いたことで、本入所へ結びついた。今振り返れば、よく退所させられなかったと思う。地域包括支援センターの社会福祉士さんをはじめ、居宅のケアマネさんが、特別養護老人ホームの職員さんが、交番の警察官をも巻き込み、地域で支えながら居所までたどり着くことができたことに感謝している。

担当者として今の課題は、コロナ禍で思うように面会もできず、「本人が望むこと」をしっかりと把握できていないことだ。認知症であっても、何かやりたいことがあるはず。些細なことでも、何とか引き出せないものかと思いながら、面会している。面会では毎回「はじめまして」になってしまうため、いつ来たのかを思い出してもらうために、名刺の裏に日付や話したことを記録して渡すようにした。少しでも思い出してくれればと思う。面会の時間は20分程度だが、本人が何を考え、生活での困り事はないかなど、毎回聞くように心掛けている。

過日、歯科受診を本人が嫌がるということで、面会し歯科往診を受けることをお勧めしたが、そもそも医者嫌いであり、食べられているから必要ないと断られてしまった。本人が困っていなかったのである。口腔ケアをすれば、誤嚥性肺炎の可能性が少しでも減るから口腔ケアを受けましょうという考えは、支援者側の考えだ。誰の意思なのか？を考えるきっかけになった。

不安なく生活できるのが一番ではあるが、**本人が何を望み、望みがあるならばどう叶えられるのか**を実践するために、本人との対話を通し、意思決定支援ということを大事にしながら、今後も活動していきたい。

## 自分自身もぶれない軸を持つことが大事

社会福祉士 高橋 玲子

受任が決定してから、2ヶ月が過ぎた。

私にできるのだろうかと言う不安の中、とりあえず、順調に進んでいるらしい。

らしい・・・とは、少し他人事のような感想だ。

私の所属している成年後見の事務所は法人後見をしている。なので、私は「担当」という立場で、仕事をしている。法人後見の良いところは、一人で抱え込まなくて良い所だ。

わからない事だらけなのだが、教えてもらいながらやっている。

当たり前だが、初めて行く場所、初めて見る書類、初めての申請、手続き、などなど、初めてづくしである。まだまだこれからも、初めて〇〇は続くだろう。

今まで人に頼って生きてきた自分にとって、「生きる」社会の仕組みを勉強させられている。社会福祉の勉強をしても、どこか人ごとの感覚でしかなかったことを思い出した。

今、スタートラインにいる自分に、生きるという事、社会の中で暮らすということの基本を被後見人さんの姿を見て勉強している自分がある。物々交換や、情だけで暮らせる世の中は来ないものか・・・複雑化、IT化した現代に切ない思いがよぎる。

他人の為に他人を守るためのこの仕事は、まず、自分自身もぶれない軸を持つことが大事なのではないかと思う今日この頃、感情移入にとらわれずに割り切っていきたいと思っている。

### 2.7.6 感想文高橋

## 社会的な意義や価値が高い団体へ～医療ソーシャルワーカーの立場から～

済生会神奈川県病院 鎌村 誠司

私は病院で医療ソーシャルワーカーとして働きながら、後見つぼみの受任第1号ケースの担当もさせていただいている。私は数年前から後見つぼみの前身でもあるよこはま成年後見つばさでも法人後見の担当者として活動をしていた。その当時から申立て支援や法人後見を担う団体の社会的な必要性や社会的な意義を強く感じていた。それについて普段の仕事を重ね合わせながら述べたいと思う。

私は医療ソーシャルワーカーとして20年近く勤務してきたが、身寄りがない患者さんや、親族からの支援を全く受けられない患者さんが急増している。少子化や未婚率の上昇などから、このような状況は必然と思われるが、医療の現場では大きな課題となっている。

どのような課題があるかという**①金銭管理と支払いの問題 ②転院先などへの手続きの問題 ③医療同意の問題 ④死後対応の問題**などがあげられる。

家族や頼れる親族がいればその方たちが当たり前のように担っている内容だが、いざ家族がいない方が入院すると、それらのことは一体誰がやるのかということがしばしば問題となる。患者さん本人に判断能力が十分あればいいが、判断能力が低下していたり、全くなかったりした場合は前述した内容が手つかずのままになってしまう。そうなる病院としては未収金の問題や治療は終わっているにも関わらず退院先が見つからず、結果的に社会的入院になってしまうということが全国的に発生している。

このような場合の対応としては、成年後見制度につなぐしかないのが現状である。しかし、その場合誰が申立てを行うのかという問題があるが、親族の協力が得られないとなると、市区町村長の申立てが一般的には第一選択となる。しかし、ここにも大きな問題がある。まずは非常に時間がかかることである。実際に書類を揃えたり実務を行うのは行政の高齢担当が担うことが多いが、どうしても普段の業務と並行して行う必要があったり、所内の決裁をとりながら進めたりする必要があるためどうしても時間がかかってしまう。また、もう一つの問題としては補助や保佐のレベルであったり、親族の存在があったりする場合はなかなか市区町村長の申立てに結びつかないことである。親族がいるのであれば親族申立てでという理屈も分かるが、成年後見制度が普及しない要因としてこの申立て問題も大きく影響していると思われる。

このような現状があるからこそ、後見つぼみの活動は社会的にも大変意義のあるものだと思っている。特にこの申立て支援については、私からも何度も成年後見制度につなぎたい患者さんをお願いしたことがあるが、相談の段階から患者さんに寄り添い、その方の今後の人生と一緒に考えてくれること。そして、患者さんとの信頼関係を築きながら私や本人と一緒に申立てに必要な書類作成をサポートしながら本人申立てを進めていくというスタンスが、まさに成年後見制度の理念そのものだと感じている。そして、初回相談の段階からすでに信頼関係もできていることから、そのまま後見人の候補者まで引き受けられるという仕組みは

患者さんにとってもとてもメリットのある仕組みだと思われる。

最後に、後見つぼみの一番の強みについてふれておきたい。それは医療介護福祉の専門家集団であるという点である。特に福祉行政出身者が中核をなしており、その他地域包括支援センターやケアマネジャー、そして私のようなソーシャルワーカーが後見つぼみのスタッフとなっている。病院からつなぐケースはもちろんであるが、医療や介護、そして障害などのサービスや施設との連携が必須のケースばかりである。すなわち身上保護に力点を置いた支援が不可欠であり、それを実践できるのが後見つぼみの最大の強みだと思っている。また、個人後見と違い法人後見であるため、担当者には必ずスーパーバイザーが就くことになっており、定期的にカンファレンスをしたり今後の支援方針について議論したりしている。

後見つぼみのような団体は全国的にもほとんどないのが現状であるが、成年後見制度を本来の価値や姿で活用していくためにも、後見つぼみのような団体が全国津々浦々に立ち上がっていくことを願ってやまない。

#### 2.7.7 社会的な意義の高い団体

## 第3章 2022年度WAM助成 柱2事業

柱2事業：人材発掘・育成事業

### 第3章 柱2事業：人材発掘・育成事業

法人後見が持続的に発展していくためには、会員の確保と養成・育成が不可欠です。認定NPO法人よこはま成年後見つばさでは、法人設立の時から毎年、独自カリキュラムで担当者養成講座を開講してきました。後見つばみは、そのつばさと共催で法人後見専門員養成講座を行なっています。両法人で研修委員会(3.2.1)を設けて行います。毎年10人前後の講座終了生が誕生しています。

2022年12月現在、2022年度講座が終了し、既に2023年度法人後見専門員養成講座(案)が研修委員会から提案されています。2022年度の反省を踏まえて日程、実施方法の改善が図られています。

#### 3.1 会員状況

2022年6月末現在、会員・賛助会員は、会員41名 賛助会員9名です。

メンバーは、横浜市社会福祉職OB(ケースワーカー)や士業等の対人援助経験者が原則で、チーム支援で身上保護に強みを発揮しています。

社会福祉士	27名	精神保健福祉士	7名	社会福祉主事	8名	主任介護支援専門員	4名
介護支援専門員	10名	介護福祉士	6名	行政書士	3名	保育士	3名
社会保険労務士	1名	宅建士	1名	相談支援専門員	1名	元大学教員	1名
歯科衛生士	1名						

#### 3.2 会員養成講座(つばさと共催)

講座名は「法人後見専門員養成講座」(3.2.2)です。全10単元 25科目です。

2021年度からは、つばさと後見つばみが共催で実施しています。双方から講師を派遣し、ほぼ自前の講師で出来ています。経費も分担しています。

2022年度は、受講生7名(つばさ4名 つばみ3名)で行われました。2021年はコロナ禍で緊急カリキュラムによる全面Zoom研修でした。2022年度は、コロナ感染防止対策を講じて対面研修に戻しました。しかし、これまで重視してきた実習を組むことはできませんでした。

2022年7月9日(土)、後見つばみからの受講生は後見つばみの事務所で実際の業務検討会を傍聴しました。実践的養成講座の趣旨によるものです。

2022年12月10日(土)、後見つばみの受講生と理事の交流会(3.2.3)を実施しました。最初は、業務検討会を傍聴してもらいました。受講生向けに事例概要を用意しました。受講生との質疑応答も設けました。交流会では、入会の動機、講座の感想、今後の希望等の意見交換を行いました。既に、新規相談のチーム編成に予定されている人もいます。

来年度の法人後見専門員養成講座(案)では、意思決定支援講演が組み込まれています。

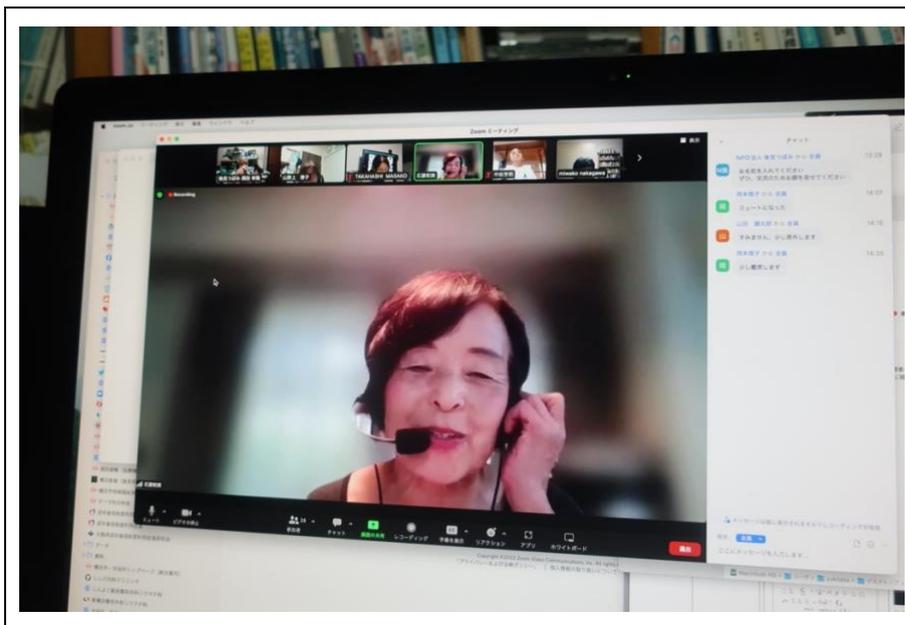
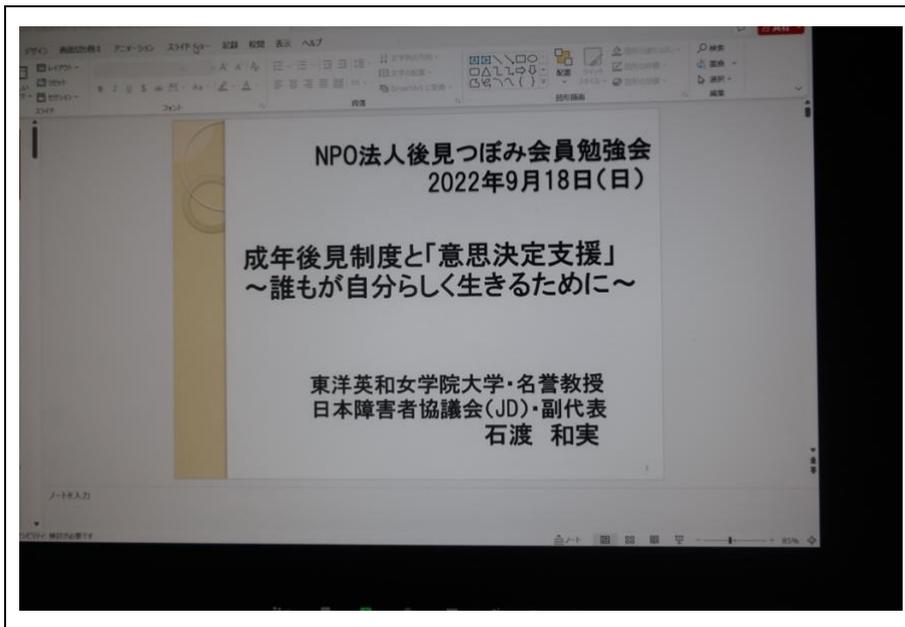
#### 受講生の感想文

- これからお付き合いいただく、被後見人さんとの出会いを楽しみに(3.2.4.1 鈴木美穂)
- その人が持っている能力と支援サポートを足して10になるように(3.2.4.2 朝倉敦子)
- 周りの先輩方の助けを借りれば、何とかなるかもしれない(3.2.4.3 山本麻里奈)

### 3.3 会員交流会

2022年9月18日 東洋英和女学院大学石渡 和実名誉教授をアドバイザーに、二人の会員による事例報告に基づき意思決定支援の勉強会を行いました。27名が参加（会員20名 会員外7名）しました。

この意思決定支援について、パブリックコメントへの当法人からの意見に対して国の回答がありました。35件の意見提出で唯一基本計画に反映されました。因みに、パブリックコメントへは全体で617件の意見提出があり、そのうち基本計画に反映されたのはわずか11件です。



## 第二期基本計画パブコメントでの国の回答

該当ページ：P11

該当箇所：II 2（1）○1

11 ページ 19 行目「成年後見制度利用促進における意思決定支援の浸透」について

**意見**⑳ ワクチン接種の対応こそが、意思決定支援の実践ではないか。

**理由** 意思決定支援は権利擁護支援の重要な要素ですが、「語るに易し、行うが難し」です。コロナが蔓延する中で、ワクチン接種の意思確認が難しい方へのワクチン接種こそが、「実践 意思決定支援」ではないか。

### 【国の考え方】

ご意見を踏まえ、以下のように追記しました。

「普及・啓発の一環として、必要に応じて、具体的な実務に関する普及・啓発に取り組むことも重要である。例えば、予防接種についても、意思決定支援の考え方等を踏まえ、本人への丁寧な説明、本人の意思の確認、本人による署名又は代筆が原則となるが、接種に関する本人の意思確認が困難な場合には、本人のそれまでの意思、生活歴、選好、本人にとっての最善の方針が何かを踏まえた上で、家族、医療・ケアのチーム、成年後見人等で相談しながら判断する必要がある。」（II 2（1）-9）



## 特定非営利活動法人 後見つぼみ概要

### 1. 設立経緯とつぼみの由来

NPO 法人 後見つぼみは、地域の福祉課題解決のために、ライト（軽い 明るい、権利擁護）で小さな NPO 法人を旗印に、2020 年 10 月 30 日に法人登記しました。

2011 年 10 月に設立された NPO 法人よこはま成年後見つばさは、NPO 法人としては横浜で最初の法人後見実施団体でした。その後のミクロ領域、マクロ領域、メゾ領域の活動で厚生労働省や総務省、最高裁家庭局にも注目されるなど、目覚ましい発展を遂げてきました。

2022 年 3 月末現在、延 117 件を受任（継続 78 件）しています。また、相談は行政や地域の福祉施設、病院などから途切れることなく続いています。また、法人の適正規模から新規の対応が相当困難な状況になっています。

一方地域には、例えば高齢化した親と障害のある子どものいわゆる親亡き後問題、認知症が進む親と SOS を出す障がい者など複合的な課題を抱えた事例、身寄りのない一人暮らしのいわゆる身元保証問題など課題が山積しています。

これら法人後見へのニーズと期待に応えるため、つばさを母体に後見つぼみが誕生しました。

### 2. 基本理念と宣言

#### <基本理念>

誰もが尊厳を守られる権利擁護支援

～それぞれの蕾、その人らしく花咲き、豊に実ればいいね～

#### <宣言>

私たちは、次のように宣言します

ライト（軽い 明るい 権利擁護）を旗印に

1. 資力の有無に関わらず

1. 本人意思を尊重した

1. 生活支援を重視した

法人後見を実施します

### 3. 理事・監事の紹介 横浜市職員歴（有）

会員 41 名（うち理事 6 名 監事 1 名） 賛助会員 9 名（個人 9 団体 0）

代表理事 中田 敏雄（社会福祉士）

副代表理事 山野上 啓子（行政書士）

理事 高橋 真佐子（社会福祉士） 理事 山村 朋子（社会福祉士）

理事 多比羅 千賀子（社会福祉士） 理事 須田 幸隆（社会福祉士）

監事 菅野 善也（社会福祉士）

会員 別紙 賛助会員

社会福祉士 27 名 精神保健福祉士 7 名 社会福祉主事 8 名 主任介護支援専門員 4 名

介護支援専門員 10 名 介護福祉士 6 名 行政書士 3 名 保育士 3 名

社会保険労務士 1 名 宅建士 1 名 相談支援専門員 1 名 元大学教員 1 名

歯科衛生士 1 名

### 4. 事務所の所在地

〒222-0021 横浜市港北区篠原北一丁目 9 番 8 号

TEL:045-834-9320 FAX:045-834-9321

### 5. 事業内容

- 成年後見制度利用に関する相談
- 成年後見制度申立に関する支援
- 法人後見の受任
- 成年後見制度の普及・啓発

#### 3.1 会員状況

## 2022 年度 法人後見専門員養成講座カリキュラム

主催：特定非営利活動法人 よこはま成年後見つばさ

共催：特定非営利活動法人 後見つぼみ

分類	科目	担当 場所		研修日程
1. 開講挨拶	①開講の挨拶	渡邊 中田	つばさ 事務所	6月7日(火) 13:30～16:00 (途中休憩有)
	②研修委員・参加者 自己紹介と抱負	研修委員・受講者		
	③オリエンテーション	齋藤		
	④成年後見制度の概要	山野上		
2. 法人による 後見の実務(1)	⑤法人の基本理念・運営規程	渡邊 中田	つばさ 事務所	6月21日(火) 13:30～16:00 (途中休憩有)
	⑥倫理・個人情報保護	熊谷雅		
	⑦申立手続きと申立支援	熊谷美		
	⑧受任直後の事務・家裁報告(初回)	篠崎		
3. 法人による 後見の実務(2)	⑨就任中の事務・担当者とSV, チーム体制	齋藤	つばさ 事務所	7月5日(火) 13:30～16:00 (途中休憩有)
	⑩家裁報告(1年後)・報酬申立と助成事業	熊谷美		
	⑪〔演習〕担当者作成書類(出納帳, 経過一覧他)	篠崎		
	⑫計画相談	藤村		
4. 体験	⑬業務検討会傍聴	つばさ、つぼみ 各事務所		7～8月検討会一覧 から希望日を選択
5. 演習	⑭成年後見制度に繋ぐためのアセスメント ⑮後見計画の策定	西田(法政大学非常勤 講師・つなぐ代表)	つばさ事務所	8月23日(火) 13:30～16:00 (途中休憩有)
6. 基礎研修	⑯横浜市市民後見人養成課程 ①～?	横浜市社協		9月?～
7. 振り返り	⑰経験者に学ぶ ちょっと先輩の経験談 i	_____	つばさ 事務所	11月29日(火) 13:30～16:00 (途中休憩有)
	〃 ii	_____		
	⑱受講感想、講評	受講者		
	⑲修了式	渡邊 中田		
8. 外部研修 (県社協)	⑳成年後見制度概論 ㉑(一例)後見人の実務と法人後見の選任に際して ㉒(一例)〇〇市の市長申立ての現状について ㉓(一例)法人後見実施団体からの報告			未定
9. 実地見学	㉔横浜家庭裁判所・法務局実地見学 登記事項証明書発行依頼(2グループ別)	齋藤	現地	7/ ～7/ ?
10. 説明会	㉕受任担当決定後(個別対応)(審判後)	各法人で行う		

全10単元 25科目 (但し1～7単元までを必須とします。)

\*講師の都合等で、日程、時間等の変更があります。

### 3.2.2 22年度法人後見専門員養成講座カリキュラム

## 受講生と理事の交流会

2022年12月10日（土）、つばみ事務所で法人後見専門員養成講座受講生と理事の交流会が行われました。

参加者

代表理事	中田 敏雄	副代表理事	山野上 啓子
理事	高橋 真佐子	理事	山村 朋子 (Zoom)
理事	多比羅 千賀子	理事	須田 幸隆
会員	岡本 徳子		
受講生	鈴木 美穂	受講生	山本 麻里奈

最初は、業務検討会の傍聴です。受講生がいるので事例概要から始めました。担当の岡本さんからいつも通り活動報告を行っていただきました。ちょうど最後の養成研修時に発表してもらった事例でしたので、実際の業務検討会への参加は興味深かったことと思います。課題把握と課題解決が取りまとめられました。被保佐人さんが18歳の時、障害に着目して成年後見制度を利用したこと。来年1月に20歳になるので誕生日会を予定していることが報告されました。

懇談会では、参加者全員が自己紹介を兼ねて一言ずつ発言しました。その後、鈴木美穂さんの「これからお付き合いをいただく被後見人さんとの出会いを楽しみに」と題した感想文が読み上げられました。山本麻里奈さんからも「周りの先輩方の助けを借りれば何とかなるかもしれない」と題した感想文が寄せられています。

因みに、お二人とも既に新規相談事例についてSVとチームを結成し、始動準備中です。新しい人材の活動が楽しみです。



業務検討会



理事と受講生の懇談会

### 3.2.3 受講生交流会

## これからお付き合いいただく、被後見人さんとの出会いを楽しみに

受講生 鈴木 美穂

今回成年後見養成講座を受講することが出来たこと、法人つぼみ、つばさの皆様に変感謝しています。

受講したいと思ったのは、長年の友人から誘いを受けたことがきっかけでした。37年務めた福祉の仕事を定年退職して、一区切りがついたこと、再任用職員として働いてはいるものの有期であり、この先自分ができる社会貢献を考えた時に、成年後見に興味を持ちました。障害者福祉と生活保護の仕事をしてきた私にとって、成年後見は多少身近なものではあったものの、わからないことばかりでした。6月の暑い日から研修ははじまりました。

法人による後見の実務研修では、基本業務の知識を学ぶとともに、実践に基づいたお話がたくさん聞けました。実際に行う事務処理や書類作成も学び、何を行うかの、イメージがつかえました。また相談支援と申立支援について、「つぼみ」が大事にしている理由も分かりました。それなくして、成年後見に繋がるのは難しいからです。

業務検討会傍聴は、研修の中でも大変興味深い内容でした。実際に後見人を行っている方からの検討内容は、後見人の難しさを感じながらも、法人後見だからこそ、皆さんで検討することが出来、その中から、課題が整理され、たくさんの方向性が見えてくることを、肌で感じました。特に課題になった医療判断は、後見人は医療判断できないながらも、後見人としてともに考える気持ちが大事と感じました。

演習では、実際に後見業務を行った時と同じように書類作成など教えていただき、記録の大切さを確認しました。被後見人の金銭はじめ資産を管理することの重大性も意識し続けることが必要です。

家裁・法務局見学は、雨の中、担当のお二人が同行してくださり、ありがとうございました。手続きのための各窓口に行かれたことは、いつか本番で行く時に、とても心強い経験になりました。

市民後見人養成課程の聴講もありました。

現在の仕事で、関わることも多い内容でしたが、改めて講義を聞き、たくさんの気づきや整理になりました。

今回、研修を受講する中で、実際の後見業務がどんな感じなのか、イメージすることができましたが、実際に行えば、わからないことばかりであり、奥の深いものであろうと思います。たくさん思い悩むこともあるでしょう。後見業務を行うことの難しさや責任も改めて感じましたが、そのような中でも法人後見の強みである横の繋がり、組織的実務で後見業務を行うことが出来ることも、今回よくわかりました。

これからお付き合いいただく、被後見人さんとの出会いを楽しみにし、そして、いろいろあっても、つぼみのみなさんと、安心して後見業務に向かえる、研修を終え、そんな気持ちを持ちました。今後ともどうぞよろしく願いいたします。

### 3.2.4.1 感想文 鈴木 美穂

## その人が持っている能力と支援サポートを足して10になるように

受講生 朝倉 敦子

私は地域住民の皆さまと共に、地域作りを行なってきました。地域支援の一つとして体制整備事業、地域包括ケアシステムの構築など主に高齢者向けの施策を推進してきました。地域の中には年代、世帯、属性に関わらず様々な人々が住んでいます。その全ての人たちが、「住み慣れた地域で誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会をみんなで作り出す」を理念とする職場で、見守り、助け合い活動、居場所の創出など地域の皆さまと共に地域住民の交流のお手伝いをしてきました。

そして一人の生きづらさ、高齢者であれば介護保険サービスの狭間の課題をどのように解決していったらいいのか。それを地域の担い手の方々に相談をし、小さなことであれば助けることができると地域の中でボランティアグループが立ち上がり、困りごとを解決できるよう話し合いがもたれていました。

一人の困りごとは、誰かの困り事でもあるかもしれない、それを地域で話し合い、新たに地域として何ができるのか共に考えてきました。

このような地域づくりのお手伝いをしている中で、ふと視点を個別支援に移し、もう少し一人の支援をじっくり行なってみたいと思い生活支援課で勤務するに至りました。その中で今回の養成講座のお話をいただき、受講させていただくこととなりました。

講座は、コロナ禍の中、6月7日から暑い夏を通して行われました。受講生も暑さの中での受講は大変ですが、その準備をしてくださった講座実行委員の方々は、毎回の資料、講義の準備、また、喉を潤すためのお茶の準備片付けなど本当に大変だったと推察いたします。しかし、皆さま熱意を持って対応をしてくださいました。

多くの講義の中で西田ちゆき先生の「成年後見制度につなぐためのアセスメントと後見計画の策定」では、事例を通して相談者、本人、相談員などを他の受講生と役割分担をし、実際の相談の場面を想定し検討しましたが、その演習が印象に残っています。具体的にまた主体的に考えるきっかけをいただきました。

この原稿を書いている現在は、横浜市社会福祉協議会からの市民後見人養成講座のプログラムを聴講していますが、根拠法である民法からはじまり、地域福祉、福祉施策など多岐に渡り、成年後見人とは様々な知識を必要とするものだと感じています。また、連携をする関係機関の役割なども改めて学ぶことができ、初心に戻った思いでした。

成年後見制度は、「自己決定（自律）の尊重」「残存（現有）能力の活用」「ノーマライゼーション」の三つの基本理念と、「本人の保護」の理念を調和させることを趣旨としています。（成年後見実務マニュアルP7）

判断能力がない、もしくは不十分な人を何もできないとするパターンリズムに陥ることなく、しかし支援サポートも実施していくことは時に葛藤の起こることもあるかと思いますが、その人が持っている能力と支援サポートを足して10になるように、関係者、関係機関とも連携をし支援を行なえると良いのだと学び気づかせていただきました。

最後に養成講座の講師の方をはじめ実行委員の皆さま、ありがとうございました。

### 3.2.4.2 感想文 朝倉 敦子

## 周りの先輩方の助けを借りれば、何とかなるかもしれない

受講生：山本 麻里奈

私は、現在生活保護のケースワーカーの仕事をさせて頂いております。  
生活保護を受給している方はいろいろですが、私の場合は高齢の方や長期入院している方、施設に入所されている方を多く担当させて頂いております。  
そのため、自ら金銭管理ができる方がほとんどいらっしゃいません。  
既に後見人を見つけられている方は金銭管理に不安もなく、日常の生活についても安定したものに感じられます。

後見人の仕事は大変そうだけど、やりがいのある仕事なのだろうと思っていたところに講座を受講させて頂ける機会をいただきました。

学生時代に勉強した、教科書に書かれてあるようなことを改めて確認する良い機会になりました。現在後見人をされている諸先輩からのお話は、非常にためになることが多く、今回の受講は自分にとって非常に有意義なものになりました。同時に仕事の責任の重さや、仕事の任期の長さから、自分に後見人の仕事は難しいのかもしれないという気持ちにもなりました。そのため、初めて後見人のお仕事の依頼を頂いた時は、お断りしようかとも考えましたが、法人で仕事を進めていくという最初の説明を思い出し、お受けすることにしました。

私の今の仕事も、一人では絶対にできませんが、上司にカバーしてもらい、同僚と助け合ってなんとか前に進んでいますので、きっと同じように、**周りの先輩方の助けを借りれば、何とかなるかもしれない**と今では考えています。

研修でお話を聞かせて頂いた諸先輩方のように、財産管理だけに留まることなく、被後見人の方の自己決定を尊重し、その方の生活がより豊かになるような仕事をしたいと考えています。

### 3.2.4.3 感想文山本麻里奈

テーマ：意思決定支援

# 会員勉強会

日時：2022年9月18日（日）

13：30～16：25

Zoom参加

## 次 第

進行 山野上 啓子

### I 担当者会議(30) 13：30～14：00

- ・法人運営規定（報酬規定）改正について（説明 中田）
- ・質疑応答

### II 事例報告(45) 14：00～14：45

- ・事例概要
- ・意思決定支援・エピソード
- ・質疑応答

発表者

事例1 津田 美千代 15万円のベッド買い替え(15)

事例2 渡邊 晃伸 義歯装着(15)

### 休憩(10) 14：45～14：55

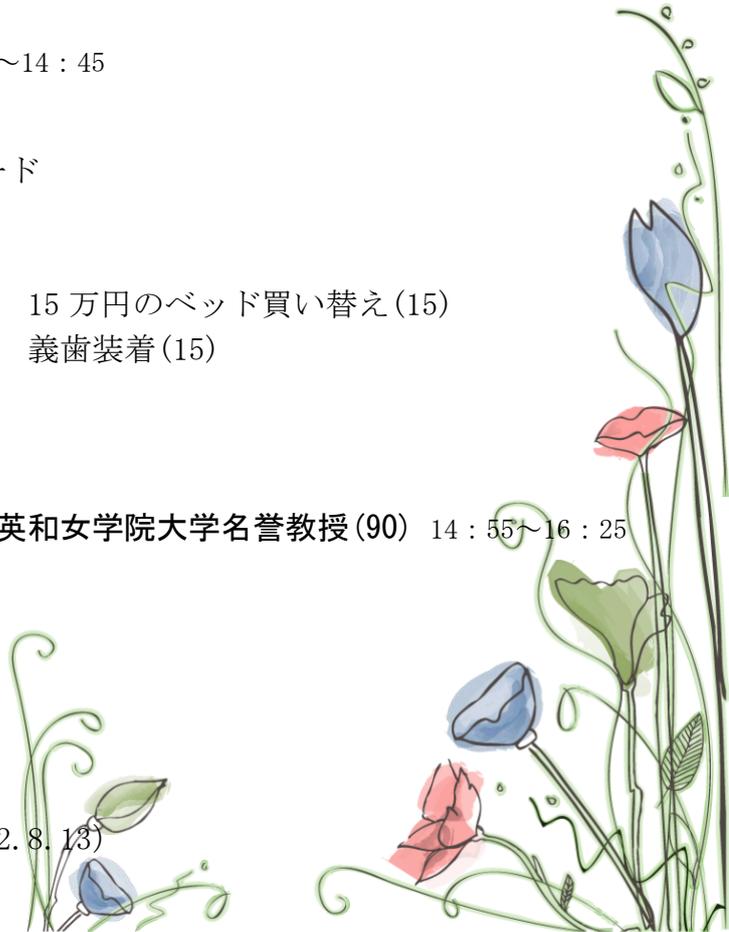
### III 講演 石渡 和実 東洋英和女学院大学名誉教授(90) 14：55～16：25

- ・意思決定支援について
- ・質疑応答

資料

1. 事例概要（受任 No3 No5）
2. 成年後見 民法改正へ（2022.8.13）

#### 3.3.1 会員勉強会





# つぼみニュース

発行 NPO法人 後見つぼみ  
 住所 : 横浜市港北区篠原北一丁目9番8号  
 TEL : 045-834-9320 FAX: 045-834-9321  
 E-mail : kokentubomi@khe.biglobe.ne.jp  
 ホームページ <https://kokentubomi.wixsite.com/website>

## 特集：会員勉強会

2022年9月18日（日）、会員勉強会（Zoom）が行われました。参加者は、27名（会員20名 会員外7名）でした。

- ・講師 : 東洋英和女学院大学 石渡和実名誉教授
- ・テーマ : 意思決定支援
- ・事例発表 : 津田 美千代さん 渡邊 晃伸さん

講演では、石渡教授から障害者権利条約など背景が詳しく解説されました。

津田さん、渡邊さんから興味深い事例報告がありました。

実務において、意思決定支援には困難が伴いますが、繰り返し訓練を重ねて修得していくものと考えます。石渡教授、ありがとうございました。



テーマ：意思決定支援

### 会員勉強会

日時：2022年9月18日（日）  
 13:30～16:25  
 Zoom参加

#### 次 第

進行 山野上 啓子

#### I 担当者会議(30) 13:30～14:00

- ・法人運営規定（報酬規定）改正について（説明 中田）
- ・質疑応答

#### II 事例報告(45) 14:00～14:45

- ・事例概要
- ・意思決定支援・エピソード
- ・質疑応答
- 発表者
  - 事例1 津田 美千代 15万円のベッド買い替え(15)
  - 事例2 渡邊 晃伸 義歯装着(15)

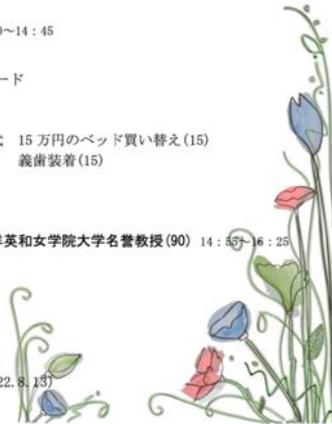
#### 休憩(10) 14:45～14:55

#### III 講演 石渡 和実 東洋英和女学院大学名誉教授(90) 14:57～16:25

- ・意思決定支援について
- ・質疑応答

#### 資料

1. 事例概要（受任No3 No5）
2. 成年後見 民法改正へ（2022.8.13）
- 3.3.1 会員勉強会



## 第4章 2022年度WAM助成 柱3事業

### 法人後見の普及促進事業

## 第4章 柱3事業：法人後見の普及促進事業

私たちは、これまでも成年後見制度の普及・啓発に取り組んできました。近年は Zoom による研修方法もあって、一層全国各地からの依頼に応えられるようになりました。

テーマは、単なる成年後見制度の説明から、法人後見の実施・**申立支援**の実施に焦点を当てるようにしてきています。

### 4.1 研修講師派遣

研修は講師派遣が主ですが、全国的に名前が知られているつばさの場合には、つばさの事務所への見学や学生の実習依頼などもあります。報道機関の取材にも応じています。

2020年11月16日、日本で最大の社会福祉法人済生会の本部で理事長と鼎談(4.1.1)を行いました。月刊済生2021年1月号のトップ記事になりました。鼎談では、理事長に法人後見実施を勧めました。

2020年11月28日、新潟県見附市のNPO法人ふくし後見ネット主催で「求められる法人後見」(4.1.2)の講師を務めました。

2022年1月18日、相談事例(2.1.1)の発端となったA区役所で職員研修を行いました。テーマは、「法人後見と申立支援」(4.1.3)です。職員15名が参加しました。

2022年2月26日、新潟県長岡市NPO法人ピュアハート主催で「成年後見制度」(4.1.4)の研修を行いました。つばさと後見つぼみのロゴマークを描いた方のいる法人です。

2022年3月26日、横浜市鶴見区の汐田病院で「法人後見と**申立支援**」(4.1.5)の研修を行い、法人後見実施を促しました。後日、2023年に法人後見実施のための法人を立ち上げるのと協力要請の連絡がありました。

2022年11月8日、みどり野診療所で「成年後見制度とは」(4.1.6)の研修を行いました。よこはま健康友の会みどり野支部の役員の方12名が参加されました。親族を候補者とする場合の留意点等の質疑がありました。

2022年11月20日、横浜市中心身障害児者を守る会連盟主催の福祉大会でWAM助成事業の一環として「法人後見と**申立支援**」(4.1.7)(5.3.6)の研修を行いました。約80名の障害関係者の参加があり、法人後見への大きな期待がひしひしと伝わってきました。

講演では、法人後見と**申立支援**を中心に親亡き後への備え、国連の障害者権利条約に基づく日本政府への勧告に基づく成年後見制度の将来の展望を話しました。

2023年2月18日、オブティ港北新羽で「成年後見基礎研修」(4.1.8)を行います。

主催者側と朗読劇「認知症が進み」(4.1.8.1)を行います。

### 4.2 講談師：神田織音さんの成年後見講談

2022年6月11日、横浜にぎわい座でつばさの法人設立10周年記念講演会(4.2.1)が行われました。100名を越える参加者がありました。

講談師：神田織音さんによる成年後見講談が行われました。成年後見講談は、2006年12月2日、横浜の地で本邦初公開され、新聞に掲載されるやたちまち反響を呼び、爾来神田織音さんは成年後見制度の普及に全国行脚されています。2008年6月7日、パシフィコ横



### 4.3 銀行同期会研修

2022年6月13日、代表理事が銀行同期会で成年後見制度の研修（4.3）を行いました。

### 4.4 ホームページ（URL：<https://kokentubomi.wixsite.com/website>）

広報媒体としての後見つぼみのホームページです。

ホームページを見た方が、遠方で一人暮らしをする母親の認知症のことで相談にきました。現役の介護支援専門員の参加を得て対応しました。

最近では、福岡県や熊本県で大規模に法人後見を実施しているNPO法人 高齢者・障害者 安心サポートネットから情報交換の連絡がありました。

### 4.5 機関誌（つぼみニュース）

隔月（10日）に機関誌（つぼみニュース）を発行しています。

つぼみニュースの創刊号（4.5.1）です。

### 4.6 神奈川新聞

2022年5月30日、神奈川新聞に「弱者に伴走 権利を守る」とつばさの記事が大きく掲載されました。記事には後見つぼみも発足したとありました。

### 4.7 WAM ニュース

2022年6月3日、WAM ニュースにも掲載されました。

### 4.8 連絡会

法人後見普及促進には、同じ法人後見実施団体との横の連携も重要です。

2022年7月26日、神奈川県社会福祉協議会主催のかながわNPO法人後見連絡会（13団体加盟）（4.8.1）で、当法人から「意思決定支援」の研修実施を提案しました。

2022年8月22日、横浜市社会福祉協議会主催のよこはま法人後見連絡会（12団体加盟）（4.8.2）で、当法人から「自己評価」（5.3.2）の説明をしました。

## 第二期基本計画パブコメントでの国の回答

3 ページ 12 行目「成年後見制度は判断能力が不十分な人の権利擁護を支える重要な手段」について

**意見③-1** 権利擁護支援には、チームケアが優れています。成年後見制度でもチームで行う法人後見こそ普及させるべきです。

**理由** 今日、医療でも社会福祉でもチームで取り組むのが普通です。成年後見でもチームで取り組む法人後見は、利用相談・申立支援・法人受任と自己完結できます。後見爆発と言われる今日、法人後見の普及は社会の要請、時代の要請に応えることができる優れた手法、施策と言えるのではないかと。

2019年6月18日、政府は関係閣僚会議で、認知症施策推進大綱を決定しました。その中の24ページに成年後見制度の利用促進の一文がありますが、そこにも「後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保するために、市町村の取組を支援する。」とあります。

**【国の考え方】**

回答なし

-----  
10 ページ 3 行目「法人後見を実施している団体」について

**意見③-2** 法人後見は、地域の社会資源として住民に見えている存在です。利用者が選択できるくらいに身近に存在すべきです。

**理由** 住民の立場からは、法人後見は地域の馴染みの社会資源として認識でき、利用できる存在です。福祉関係者の支援機関にとっても容易に関係性を持つことができる存在です。利用者が選択できるくらいの法人後見実施団体（社協、民間社会福祉法人、NPO 法人 等）があって欲しい。

**【国の考え方】**

今後の検討の参考とさせていただき、施策の充実に努めてまいります。（Ⅱ 1-2 1）

-----  
53 ページ 31 行目「法人後見実施のための研修プログラム」について

**意見③-3** 法人後見実施団体養研修プログラムは、实际的、実践的、訓練的なものでなければならぬ。

**理由** 实际的、実践的、訓練的とは、「法人後見の実際、利益相反の問題、法人の適格性、人材養成と財源及び拠点確保、法人運営のノウハウ、スーパーバイザーの役割、業務検討会の進め方とその実際、申立支援の実際、報酬請求の仕方、終了事務マニュアル、他団体見学」です。

**【国の考え方】**

今後の検討の参考とさせていただき、施策の充実に努めてまいります。（Ⅱ 4（2）-20）

**【国の考え方】**

II3(2)2イ(ア)に記載しているとおり、申立ての調整においては、地域連携ネットワークにおいて関係機関が適切に役割分担して対応することが重要です。そのためには II3(3)に記載のとおり、地域連携ネットワークの機能を強化するための取組が重要です。



成年後見制度研修会

# 法人後見と申立支援

日時：2022年3月26日（土）

14：00～16：00

会場：汐田病院

## 次 第

### 1. 開 会

### 2. 勉強会

講 師：特定非営利活動法人後見つばみ

代表理事 須田 幸隆

#### I 法人後見とは

①法人後見 Q&A

②つばさ・つぼみの法人後見

#### II 家裁申立のパターン

本人 代理申立 代理申立（法テラス） 親族申立 区長申立

#### III 事例紹介

事例1 映画「梅切らぬバカ」より (親族申立 後見)

事例2 自分で申立しました (本人申立 後見)

事例3 法テラス使いました (区長申立 保佐)

#### IV 質疑応答

法人の適格性

### 3. 閉 会

#### 資料

1. 成年後見関係事件の概況
2. つばさの受任状況
3. 後見つぼみの受任状況
4. 事例概要 1 2 3

#### 4.1.5 汐田病院勉強会



## 横浜市心身障害児者を守る会連盟

第36回

# 福祉大会

日 時：令和4年11月20日（日）13時～15時30分

会 場：障害者スポーツ文化センター横浜ラポール 1F「ラポールシアター」  
（横浜市港北区鳥山町1752 / 新横浜駅より徒歩約12分）

申込み：定員 200名

第1部 式 典 活動報告・大会宣言 など

第2部 講演会 講師 須田幸隆氏（認定NPO法人 よこはま成年後見つばさ 前理事長）  
（NPO法人 後見つぼみ 理事）

### 成年後見制度

「法人後見と申し立て支援について」

親なきあとの安心は親あるうちに

成年後見制度が利用されていないことから成年後見制度利用促進法が2016年に制定されましたが、利用が進まない現状と申し立てのハードルの高さが課題となっております。法人後見の申し立て支援や将来の展望について講演して頂きます、多くの方の参加をお待ちしております。

#### 後 援：(予定)

横浜市健康福祉局・(社福)横浜市社会福祉協議会障害者支援センター・(社福)横浜市リハビリテーション事業団・(公財)神奈川新聞厚生文化事業団・(公社)横浜市身体障害者団体連合会・神奈川県心身障害児者父母の会連盟・横浜市障害者地域作業所連絡会・横浜市障害者地域活動ホーム連絡会・横浜市グループホーム連絡会・横浜知的障害関連施設協議会

#### 横浜市障害児者を守る会連盟加盟団体：

横浜市手をつなぐ育成会・横浜市肢体不自由児者父母の会連合会・横浜障害児を守る連絡協議会・横浜市自閉症協会・神奈川県筋ジストロフィー協会横浜支部・全国心臓病の子どもを守る会横浜支部・横浜てんかん協会・日本二分脊椎症協会神奈川支部・神奈川ヘモフィリア友の会横浜支部・先天性四肢障害児父母の会横浜支部・横浜重心グループ連絡会～ぱざぱネット～

問合せ先：横浜市心身障害児者を守る会連盟 事務局

☎ 045-475-2062 fax 045-548-4836

## ～ 成年後見基礎研修 ～

日時：2023年2月18日(土)

10:00-12:00

会場：オプティ港北新羽

### 次 第

1. 挨拶・メンバー紹介
2. 成年後見の概要(成り立ち～報酬)
  - ① 申立手続き
  - ② 申立てできる人
3. 法人後見とは
  - ③ 意義(メリット・デメリット)
4. 後見つぼみの活動
  - ④ チーム制・SV
  - ⑤ 申立支援
5. 申立てについて
  - ⑥ 本人申立てと補足意見書(一番関係の深い人に書いてもらう)
  - ⑦ 診断書について
6. 事例(朗読劇)
  - No.8「親なき後に備える」
7. 相談できるところ
  - どんな時、だれに話す？
8. 質疑応答



つばさの法人後見は「私らしく」を手助けします

第1部 (13:30~14:45)

神田織音さんによる成年後見講演

第2部 (15:00~16:00)

法人後見活動の紹介

NPO法人 つなぐ  
特定非営利活動法人 後見つぼみ  
特定非営利活動法人 和の環  
特定非営利活動法人 よこはま成年後見つばさ

# 「私らしく」 を手助け



講師 神田織音  
Orine Kanda

1999年講師の神田香織に入門。講談協会所属。  
2003年二つ目昇進。2011年真打昇進。2006年成年後見講演を発表。地域寄席、様々なイベントで披露するだけでなく、市民向けの福祉の講演会で、成年後見制度をわかりやすく紹介する講演でPR。最近では音声配信アプリstand.fmで、神田織音の「きく講談」で活躍中。

2022年  
**6月11日** (土)  
13:30~16:00  
(開場13:00)  
**横浜にぎわい座**  
地下 小ホール  
●会場へのアクセスは裏面にあります。

- 参加費** 無 料 **事前申込必要**
- 申込方法** 裏面申込書からFAXか郵送にてお送りください
- 連絡先** 特定非営利活動法人 よこはま成年後見つばさ  
〒240-0066 横浜市保土ヶ谷区釜台町5-5  
ルネ上星川5-202  
tel&fax : 045-744-5600  
月~金/9時~17時(祝休日を除く)

新型コロナウイルスの感染状況によって、会場の人数制限や、講演が中止となる場合があります。その場合は、電話かメールにて事前にお知らせします。必ず事前にお申込みしてください。

主催/特定非営利活動法人 よこはま成年後見つばさ  
〒240-0066  
横浜市保土ヶ谷区釜台町5-5 ルネ上星川5-202  
tel&fax : 045-744-5600  
mail : info@yokohama-tubasa.org  
https://yokohama-tubasa.org

ご協力をお願いします



新型コロナウイルス感染拡大防止のため、マスク着用、入り口での検温、手指の消毒にご協力をお願いします。

4.2.1 講師：神田織音

## 成年後見講談～見てきたような嘘をつき～

少子高齢化の加速が止まらない日本。高齢者の一人暮らしや高齢者同士の世帯は増えるばかりです。

「子どもが年老いた親の面倒を見るのは当たり前、ではない！！」

と、覚悟しておられるのはどうやら高齢者ご自身のように、自分の最期は自分で整えていかなくては、、、と言う思いから「終活」は今や高齢者の最大の関心事です。

葬儀、お墓、遺言・相続といった「死後」の準備も大切です。しかし死を迎える前に訪れる「老い」への備えはなかなか気が回らないもの。人は歳を重ねていくと死を迎える前に老いが訪れます。そして長寿社会となった今日、その老いの期間は長くなった訳ですから当然その備えも必要になります。

その老いの準備に必要なのが「判断能力」です。65歳以上の高齢者の四人に一人は認知症、またその予備軍と言われておりますから、この判断能力の備えは必須なのです。そしてその判断能力の代わりになってくれるのが「成年後見制度」です。「老い」のための備えとして成年後見制度は、今の日本、これからの日本になくてはならない制度なのです。

また、障害をお持ちのお子様への親亡き後問題も切実です。成人年齢も18歳に引き下げられました。これまでより、より早く大人として社会へ出ることとなったお子様の生きる権利を守るためにも、まずはこの制度を知っていただきたいと思います。

「見てきたような嘘をつき」と言われる講談は、実際に起きた出来事を見てきたように語る「語る再現ドラマ」です。聞きながら、まるでその出来事の目撃者、または当事者になったつもりで、成年後見制度の必要性を実感して頂くことができます。

早めの備えのためにも、まず制度を知っていただくことが必要です。ぜひ成年後見講談を通じて制度の必要性を実感して下さい。（講談師：神田織音）



### 4.2.2 特別寄稿 成年後見講談

## 銀行同期会研修

<私が現在仕事をしているところは、「法人後見つぼみ」という NPO 法人です。>

- ①設立は 2020 年 10 月 30 日で約 1 年 8 か月の若い法人
- ②仕事は、判断能力の不十分な方々の権利擁護を目的に、成年後見制度の利用相談・申立支援・法人後見を行う法人です
- ③メンバーは横浜市社会福祉職 OB やケアマネジャー経験者であり、身上保護に強みを発揮した取り組みを行っています。現在の会員数約 40 人です
- ④裁判所から後見業務を受任している件数は現在、8 件、申立しているのは 2 件です

<課題>

- ①2025 年には団塊の世代が 75 歳の後期高齢者に突入、認知症高齢者は 700 万人になると推定
- ②地域では高齢化した親と障害のある子どものいわゆる親亡き後の問題
- ③認知症が進む親と SOS を出す障害者の問題
- ④身寄りのない一人暮らしのいわゆる身元保証問題等
- ⑤私どもに寄せられる事案は、
  - ・地域で元気に暮らしていたが、認知が進みお金の管理やパソコンでのネット購入がどうなっているかわからなくなった
  - ・特養に入所したい、後見人が必要となった
  - ・火遊びを繰り返す障害者がいるが・・・等々

<母体の「つばさ」は 2022 年 1 月で 116 件を受任>

・福祉施設や病院等から後見人等候補者や申立支援の依頼が相次いでいます。私どものもう一つの考え方は、後見の社会化を少しでも推進すること、2000 年に介護保険と成年後見制度が車の両輪のようにできましたが、介護保険はみなさんご存じのように社会化されています、今後はこの後見制度をいかに社会化するかが課題となっています。

<皆さんにも関心をもっていただきたいこと>

法人の経営資源は 人・モノ・金・情報などといわれています、ご寄付としてこの活動にご参加いただけると、大変ありがたいと思っています

裏面をご覧ください

皆さん、「よこはま夢ファンド」ということを知ったことがありますか

後見つぼみは、もう一度言いますが、

後見人が必要になったときの相談・手伝いから、申立支援、受任まで支援する意義ある活動を行っています

チームケアの法人後見への相談は、行政や地域の福祉機関・病院などから途切れることなく続いています、法人後見の基盤を強化し、普及促進を進めることが必要になってきています

「よこはま夢ファンド（横浜市市民活動推進基金）」をのぞいてみてください

#### よこはま夢ファンドの概要

<特 色>

- ①横浜市でやっています
- ②この夢ファンドで「後見つぼみ」は寄付金を受け付けるべき NPO 法人として登録しています（現在、横浜市に手続中です）
- ③支援したい NPO 法人の名前(後見つぼみ)を希望できます
- ④ふるさと納税の税制上の優遇措置があります  
（寄附金控除と横浜市以外の方には「ふるさと納税の返礼品」があります）
- ⑤納税額を計算する場合の自己負担額は 2,000 円です
- ⑥金融機関での納付書払いやカード払い等があります
- ⑦「よこはま夢ファンド」で検索をお願いします

電話番号 TEL045-671-4734

e-mail [sh-fund@city.yokohama.jp](mailto:sh-fund@city.yokohama.jp)

<寄付金は次のような形で活用できます>

- ①登録団体助成・・・横浜市内で活動する、あらかじめ登録された NPO 法人が行う公益的活動に団体からの申請により、事業の経費を助成する
  
- ②組織基盤強化助成・・・「人材」「資金」「情報」などの資源を充実させ、NPO 法人の安定的・継続的な組織基盤を図る取り組みの実施に対し、団体からの申請に基づき助成する

## 事業計画 柱立て No3 法人後見の普及促進の実施（説明者 中田理事）

1. 開催日時： 6月13日（月）12：00～14：00  
（法人後見の普及促進の実施時間：12：00～12：30）
2. 当日の出席者は、：34名であった
3. 開催場所： 芝パークホテル
4. 参加者メンバー： 銀行入行の同期入行者
5. 質問
  - ①後見、保佐、補助についての説明がほしい
  - ②埼玉に住んでいるが、後見つぼみのサービスを受けられるか→地域性があると回答
6. 反省点
  - ①もっと基礎的なことを説明すべきであった
  - ②具体的に事例を挙げ説明すべきであった
  - ③成年後見制度に関心を持ってもらうように工夫をすべきであった
  - ④個人後見と対比し法人後見のメリットをさらに説明すべきであった
  - ⑤よこはま夢ファンドのこと、ほとんどの方が知っていなかった、ふるさと納税の件として所得別に事例をあげての説明が必要であった

### 4.3 銀行同期会研修

WAM NET  
WELFARE AND MEDICAL SERVICE NETWORK WORK SYSTEM

経営者 | 学生・求職者 | 専門職 | サービス利用者

スマホサイト | お問い合わせ | サイトマップ | 音声・文字サイズ

WAM 独立行政法人 福祉医療機構 が運営する福祉・保健・医療の総合情報サイトです。

会員入口 | 会員登録 | トップページ | 高齢・介護 | 医療 | 障害者福祉 | 子ども・家庭

トップ > ニュース > 記事

## ニュース

【神奈川県】  
**横浜の成年後見NPO 弱者の権利守り、発足10年**  
神奈川新聞 2022年6月3日(金)



認知症や障害などで判断能力が不十分な人に代わり財産管理などを行う「成年後見制度」。横浜市の元職員らを中心に活動に取り組むNPO法人「よこはま成年後見つばさ」が発足10年を迎えた。地道な支援を重ね、弱者の権利を守ってきたメンバーは「成年後見のノウハウをまだまだ広げたい」とさらなる制度の普及をにらむ。「つばさ」は2011年秋に発足。東日本大震災が発生した同年3月、須田幸隆さん(78)らソーシャルワーカーの実務経験がある市職員OBが市内の避難所で生活相談を開いたことがきっかけだった。「このメンバーで何かできないか」という須田さんの提案に乗ったのは同じく元市職員で、社会福祉士の資格を持つ篠崎美代子さん(74)。高齢の親と障害のある子どもの「親亡き後問題」や、身寄りのない独居の障害者の身元保証といった問題解決につなげようと、00年にスタートした「成年後見制度」の取り組みに乗り出した。15人で立ち上がったチームは、職員時代に相談業務に携わった経験を生かしながら担当者の養成講座にも注力。今では支援に当たる会員は89人に上り、これまでに118件の成年後見人の委任を受けた。

「なんとか助けてほしい」。2年前、高齢女性が受け付けに駆け込んできた。障害を抱えた弟夫婦と子どもの一家3人の世話を1人で引き受けていた。自身も大病を患うなか、弁護士らに依頼は断られ、最後の望みで「つばさ」に申し入れてきた。「家族個人で支えるには限界があるし、うちは手続きのスピードが強み」と担当者。手続きから1週間で女性は入院し、家族の支援の手はずが整った中で亡くなった。精神科に30年間入院した女性は5年ほど前、「つばさ」の紹介で拠点をグループホームに移した。歌が好きで夜中に大声で歌う一面を受け入れてくれた施設の方針が女性にも合い、服用していた薬の減薬につながった。「次第に表情がにこやかになってくれた」(担当者)という女性は昨秋、施設で職員らにみとられ、老衰で息を引き取った。

「つばさ」に相談が相次いだことから、20年には新たな法人「つばみ」も立ち上げたものの、須田さんらが課題に捉える「成年後見制度の普及不足」の実情は変わらぬままだ。最高裁判所などによると、利用者は20年末時点で計23万人。推計600万人とされる認知症高齢者に対し、大幅に不足している受け皿の確保は急務だ。コロナ禍の影響で利用者との面会もかなわぬ中での活動が続く中、須田さんは「一人一人と向き合い、人としてどう過ごしていくか、プランをお互いに作り上げていく。人生のパートナーとして伴走し続けたい」と先を見据えた。6月11日には横浜にぎわい座で10周年記念講演を開く。詳細は「つばさ」ホームページで。

◆成年後見制度 認知症や知的障害などで判断能力が不十分な人の権利を守るため、本人に代わって後見人が財産管理や福祉サービスの契約を行う制度で、2000年に始まった。本人や親族、市町村長などが申し立てる。後見人には家族や親族のほか、司法書士、弁護士らの職業後見人、一定の知識を身に付けた市民後見人、社会福祉協議会やNPO法人などの法人後見人があり、家庭裁判所が選任する。

## 第5章 2022年度WAM助成事業総括

## 第5章 WAM 助成事業総括

WAM 助成事業には、2022 年 1 月に申請、4 月に助成決定を受け、日常業務に追われながら計画樹立・実施に努めてきました。

報告書では、「後見つぼみ物語」と題し、単に 2022 年度の取り組みだけでなく、後見つぼみ誕生の母体となった認定 NPO 法人 よこはま成年後見 つばさ設立の経緯、さらには 2022 年 9 月 9 日の国連の障害者権利条約に基づく日本政府への初勧告を踏まえ、これからの成年後見制度の運用改善、制度改革まで網羅しました。

### 5.1 WAM 助成事業の成果

WAM 助成事業の成果は（法人設立から延べ件数）、  
新規相談 45 件 申立支援 5 件 法人受任 8 件 会員 41 名 賛助会員 9 名  
養成研修修了 8 名 成年後見制度普及啓発のための講師派遣研修 7 回  
会員勉強会 1 回 受講生交流会 2 回 よこはま夢ファンド登録 1 件

### 5.2 WAM 助成事業の取り組みから見えてきた課題

WAM 助成事業の取り組みから、一層法人後見や申立支援の必要性が見えてきました。

最近の研修では、テーマを「法人後見と申立支援」として法人後見実施を呼び掛けています。法人後見のメリットや個人後見に比べての優位性は、これまでも度々述べてきました。しかし、法人後見実施団体がなかなか誕生しません。人財確保に課題があり、なかなか難しいのが現実です。先行している私たちが、新しい法人後見実施団体誕生に貢献していきます。(5.2.1)

一般的に、我が国の高齢者・障がい者の手続き的権利保障の脆弱性が指摘されています。

国をあげての成年後見制度利用促進にも関わらず、なかなか利用促進が進まない理由の一つは、脆弱な申立支援(5.2.2)にあると私たちは考えます。

機会があれば、横浜では成年後見の相談支援機関と位置付けられている区役所、社協、地域包括支援センター、基幹相談支援センターにこの WAM 助成事業で取り組んだ「申立支援」の実例を示しながら、たらい回しの現状を廃し自らがその実施を行うよう求めています。

三つの視点からの現状と課題 (5.2.3) を図示しました。

相談の視点(5.2.3.1)からは、

- ・どこに相談したらいいの
- ・後見人は誰に頼めばいいの
- ・費用は
- ・申立はどうすればいいの

申立の視点(5.2.3.2)からは、

- ・資力がある人は
- ・資力がない人は
- ・申立者は
- ・後見人候補者は

- ・申立書の作成は

受任の視点(5.2.3.3)からは、

- ・親族後見人
- ・職業後見人(弁護士 司法書士)
- ・職業後見人(社会福祉士 行政書士)
- ・市民後見人
- ・法人後見人

福祉サービスについては、社会福祉法第78条で事業者には福祉サービスの質の向上のために自己評価が努力義務と規定されています。法人後見についても同様に**自己評価実施**が必要ではないか。また、権利擁護推進の具体策の一つは意思決定支援です。意思決定支援には不断の訓練が必要と考えます。

### 5.3 見えてきた課題への対応

成年後見制度利用促進、法人後見の普及促進、**申立支援**の充実等はこれからも官民で取り組む課題です。特にこのWAM助成事業の中心的テーマに据えた**申立支援**の充実には、私たちは相談支援機関(区役所 市社協 区社協 地域包括支援センター 基幹相談支援センター)と福祉施設、病院等と連携し息長く取り組みます。

また、**法人後見の普及促進**には先行してきた法人として蓄積してきたノウハウ(5.3.1)を次に伝えていく責務があると思っています。

**自己評価**については、当法人の誕生の母体となった認定NPO法人よこはま成年後見つばさでは、2019年9月に自己評価、第三者評価、利用者へのアンケート(満足度)調査のフルスペックで本格的な評価を実施しています。(5.3.2.1)

つばさは、評価を実施した法人後見実施団体として2021年度日本総研の調査・研究(5.2.4)の対象となっています。

当法人ではWAM助成事業の一環として、2022年10月に代表理事のもと第三者評価調査員の経験のある3人の理事で自己評価委員会を設置、最高裁家庭局が示した法人選任時の考慮要素に基づき独自の**自己評価票**(5.3.2.2)を考案しました。

自己評価実施要領(5.3.2.3)も定め、11月に自己評価を実施しました。**自己評価結果表**(5.3.2.4)をWAM助成事業報告書とは別に冊子にまとめました。家裁や厚生労働省促進室にも報告します。

自己評価については、厚生労働省のモデル事業の中で法人後見実施団体による自己評価として新規提案がなされています。それによると次のように説明されています。

○今後、市町村社会福祉協議会以外の法人後見実施団体(民間事業者を含む)の増加を踏まえると、法人種別ごとに最低限求められている事項を確認できる自己評価項目の提案が必要。

○適切に活動する法人後見実施団体の確保、育成という観点から第三者評価の実施の検討が必要。

### 後見つぼみの法人後見自己評価の経緯

#### 1. つばさで評価実施(2019.10)

- ・自己評価
- ・第三者評価

- ・利用者アンケート
- 2. 最高裁家庭局 法人後見選任時の考慮要素を公表(2021. 09. 09)
- 3. つばさ日本総研ヒアリング調査(2021. 10. 21)
- 4. 第二期基本計画パブリックコメントでつぼみが提案(2022. 01. 21)
- 5. 厚生労働省 法人後見実施団体に自己評価導入を新規提案(2022. 04. 19)

・ [参考資料：「成年後見制度利用促進現状調査等一式」事業概要\(暫定版\)](#)

- ・ <https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000930671.pdf>
- 6. つぼみ法人内に評価委員会設置(2022. 10. 01)
- 7. 自己評価実施要綱作成(2022. 10. 01)
- 8. 自己評価票(評価項目 評価基準)作成(2022. 10)
- 9. 福祉サービス第三者評価調査経験者の中田、山野上、須田が評価実施(2022. 10)
- 10. 法人としての評価結果取りまとめ(2022. 11. 07)
- 11. 厚生労働省成年後見制度利用促進室に電話で一報(2022. 11. 14)
- 12. 石渡教授にコメントを依頼(2022. 12. 06)
- 13. 後見つぼみの自己評価冊子(2023. 01)
- 14. 厚生労働省促進室、家裁、行政等に報告予定(2023. 02)
- 15. ホームページで結果公表(2023. 03)

## 第二期基本計画パブコメントでの国の回答

16 ページ 6 行目「後見人等の質」について

**意見⑧** 後見業務の質向上のために、評価を導入してはどうか

**理由** 福祉サービスについては、社会福祉法第 78 条で事業者の評価の努力義務が課されています。第三者評価も導入されています。評価とは、社会福祉基礎構造改革の中で利用者本位の社会福祉制度確立のために打ち出された手法です。事業者が質の高い福祉サービスを提供しなければ、利用者からは選択されません。自己及び第三者による評価は、福祉サービスの質の向上を図るきっかけになる仕組みです。私たちの法人後見では、既に評価をフルスペック(自己評価 第三者評価 利用者の満足度調査)で行い公表しています。

評価を実施するために、標準の評価シート(評価項目 評価基準)を策定してはどうか。

### 【国の考え方】

ご意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。(Ⅱ 2 (2) - 1 6)

成年後見制度の普及・啓発のため、2014 年に千葉県館山市、2022 年に横浜市 A 区の職員研修、2023 年にオプティ港北新羽研修で、家裁ヒアリングの様子を朗読劇(4. 1. 8. 1) (5. 3. 3)に仕立て演じてもらいました。ロールプレイの手法です。

2022 年 7 月 13 日、NPO 法人 後見つぼみは、よこはま夢ファンド(5. 3. 4)に登録されました。

よこはま夢ファンド（市民活動推進基金）とは、次のように説明されています。

「今たくさん市民活動団体が、福祉や国際交流、環境保全など様々な分野で、皆様の住む地域や社会のために活動をしています。そのような活動を支援したい、もっと活発に市民活動ができるような環境をつくりたいとの市民の皆様の気持ちを生かせる新しい基金です。皆様からの寄附金は基金に積み立てられ、あらかじめ登録されたNPO法人の公益的活動への助成など、横浜市内で活動する市民活動団体の支援のために活用します。」

NPO法人 後見つぼみの財政基盤整備の一助になればと思います。

申立支援について、私たちは横浜家庭裁判所に対して家事事件手続法第22条但書に基づき、非弁護士による手続代理人の地位を求めましたが、前例がないとして認められませんでした。

私たちの目標は、手続過程の権利擁護（適正手続）のために非弁護士による手続代理人の実現でした。このことは、国連の障害者権利条約12条（法律の前にひとしく認められる権利）の要請にも適ったものと言えます。

このことについて、福井県立大学の山口理恵子准教授の論文では、更に発展させてドイツのような「手続きにおける援助者制度」を提案しています。

私たちも、今後は家裁の運用のみでなく「手続過程での援助者制度」（5.3.5）整備を追求していきたいと思っています。

2022年11月20日、横浜市心身障害児者を守る会連盟主催の福祉大会でWAM助成事業の一環として講演(4.1.7)を行いました。80名ぐらいの人が参加していました。

大会では、「成年後見制度の利用を推進し、障害者の暮らしを守ること」を組み込んだ大会宣言が採択され、障害関係者から法人後見への期待がひしひしと伝わってきました。（5.3.6）



福祉大会



法人後見と申立支援

人口 377 万、18 区役所がある政令指定都市の横浜市ですが、社会福祉協議会の法人後見は横浜市社協が行っているだけです。少なくとも各区社協が率先して法人後見を実施すべきではと考えます。

○私たちは、蓄積した法人後見実施のノウハウを伝える意思(5.3.1)があります。

○私たちは、独自に法人後見実施団体養成カリキュラム(5.3.6.1)を用意しています。

#### **第二期基本計画パブコメントでの国の回答**

---

54 ページ 2 行目「法人が後見人等に選任される際の考慮要素等」について

**意見⑨** 法人が後見人等に選任される際の考慮要素を法人適格性として明確にしてはどうか。

**理由** 最高裁家庭局は、2021 年 9 月 9 日に行われた成年後見制度利用促進専門家会議第 2 回福祉・行政と司法の連携ワーキンググループで「法人を選任する際の考慮要素」を明らかにしました。私たちの NPO 法人 後見つぼみは、法人設立が 2020 年 10 月 30 日で、法人後見受任の第 1 号は、2021 年 2 月 12 日でした。認定 NPO 法人 よこはま成年後見 つばさでの 10 年間の法人後見経験が評価されたことによるものと思いますが、事前に法人適格性について挙証資料を添えて提出しています。

#### **【国の考え方】**

回答なし

---

3 ページ 31 行目「障害者の権利に関する条約 12 条」について

**意見⑳** 国連の障害者権利委員会からは、「成年後見制度を廃止して、支援付き意思決定制度にするよう」事前質問事項が提示されています。成年後見制度利用促進の方向と整合性が取れているのか。

**理由** 2014 年 1 月に我が国も批准した国連の障害者権利条約について、初回の日本政府報告に対する事前質問事項を障害者権利委員会が作成しています。それによると「事実上の後見制度を廃止すること、また代替意思決定を支援付き意思決定に変えること」とあります。成年後見制度利用促進の方向との整合性は取れているのか。矛盾はないのか。

#### **【国の考え方】**

第二期計画では、障害者権利条約の審査状況を踏まえて見直すべきとの指摘なども踏まえて、成年後見制度の見直しに向けた検討を行う旨記載しています。

---

1 ページ 11 行目「適切な申立ての調整」について

**意見㉑** 家事事件手続法第 22 条但し書の非弁護士によると手続代理人の道も切り拓くべきです。

**理由** もともと我が国の高齢者・障害者の手続的権利保障（デュープロセス）は脆弱です。成年後見制度利用に当たってもこれが言えます。制度改革の観点からは、品川社協が行っているように家事事件手続法第 22 条但し書の非弁護士による手続代理人の途を切り拓いていただきたい。

#### **【国の考え方】**

現行制度において、家庭裁判所の許可を得て弁護士でない者を手続代理人とすることは認められており、家庭裁判所は、手続代理人の選任の許可の申立てがあれば、その許否を判断することになります。その許否は事案に応じた裁判所の判断によることと承知しています。

2022年12月5日、後見つぼみの受任(2021年2月12日)第1号のKさんが亡くなりました。つぼみが後見人に就任時、Kさんは沢山の負債(25件)を抱えていました。この1年10ヶ月の間に負債は、死亡後に発生する施設利用料や葬儀費等の負債も含めて、ほぼ整理の目途ががつかしました。後見人は、終了事務を経験して一人前といいます。これを機に終了事務マニュアルを作成します。

2022年12月5日、後見つぼみの受任第1号の方が亡くなりました。目下、死後事務に取り組んでいます。よく後見人は、死後事務を経験して一人前と言われます。それぞれ個別性があり、後見業務の中では難しい業務です。

そこで、誰でも不安なく終了事務を行えるよう「終了事務マニュアル」や「チェックリスト」を作成し、終了事務の見える化を図りました。その場面に遭遇した時には、このマニュアルやチェックリストに基づき漏れがないように進めます。後見人は、被後見人さんたちの「送り人」です。

「終了事務マニュアル」や「チェックリスト」は、別冊とします。

## 5.4 パブリックコメント

### 第二期基本計画パブリックコメントと国の回答

第二期基本計画(案)に対するパブリックコメントでは、意見は延617件 後見つぼみから35件 つばさから14件提出しています。

意見として取り上げられ、国から回答があったのは、

総数 211件(採用率 34.2%)

後見つぼみの意見 30件(採用率 85.7%)

つばさの意見 8件(採用率 57.1%)

そのうち基本計画に反映された意見は、

全体 11件(採用率 1.8%)

後見つぼみ 1件(採用率 2.9%)

### 横浜市中期計画パブリックコメントと市の回答

戦略2の政策10 地域の支えあいの推進の現状と課題について(45ページ)

#### 意見1

最後に次の二つを加筆してはどうか。

1. 「体制づくりを一層推進」を「体制づくり、風土づくりを一層推進」
2. また、認知症高齢者など判断能力の不十分な人への総合的な権利擁護支援策が必要です。

**理由** 現状と課題に掲げられ、次の主な施策に繋がるからです。

#### 横浜市回答

ご意見の趣旨につきましては、政策 10「地域の支えあいの推進」に関するものとして、参考にさせていただきます。

---

戦略 2 の政策 10 主な施策 4 身近な地域における権利擁護の推進について (46 ページ)

**意見 2** 文中、「買い物等の日常的な意思決定を支援する」は、「自律性・意思・好みを尊重する支援付き意思決定支援事業」としてはどうか。

**理由** 2022 年 9 月 9 日付で明らかになった国連障害者権利条約に基づく日本に対する初の勧告では、障害者の自律性・意思・好みを尊重する支援付き意思決定メカニズムを確立するとなっているからです。

(Establish supported decision-making mechanisms that respect autonomy, will and preferences)

#### 横浜市回答

ご意見の趣旨につきましては、素案の政策 13「障害児・者の支援」に含まれていると考えております。ご意見も踏まえながら、着実に計画を推進してまいります。

---

**意見 3** 同じく、「区社協あんしんセンター」は、「日常生活自立支援事業や横浜市障害者後見的支援事業」とすべきではないか。

**理由** 主な施策であって、実施する機関名ではないからです。また、日常生活自立支援事業だけでなく横浜市障害者後見的支援事業もこれに合致する施策のひとつです。

#### 横浜市回答

ご意見につきましては、政策 10「地域の支えあいの推進」の主な施策 4「身近な地域における権利擁護の推進」に関するものとして、参考にさせていただきます。

---

**意見 4** 同じく、「相続や各種申請手続き等の法律行為を支援する」は、「身上保護や財産管理を行う」とすべきではないか

**理由** 法律行為を支援するでも誤りではないが、一般的な説明では「身上保護や財産管理を行う」と説明しています。現に、横浜市・横浜市社協発行の「ご存知ですか 成年後見制度」でもそのように説明しています。

#### 横浜市回答

ご意見につきましては、政策 10「地域の支えあいの推進」の主な施策 4「身近な地域における権利擁護の推進」に関するものとして、参考にさせていただきます。

---

**意見 5** 同じく、「地域で権利擁護を担う市民後見人」は、「地域で権利擁護を担う市民後見人・法人後見」とすべきではないか。

**理由** 大都市では、市民後見人と法人後見を並列で養成、育成しているからです。地域で権利擁護を担う実態にも合致します。第4期横浜市地域福祉保健計画でも「法人後見の普及・啓発事業」と「市民後見人養成・活動支援事業」としています。また、2022年3月25日に閣議決定した国の第二期基本計画を見ても、優先して取り組む事項として、「市民後見人の育成、活躍支援」と「法人後見の担い手の育成」としています。

#### 横浜市回答

ご意見につきましては、政策10「地域の支えあいの推進」の主な施策4「身近な地域における権利擁護の推進」に関するものとして、参考にさせていただきます。

**意見6** 施策指標として区社協あんしんセンター契約終了者数のうち成年後見制度利用移行者数を掲げていますが、日常生活自立支援事業利用者数や成年後見制度利用者数、区長申立件数、成年後見制度利用支援事業利用者数、横浜市後見的支援事業登録者数などを掲げる方がベターではないか。

**理由** 身近な地域における権利擁護の推進の指標ですから、区社協あんしんセンター契約終了者数のうち成年後見制度利用移行者数を掲げてもほとんど意味がないからです。

#### 横浜市回答

ご意見のとおり、権利擁護の推進に係る取組は多岐にわたると認識しています。横浜市社会福祉協議会が実施する様々な取組のうち、必要な方を適切に成年後見制度につないでいくための一つの指標として設定させていただきました。ご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。

### 5.5 特製説明カード

2021年末に、映画「梅切らぬバカ」(5.5.1)を見ました。年老いた母と自閉症を抱える50歳の息子が、隣人家族や苛立ちを募らせる近隣住民たちとの関わりの中で地道に日々を生きていく様を描いたドラマ(5.5.2)です。

映画は、年老いた母親と暮らしてきた忠さんの居所(グループホーム)をどこにするかに焦点を合わせています。忠さんは、グループホームに入所します。しかし、グループホームに馴染めず家に帰ってきたところで終わっています。

2022年11月3日、新横浜のラポールシアターで横浜市自閉症協会主催の映画上映会と映画監督との意見交換会が開かれました。参加して会場から発言しました。

忠さん親子は、このままでは共倒れになってしまいます。だから映画は未完成です。続編が必要です。続編を作るとすれば、勝手にタイトルは「老いたる親から法人後見へ託すバトン」と付けますと発言しました。

そこで、忠さんへの成年後見制度説明用に超易しい特製カード(5.5.3)作成しました。私たちはこれをアレンジして実際に使用しています。

- ・ 忠さんの成年後見制度(5.5.3.1)
- ・ 名前は難しいけど(5.5.3.2)
- ・ 困っていることは(5.5.3.3)
- ・ こんな相談も(5.5.3.4)
- ・ お金のこと(1)(5.5.3.5)

- お金のこと(2) (5.5.3.6)
- お手伝いする人(1) (5.5.3.7)
- お手伝いする人(2) (5.5.3.8)
- 利用するには(5.5.3.9)
- 相談して(5.5.3.10)



## 5.6 行政要望

2022年10月3日、被保護者（被後見人）Sさんの生活保護費累積金の取り扱いについて、A区生活支援課長宛の報告書(5.6.1)を提出して、課題を話し合いました。

2022年12月12日、Y市健康福祉局生活支援課長宛に報告書を提出し、A区での話し合い結果の報告をし、同時に生活保護制度と成年後見制度の課題改善の要望(5.6.2)を行いました。担当課長、担当係長は良く話を聞いてくれました。横浜市で解決できないものは、国への要望も検討してみたいとの回答がありました。



## 法人後見の必要性について

### ○つばさの誕生

2011年10月12日、私たちは法人後見を実施するために NPO 法人 よこはま成年後見つばさ(以下、つばさ)を設立しました。

2012年2月15日、第1号の審判が出ました。横浜では NPO 法人としては最初の法人後見実施団体誕生です。

法人の中枢を担うメンバーは、横浜市の元福祉職 OB で、長年福祉事務所等で対人援助の業務に従事してきました。そのメンバーは、それまで社会福祉士として、ばらばらに個人後見に就いていました。

福祉事務所ではケースワーカーは、スーパーバイザーの指揮のもとチームケアに徹していました。必要な場合には所内ケース診断会議を行うなど組織運営の訓練を受けてきました。私たちが、後見業務でもその手法を導入したのはごく自然のことでした。

### ○法人後見のメリット

法人後見のメリットについて、つばさ設立趣意書には次のように書きました。

1. 後見業務の継続性、永続性を確保できます
2. 難しい事例に組織として対応ができます
3. 組織内で、経験上のスキルや情報を交換し、業務の一定水準を確保できます
4. 組織内のスーパーバイズやチェック、監督機能で適正な身上保護や財産管理ができます
5. 組織として、地域のネットワークと連携できます

さらに NPO 法人であれば、情報公開や透明性を確保でき利用者やご家族に安心していただけます。又会員として参加を望む人には広く門戸が開かれます。

### ○パブリックコメント

2022年3月25日に閣議決定された第二期成年後見制度利用促進基本計画のパブリックコメントにあたっては、法人後見について後見つばみから次のように意見を提出しています。

3 ページ 12 行目「成年後見制度は判断能力が不十分な人の権利擁護を支える重要な手段」について

**意見③-1** 権利擁護支援には、チームケアが優れています。成年後見制度でもチームで行う法人後見こそ普及させるべきです。

**理由** 今日、医療でも社会福祉でもチームで取り組むのが普通です。成年後見でもチームで取り組む法人後見は、利用相談・申立支援・法人受任と自己完結で

きます。後見爆発と言われる今日、法人後見の普及は社会の要請、時代の要請に応えることができる優れた手法、施策と言えるのではないかと。

2019年6月18日、政府は関係閣僚会議で、認知症施策推進大綱を決定しました。その中の24ページに成年後見制度の利用促進の一文がありますが、そこにも「後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保するために、市町村の取組を支援する。」とあります。

10 ページ 3 行目「法人後見を実施している団体」について

**意見③-2** 法人後見は、地域の社会資源として住民に見えている存在です。利用者が選択できるくらいに身近に存在すべきです。

**理由** 住民の立場からは、法人後見は地域の馴染みの社会資源として認識でき、利用できる存在です。福祉関係者の支援機関にとっても容易に関係性を持つことができる存在です。利用者が選択できるくらいの法人後見実施団体（社協、民間社会福祉法人、NPO 法人 等）があって欲しい。

18 ページ 6 行目「監督機能の充実・強化が必要である」について

**意見③-4** 家裁や職能団体の監督強化が求められていますが、法人後見に内在する監督機能を評価すべきではないか。

**理由** 法人後見は、実施団体によってそのやり方は様々ですが私たちの法人後見では、まず担当者には必ずスーパーバイザー(SV)を配置します。SV 機能とは、①管理・監督機能 ②指導・助言機能 ③支持・育成機能(OJT) ④代理・代行機能です。定期的に業務検討会も開催します。従って、二重三重のチェック体制、第三者の目、牽制体制などの監督機能があります。

最近、家裁から機械的に監督人選任や支援信託、支援預金選択の指導がなされています。法人後見が持つ監督機能をもっと評価すべきではないか。

53 ページ 27 行目「社会福祉協議会以外の法人後見の担い手の育成をする必要がある」について

**意見⑥** 法人後見の担い手の育成と共に、法人後見実施団体には拠点となる事務所確保経費や事務局員の雇用費等の財政支援が必要です。

**理由** NPO 法人による法人後見は、報酬が1年以降にしか入らないため立ち上げ後数年間は赤字運営を余儀なくされ実施団体が広がらない要因にもなっています。

政令指定都市のY市においては、法人後見支援として次のようなことが行われています。

・ 県、市社協はそれぞれ年2回法人後見連絡会を行っていること

- ・市民に向けて、法人後見実施団体案内のパンフレットを作成していること
- ・2021年度から市民後見人養成講座傍聴を許可したこと
- ・2021年度成年後見制度利用支援事業は、1億8329万円（対前年比6.3%減）が計上されていること

しかし、成年後見制度法人後見支援事業では、事業内容として法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動の推進に関する事業まで挙げています。都道府県は、市町村に対して適切な成年後見制度法人後見支援事業を指導してください。さらに法人後見を実施するための事務所確保経費や事務局員の雇用費等の財政支援も必要です。

54 ページ 2 行目「法人が後見人等に選任される際の考慮要素等」について

**意見⑨** 法人が後見人等に選任される際の考慮要素を法人適格性として明確にしてはどうか。

**理由** 最高裁家庭局は、2021年9月9日に行われた成年後見制度利用促進専門家会議第2回福祉・行政と司法の連携ワーキンググループで「法人を選任する際の考慮要素」を明らかにしました。私たちのNPO法人後見つぼみは、法人設立が2020年10月30日で、法人後見受任の第1号は、2021年2月12日でした。認定NPO法人よこはま成年後見つばさでの10年間の法人後見経験が評価されたことによるものと思いますが、事前に法人適格性について挙証資料を添えて提出しています。

54 ページ 9 行目「社会福祉法人による法人後見」について

**意見⑩** 地域貢献事業としての社会福祉法人による法人後見を積極的に進めてはどうか。

**理由** 学者や裁判所は、入所施設等のサービスを提供する法人が自ら後見人等を担うことを利益相反として二の足を踏んでいます。

利益相反を戒めるのはその通りで利益相反関係を解消するのは必須要件です。その上で社会福祉法第24条に定める地域における公益的な取組として、社会福祉法人の人財を活用した法人後見を積極的に推進してはどうか。なお、2021年5月に神奈川県内に実現しています。

53 ページ 19 行目「長期間にわたる制度利用が想定される障害者や支援困難な事案への対応」について

**意見⑪** 法人後見の対象は限定的なものではありません。

**理由** 法人後見の必要性が語られる時、長期性や支援困難な事案への対応はお決まりのセリフです。職業後見人からは、個人後見が原則で長期性や困難事例に限って法人後見とすとか、地域後見における補完的な役割を担うべき存在

であるとする法人後見限定説があります。法人後見は個人後見のスペアではありません。個人後見の安全装置でもありません。長期性にも困難事例にも対応できる優れた手法であり、施策です。個人後見にするか法人後見にするかは、提供する業務の質の問題であり、利用者の選択の問題です。

## ○つぼみの誕生

2022年6月末現在、つばさは延118件の受任を達成しています。

つばさは、マイクロ・マクロ・メゾ領域での目覚ましい活躍で、全国的にも有名になりました。障がい者の親御さんたちの間では、いつの間にか「法人後見がいいね」「後見人にはつばさがいいね」との評判が立ち、それこそ毎日のように相談が続いています。新規相談がなかなか難しい状況となり、法人の適正規模の議論となりました。その結果、2020年10月30日、つばさを母体に新しいNPO法人後見つぼみが誕生しています。

家庭裁判所では、つばさでの経験があるのでと抜群の信頼でした。2021年2月12日には、第1号の審判が出ています。2022年6月末現在、8件もの受任ができています。急ピッチでの受任に対して、事務局体制が追いつかず、事務局体制整備が課題になっています。

## ○結語

これまで後見人は個人が原則とされ、例外的に法人が選任されるとされてきました。しかし、チームで対応する法人後見は、適切な身上保護と財産管理の確保で個人後見よりもはるかにその優位性があります。厚生労働省も平成25年度から、成年後見制度法人後見支援事業を地方自治体の必須事業と定めています。しかしながら法人後見の普及は、2021年の統計では全体に占める割合は、増えているとは言え未だ9.9%に過ぎません。

法人後見人がキーパーソンになって、民生委員や大家、ゆうちょ銀行等と地域に見守り体制を構築した事例もあります。個別事例支援のため、連携を重視する法人後見なら、地域連携ネットワークも容易に構築できます。すぐできる利用促進策及び不正防止対策としても、法人後見の普及が必要ではないでしょうか。

### 5.2.1 法人後見の必要性

## <特別寄稿>

### 地域連携ネットワークの構築～スピード感のある対応ときめ細やかな支援～

地域包括支援センターに寄せられる権利擁護に係る相談は年々増えてきています。対象者の多くは単身高齢世帯で、身寄りがなく、親族との関係が疎遠になっていることも少なくありません。また、相談時には本人の判断能力の低下から、すでに問題が深刻化している場合や生活がひっ迫している場合もあり、急いで成年後見の申立を進めていくことが求められることもあります。

今回、後見つばみに相談をしたケースにも、次のような問題がありました。

- ①判断能力の低下がみられるものの医師による診断を受けていない。
- ②ネットバンクを利用して、残高の確認やお金の引き出しが出来ない。
- ③医療費やネット通販等、多くの負債や滞納がみられる。
- ④親族との関係が疎遠で、申立の協力を得られない。

さらに、行政の支援が難しい状況にあり、区社協のフードバンクをはじめ支払いを待ってもらいながら医療や介護サービス等を利用し、生活を維持しなければならない緊迫した状況でもありました。

後見つばみへの相談で、何より驚いたのは**スピード感のある対応と、きめ細やかな支援**です。2020年12月4日に相談、早くも同月11日には後見つばみの代表理事、担当予定でもあり診断書の作成をはじめ病院との調整に尽力したMSW、担当を補佐するスーパーバイザー、ケアマネジャー、包括職員が集まり支援方針を検討、医師の診断が「後見類型」であっても本人申立で進めることになった。本人との面談を経て、12月28日に申立書類を家裁に郵送、1月26日に家裁の面談、2月12日には審判が出ています。

当初、後見類型での本人申立に不安もあったが、後見つばみの代表理事から「本人の意思表示が明確なので、後見類型であっても問題ないのでは、、、」と助言があり、**本人の直筆と支援者の補足意見を添える「つばさ方式」の提案**をいただきました。類型に左右されずに本人の意思を尊重していくことの大切さや、**申立前から地域連携ネットワークを構築し、チームで対応していくことの重要性を実感**しました。後見人が選任された後も引き続きチームの一員として、本人の見守りや必要な支援を継続していきたいと思えます。

権利擁護に関する事例対応は困難を伴うことも多く、支援者一人で対応していくにも限界を感じることもあります。今回後見つばみと連携し、後見類型の本人申立を支援出来たことは私にとっても良い経験となりました。この経験を他の地域包括支援センターとも共有していきたいと思えます。ありがとうございました。

2021年2月23日

地域包括支援センター 社会福祉士

#### 5.2.2.1 特別寄稿

## (新規提案：利益相反、法人後見実施団体による自己評価)

### ④ 自己評価項目参考例

#### a. 最高裁判所における法人後見選任における考慮要素

**法人を選任する際の考慮要素**

**民法843条4項** ※保佐人・補助人について準用

成年後見人を選任するには、成年被後見人の心身の状態並びに生活及び財産の状況、成年後見人となる者の職業及び経歴並びに成年被後見人との利害関係の有無（成年後見人となる者が法人であるときは、その事業の種類及び内容並びにその法人及びその代表者と成年被後見人との利害関係の有無）、成年被後見人の意見その他一切の事情を考慮しなければならない。

**法人の事業の種類及び内容**

<p><b>検討の視点（例）</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>✓ 法人として適正に成立、構成されているか</li><li>✓ 法人の事業目的及び内容が高齢者・障害者等の福祉にかなうものであるか</li></ul> <p>⇒営利性の有無や目的を確認。本人の資産が営利目的に利用・悪用される可能性に注意</p>	<p><b>確認資料（例）</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>➢ 法人登記の履歴事項全部証明書</li><li>➢ 定款</li><li>➢ 設立趣意書</li><li>➢ 事業計画書</li></ul>
---	---

**法人の財務基盤**

<p><b>検討の視点（例）</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>✓ 財政状況（資産や収支）が安定しているか</li><li>✓ 本人に与えた損害を賠償する能力があるか</li><li>✓ 法人の財務が適正に管理されているか</li></ul> <p>⇒会計専門職が法人の運営に関与しているかなどを確認</p>	<p><b>確認資料（例）</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>➢ 決算報告書、貸借対照表、収支予算書</li><li>➢ 賠償責任保険の証書</li><li>➢ 組織規程、組織図、役員等名簿</li></ul>
---	--

4

#### 5.2.4 自己評価の導入

## 障がい者の意思決定支援

2022年12月23日

後見業務の中で意思決定支援が言われだして久しくなります。2022年9月9日、障害者権利条約に基づく国連の我が国への勧告でも代理・代行決定の成年後見制度を廃止して、支援付意思決定支援制度への移行が言われています。

私は、これまで幾度も意思決定支援の研修を受けてきましたが大変難しいです。過日書類を整理していたら、10年ほど前に根岸 満恵さんとつばさのメルマガに書いた原稿が出てきました。読み返してみたらとても新鮮に感じました。根岸さんとも相談し、改めて公開することにします。

-----  
<須田幸隆>

近年、障がい者の人権と尊厳を守る為に「意思決定支援」が強調されています。2011年7月の改正障害者基本法第23条では、国・地方公共団体に「意思決定の支援に配慮すること」を求めています。また、2013年4月施行の障害者総合支援法では、同様にこのことを事業者にも義務付けるとともに、その附則第3条で「意思決定の支援の在り方」について法施行後3年を目途に検討することとされています。

2013年2月8日（金）、第4回全国権利擁護支援フォーラムが開催されました。記念講演は法政大学の菅 富美枝教授で、テーマは「意思決定支援と成年後見制度」でした。

菅教授は、最近共著ですが「成年後見制度の新しいグランド・デザイン」を著しています。その中で、「意思決定支援」を「決定を行うにあたって必要だと考えられる情報を、本人が十分に理解し、保持し、比較し、実際の決定に活用できるように、柔軟かつ細心の配慮をもって提供すること、また、本人が自己の意思決定を表現・表出できるように支援すること」と定義しています。また、成年後見人は、自己決定支援が尽きて代理が必要とされる場面であっても、「意思」に満たない本人の「意向」（例 感情、信念、本人らしさ）を調査し、引き出した上で代理することが望ましいと述べています。

今回の講演の中で菅教授は、次のような例題を引用しました。

「ペドロは、重い知的障害を有しており、ケアホームに住んでいる。ペドロは、歯にひどい痛みを抱えているにもかかわらず、歯の洗浄のために口を開くことを拒んでいる。ケアホームのスタッフは、ペドロに軽い麻酔を打つことで、歯の洗浄と虫歯の治療が可能になると考えている。」

さて皆さんどう考えますかと会場に問い掛けました。問い掛けながら菅教授はもっと軽い対応で、例えばマウスウォッシュではどうかと言った議論が必要なのではないかと説明していました。

この設問はとても難しいので、私はその後自分自身の中で自問自答していました。一方、私たちつばさは、2012年12月19日に九州大学などのチームが開発・公表したネオナイン配合の新しい口腔ケア剤発売の企画に参加しています。先日、その事業の打合わせでつばさの会員の根岸満恵さんと清瀬の東京コロニーに伺う機会がありました。そのおりに、この設問や意思決定支援について聞いてみました。根岸さんと私はよくコンビを組んで成年後

見制度やあんしんノートの講演に全国あっちこっちに出向きます。根岸さんの長男の〇〇さんには、重度の障がいがあります。

<根岸満恵>

ご本人の意思を無視して、麻酔を打つなんてとんでもないことは言うまでもありません。ケアホームのスタッフからすると、「ひどい痛みを抱えているにもかかわらず」ということですが、ご本人からすると「ひどい痛みがあるからこそ」口を開くことを拒んでいるのではないのでしょうか。意思決定支援の視点から言えば、先ず、落ち着いてご本人が理解しやすいように状況を説明しなければなりません。そのためには、良い関係性がなければ上手くいかないことも予想されます。歯の状況を理解してもらうために、絵や写真あるいは動画を利用するのもよいかもしれません。口腔ケアをしなければ、どのようなことになるかも伝える努力は必要です。

その次に洗浄方法について、できるだけご本人が受け入れられそうな方法を考えます。このケースでは嫌なことでもご本人が納得して洗浄ができることが最善であるとする、良い関係性を築いている支援者があらゆる手段を駆使して状況を説明した上で、受け入れられる方法を提示していくことで双方が歩み寄り、妥協へと導いていける可能性が出てくるのではないのでしょうか。

重い知的障がいのある人が十分に理解していくことは難しい場面もたくさんあると思いますが、「この人に言われたら仕方ないか」と思ってOKすることもある意味では、意思決定だと思われれます。こうした場面では、本当にご本人に必要なことか十分に検討することも重要です。

さらにご自身の経験を紹介してくれました。

(その1)

重度知的障がいのある長男〇〇（養護学校高等部の頃）は、ある日母親と一緒に眼科の検診に行きました。瞳孔を開く目薬をさすために、看護師はいきなり「はい目薬さすよ」と言って〇〇の顔を押しさえようしました。〇〇は、とっさに顔を背けました。その時の力が強いと感じた看護師は、「ちょっと押しさえるのを手伝って」と他の看護師に声を掛けました。二人の看護師が近づいてきて、〇〇を押しさえようしました。

この様子を見ていた私は「ちょっと待ってください。私が目薬をさしてはいけませんか？」と看護師に聞きました。看護師から了解を得た私は、ゆっくりと〇〇に目薬をさすことを話して彼が準備できるのを待ちました。〇〇はいつも家では、抵抗することなく目薬がさせるのです。そればかりか目にゴミが入った時などは、「目、チュンチュン」と目薬をさして欲しいと訴えるのです。

もし、この時看護師数人に押しさえられたとしたら、目薬をさすことではなく押しさえられたことに抵抗したでしょう。そうすると眼科に嫌な印象を残します。配慮のない行動が、その後の診療にも影響を及ぼすのです。こうした場面では、本人に分かりやすく説明して了解を得ることが必要です。高圧的な態度や強制は禁物です。

(その2)

障がいのある子どもは、虫歯の治療は大の苦手です。私も歯科治療は大嫌いです。〇〇に

虫歯ができないように、毎年近くの歯科で検診をして細心の注意を払っていました。

ところが、〇〇が20歳を過ぎてから、奥歯に軽度の虫歯が見つかりました。通常であれば、削って詰めるのに1回の治療で済む段階でした。先生には、小さい頃から診てもらっているので、〇〇のことをよく知っています。信頼関係もできているし、歯石を取る時も毎回上手に説明をして、安心できるような配慮をしてくれます。

でも、今回は始めてキーンと削らなければなりません。一度は「いいよ」と言っても、やはりキーンという音と共に器具が近づくと怖がってできませんでした。先生は、無理強いないで次の提案をしてくれました。キーンと削るのではなく、ゴロゴロと歯の上を転がすようにする器具を使うというのです。そして、〇〇の手の上で実際にゴロゴロとやってみせました。少しだけホッとしたように、何とかその日は治療を終えることができました。

先生から「通常1回の治療で終わるのですが、ゴロゴロでも少しずつ削れるので5~6回かけてやりましょう。」と説明がありました。何度も通院することも大変ですが、〇〇の納得できる方法で治療することができました。

(その3)

その2の治療から2~3年目の頃、今度は両側の親知らずが真横に生えていて奥歯にぶつかって痛むようになってしまいました。今回は、いつもの歯科では治療ができないということで大学病院を紹介されました。顎の骨も削らなければならない、全身麻酔になるということでした。

〇〇に大きな病院に行かなければならないことを説明し了解を得ましたが、どれだけ理解できたか分からないので、実際の場面で彼が状況を受け入れられるのかと内心ドキドキしていました。ただ、精神的なことは全力で支えていこうと思っていました。

大学病院では、障害児歯科と口腔外科、麻酔科の連携による3日間の入院治療という説明でした。あちこちの科に行って診察し、何度も説明を受け、さらにこちらの状況をお話しました。〇〇は思いのほかリラックスしている様子でした。どの科の先生も若い男性だったことが、〇〇には余暇活動の時のボランティアさんと接しているように感じたのか安心していました。先生も〇〇が不安にならないように配慮しているようでした。

病室は、個室で私が付き添いました。できるだけ、精神的に負担がかからないように配慮はしましたが、顎を削って3本抜歯する手術は大変なことだったと思います。術後も麻酔が切れてから痛みを訴えましたが、痛み止め等で乗り切ることができました。入院中は各科の先生が何度も様子を見に来てくださいました。〇〇は、何の不満も言わず状況を受け入れているようでした。重い知的障がいがあっても、乗り越える力を持っていることを実感しました。

小さい時から病院での検査等は大変でしたが、ごまかして連れて行くようなことはしませんでした。1~2歳で予防注射をする時から、理解できるかどうか分からなくても「チクッとすよ」と話してきました。大泣きしても出来たことを褒めていたら、いつしか泣かず注射ができるようになりました。今では、注射は得意です。注射をすると、自分から「エラかった!」と言います。

障がいのある方々が病院で受診することは、簡単なことではありません。大変な現場を何度も目にしています。お母さんから苦勞話をよくお聞きします。障がいの特性や個々によ

り違いはあると思いますが、丁寧に意思決定支援していくことが大切だと思います。そうした繰り返しが乗り越える力を引き出すことに繋がると信じています。

<須田幸隆>

菅教授の問い掛けは難しいものでしたが、根岸さんの話しでよく理解できました。成年後見業務に従事する者として、このことについて一層理解を深めねばと思っています。

東京コロニーの帰りの電車の中で冗談半分に、「だからネオナイシン配合の口腔ケア剤が必要なんだよ。飲み込んでもあんしんな新しい口腔ケア剤が待ち望まれるんだよ。天然由来原料 100%、低刺激の口腔ケア剤です。「歯みがき&口腔ケアジェル マウススプレー&ウォッシュ」です。高齢者や重度の障がい者など吐き出しやうがいが難しい方に最適です。新しい口腔ケア剤の製品名はオーラルピースと命名されています。2013年6月4日の虫歯予防デーの頃には市場に登場しますよ」と。そしたら、「意思決定支援でもオーラルピースですね」と返ってきました。

大勢の人が乗っている電車の中で、「やれ成年後見だ」「意思決定支援だ」「オーラルピースだ」とおしゃべりして、変な人たちねと思われたかもしれません。

私たちは、オーラルピース事業に大きな夢を持っています。障害者の仕事創設、終の住処、生活を支える法人後見、医療、、だから全力でオーラルピース事業に協力しています。

<根拠法>

・改正障害者基本法第23条（相談等）

国及び地方公共団体は、障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、障害者及びその家族その他の関係者に対する相談業務、成年後見制度その他の障害者の権利利益の保護等のための施策又は制度が、適切に行われ又は広く利用されるようにしなければならない。

・障害者総合支援法（指定障害福祉サービス事業者等の責務）

第42条1項

指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者並びに指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者は、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに、常に障害者等の立場に立って支援を行うように努めなければならないものとする。

・附則

第3条（検討）

政府がこの法律の施行後三年を目途として検討を加える内容に、第一の五の障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方、障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方並びに精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方を加えること。

#### 5.2.5.1 障がい者の意思決定支援

## 後見つぼみ活動応援寄附金を募集しています



後見つぼみは2020年10月30日に設立しました

つぼみは

- ・成年後見制度の利用相談・申立てに関する事業
- ・成年後見人等の法人受任に関する事業
- ・市民研修や法人の担当者・スーパーバイザーの養成、育成に関する事業
- ・その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

を行っています

### 寄附の方法①

#### 寄附金控除の優遇措置を受けるには

「よこはま夢ファンド」からお申込みください。  
➡希望する団体(登録団体)に「後見つぼみ」とご記入ください。  
所得税や法人税等の優遇措置が受けられます。  
横浜市外の方は、ふるさと納税の返礼品も選択できます(1万円以上の時)

#### 市民活動推進基金(よこはま夢ファンド)とは

(市のホームページより抜粋)  
「今たくさんの市民活動団体が、福祉や国際交流環境保全など様々な分野で、皆様の住む地域や社会のために活動をしています。  
そのような活動を支援したい、もっと活発に市民活動ができるような環境をつくりたいとの市民の皆様の気持ちを生かせる新しい基金です。  
皆様からの寄附金は基金に積み立てられ、あらかじめ登録されたNPO法人の公益的活動への助成など、横浜市内で活動する市民活動団体の支援のために活用します。  
この基金への寄附は、支援したい団体の活動分野や団体名を希望することができます。  
※寄附いただいた方のご希望は尊重いたしますが、審査委員会による助成金交付の審査を行いますので必ずしも希望どおりにならないことがあります。  
※希望できる団体は、あらかじめ登録されたNPO法人です。」  
<NPO法人に直接寄附をしても、寄附金控除の対象にはなりません>

### 寄附の方法②

#### 直接寄附・賛助会員入会のご案内

「後見つぼみ」の活動を応援したいとご賛同くださる方、どなたでも入会できます。ぜひ仲間になってください。

- ◎賛助会員/年会費  
個人 1口 3,000円 法人 1口 5,000円
- ◎寄附金/任意額 \*どなたでも

#### <振込先>

- ゆうちょ銀行からの振込  
【記号番号】00200-8-99317  
【加入者名】特定非営利活動法人 後見つぼみ  
【フリガナ】トクヒコウケンツボミ
- ゆうちょ銀行以外からの振込  
【店名】〇二九(ゼロニキュウ)【店番】029  
【預金種目】当座  
【口座番号】0099317

<連絡先> 特定非営利活動法人 後見つぼみ  
〒222-0021 横浜市港北区篠原北 1-9-8  
mail: kokentubomi@khe.biglobe.ne.jp  
tel:045-834-9320 fax:045-834-9321  
(平日 10:00~16:00)

<https://kokentubomi.wixsite.com/website>



HPはこちらから

## 法人後見への期待

2022年11月20日、横浜市心身障害児者を守る会連盟主催の福祉大会でWAM助成事業の一環として講演を行いました。70名ぐらいの人が参加していました。

冒頭、会長の挨拶で十数年前にNPO法人よこはま成年後見つばさが立ち上がり、その時からつばさの法人後見の取り組みに関心持って見守ってきたと述べてくれました。

続いて挨拶に立った来賓の横浜市社会福祉協議会障害者支援センター担当理事の弁護士さんが法人後見のメリットと同時に法人自身の持続性が大事だと触れてくれました。

大会では、「成年後見制度の利用を推進し、障害者の暮らしを守ること」を組み込んだ大会宣言が採択され、障害関係者からの法人後見の期待がひしひしと伝わってくる福祉大会でした。

さて、国の第二期成年後見制度利用促進計画のパブリックコメントでは、私たちの法人から次のような意見を提出しました。

10 ページ 3 行目「法人後見を実施している団体」について

**意見③-2** 法人後見は、地域の社会資源として住民に見えている存在です。利用者が選択できるくらいに身近に存在すべきです。

**理由** 住民の立場からは、法人後見は地域の馴染みの社会資源として認識でき、利用できる存在です。福祉関係者の支援機関にとっても容易に関係性を持つことができる存在です。利用者が選択できるくらいの法人後見実施団体（社協、民間社会福祉法人、NPO 法人 等）があって欲しい。

### 【国の考え方】

今後の検討の参考とさせていただきます、施策の充実に努めてまいります。

53 ページ 31 行目「法人後見実施のための研修プログラム」について

**意見③-3** 法人後見実施団体養研修プログラムは、実際の、実践的、訓練的なものでなければならぬ。

**理由** 実際の、実践的、訓練的とは、「法人後見の実際、利益相反の問題、法人の適格性、人材養成と財源及び拠点確保、法人運営のノウハウ、スーパーバイザーの役割、業務検討会の進め方とその実際、申立支援の実際、報酬請求の仕方、終了事務マニュアル、他団体見学」です。

### 【国の考え方】

今後の検討の参考とさせていただきます、施策の充実に努めてまいります。

人口 377 万、18 区役所がある政令指定都市の横浜市ですが、社会福祉協議会の法人後見は横浜市社協が行っているだけです。少なくとも各区社協が率先して法人後見を実施すべきと考えます。

○私たちは、これまでに蓄えた法人後見実施のノウハウを伝える意思があります。

○私たちは、独自に法人後見実施団体養成カリキュラムを用意しています。



### 5.3.6 法人後見への期待

## 映画「梅切らぬバカ」より

2021年11月18日、評判の映画（加賀まりことドラクドラゴンの塚地武雅が親子役で共演した）「梅切らぬバカ」を見ました。

年老いた母と自閉症を抱える50歳の息子が、隣人家族や苛立ちを募らせる近隣住民たちとの関わりの中で地道に日々を生きていく様を描いたドラマです。

物語のあらすじは、(映画のホームページから引用)

山田 珠子は古民家で占い業を営みながら、自閉症の息子・忠男と暮らしています。庭に生える梅の木は忠男にとっては、死んだとされている父の象徴だが、その枝は私道にまで乗り出していた。

隣家に越してきた里村 茂は、通行の妨げになる梅の木と予測不能な行動をとる忠男を疎ましく思っていたが、里村の妻子は珠子と密かに交流を育んでいます。

珠子は自分が亡くなった後のことを考え、知的障害者が共同生活を送るグループホームに息子を入れることにしました。ところが環境の変化に戸惑う忠男は、ホームを抜け出し厄介な事件に巻き込まれてしまう。

タイトルの「梅切らぬバカ」は、対象に適切な処置をしないことを戒めることわざ「桜切る馬鹿、梅切らぬ馬鹿」に由来し、人間の教育においても桜のように自由に枝を伸ばしてあげることが必要な場合と、梅のように手をかけて育てることが必要な場合があることを意味しています。

さて、この映画は未完成です。映画は、年老いた母親と暮らしてきた忠さんの居所（グループホーム）をどこにするかに焦点を合わせています。忠さんは、グループホームに馴染めずに家に帰ってきたところで終わっています。

まず、この映画は私たちに何を訴えていたか、

- ① 深刻な障がい者の親亡き後問題
- ② 8050問題
- ③ グループホームへの地域住民の反対運動
- ④ 浮き出る地域住民の障害者差別感
- ⑤ 頼れない行政の立ち位置
- ⑥ 素直な子どもの感性
- ⑦ 里村 茂の変化の兆し
- ⑧ 何となく意味深な、亡くなったとされている父親の存在
- ⑨ 衝撃の一言（馬への怖かったね）
- ⑩ 将来への明るさを滲ませる（余韻）

続編が必要ではないか。続編を作るとすれば今度は、母親や忠さんをお手伝いする「後見人選任」がテーマではないか。後見人候補者には「法人後見」が相応しいと思います。同様の相談が、つばさや後見つばみに次々に寄せられています。実際にも、受任事例8件のうち2件はそうでした（2.1.11.1）。続編のタイトルは、「老いたる親から法人後見へ託すバトン」がいいね。（須田 幸隆）



ちよつぱり辛口の占い師  
珠子さん

忠さん  
几帳面で、馬好き

イントロダクション

一緒に笑って、たまに怒って涙して。  
このありふれた毎日が宝物。

都会の古民家で寄り添って暮らす母と息子。ささやかな毎日を送っていたが、息子が50回目の誕生日を迎えた時に母はふと気づく。「このまま共倒れになっちゃうのかね？」  
母親と自閉症を抱える息子が、社会の中で生きていく様を温かく誠実に描く本作。包容力あふれる母親を演じるのは、54年ぶりに主演を務める加賀まりこ。軽口を叩きながらも、小柄な身体で大きな息子の世話をする姿はとてもチャーミング。だからこそ、やがて訪れる“息子が1人で生きる未来”を案ずる横顔が、より一層切ない。息子役にはNHK連続テレビ小説「おちょやん」など俳優としても活躍中の塚地武雅（ドラゴン）が、地域コミュニティとの不和や偏見といった問題を取り入れながらも、親子の絆と深い愛を描き、あたたかな感動をもたらす。

ストーリー



父親代わりの梅の木が運んでくれた“小さな奇跡”とは・・・

山田珠子は、息子・忠男と二人暮らし。毎朝決まった時間に起床して、朝食をとり、決まった時間に家を出る。庭にある梅の木は伸び放題で、隣の里村家からは苦情が届いていた。ある日、グループホームの案内を受けた珠子は、悩んだ末に忠男の入居を決める。しかし、初めて離れて暮らすことになった忠男は環境の変化に戸惑い、ホームを抜け出してしまふ。そんな中、珠子は邪魔になる梅の木を切ることを決意するが・・・

ことわざ「桜切る馬鹿、梅切らぬ馬鹿」とは？

樹木の剪定には、それぞれの木の特性に従って対処する必要があるという戒め。転じて、人との関わりにおいても、相手の性格や特徴を理解しようと向き合うことが大事であることを指す。



キャスト

5.5.1 映画「梅切らぬバカ」より

A区生活支援課長様

NPO法人 後見つぼみ  
代表理事 中田 敏雄

## Sさんの生活保護費累積金について（報告）

日頃、生活保護行政運用で、区民のために誠意を尽くされていることに敬意を表します。  
 私たちは、NPO法人として横浜市内で法人後見に従事しています。  
 今般、被保護者（被後見人）Sさんの生活保護費累積金について、以下のように報告します。

## ＜事例概要＞

名前：Sさん

生年月日：昭和47年生まれ（49歳）

住所：A区

ご本人には、知的障害があるため2021年3月29日 横浜家庭裁判所の審判でNPO法人 後見つぼみが後見人に選任されました。現在、A区内のグループホームに入所しています。

## ＜問題の所在＞

ご本人はA区で生活保護を受給しています。後見人が財産を引き継いだ時、既に累積金として、90万円ありました。後見人として、家庭裁判所とも相談しながら適切な消費に努めてきましたが、コロナ禍の長期化でご本人が楽しみにしているガイドヘルパーさんとの外出も出来ない生活を余儀なくされ、今現在累積金が64万程になっています。累積金の取り扱いについては担当のケースワーカーからもよく説明を受け承知していますが、今後の累積金の取り扱いについて課題となっていることを報告します。

## ＜課題＞

- ① 後見人の報酬につて、保護の補足性の原理に基づき成年後見制度利用支援事業の申請を行いました。その結果、2022年8月16日支給決定の通知を受けましたが、②との比較衡量から報酬助成金の交付請求を行わないものとしました。
- ② 仮に報酬助成金の交付請求を行えば、生活保護の停止・廃止が余儀なくされます。その場合、生活保護再申請にあたってグループホームの利用料2ヶ月分（後払いのため）が債務として顕在化します。

見せ掛けの累積金（A+B+C）

A	B	C
---	---	---

A：本当の累積金 B：臨時特別給付金 C：GH後払い利用料

(A+B+C) は見せ掛けの累積金であって、本当の累積金は(A)です。

見せ掛けの累積金が一定以上（最低生活費の6ヶ月分）となり、利用し得る資産として取り扱う場合には、グループホームの後払い利用料((C)を目的（日常生活自立、社会生活自立）のある蓄えとして、(B)と同様に収入認定除外としてください。

お忙しい中、大変申し訳ありませんが①②について、実施機関の見解をご教示ください。  
 なお、本事例については、別途計画的な支出を検討していることを申し添えます。

## 5.6.1 行政要望 A

2022年12月12日

横浜市健康福祉局生活支援課長様

NPO法人 後見つぼみ  
代表理事 中田 敏雄  
連絡先 045-834-9320

### 生活保護制度と成年後見制度について（改善要望）

日頃、生活保護行政運用で、市民のために誠意を尽くされていることに敬意を表します。私たちは、主として被保護者など資力の乏しい方々を対象として、成年後見制度の法人後見に従事しています。

今般、被後見人（被保護者）Sさんの生活保護費累積金の取り扱いに関して、当該区に別紙の報告書を提出し話し合いを行いました。

この機会に、生活保護制度と成年後見制度で生じている課題についての要望をいたしますので、ご検討ください。

#### <要望>

1. グループホームなど施設入所している人が生活保護を申請する場合、手持ち金の容認限度額が最低生活費の2分の1以下なので、申請後に申請前の施設利用料請求（債務）がありその対応に苦慮しています。

生活保護制度が、一般的に過去の債務に対する弁済金を収入から控除することを認めていないことは承知していますが、利用料の後払いが、制度上の仕組みであり個人的な責務ではないので、「実施機関が事後において承認することが適当なもの」に相当するのではないかと。

とすれば保護の程度の決定に際しては、保有容認限度額をその金額（予め明白な債務、免れない債務）を加えた額まで引き上げるよう改善できないだろうか。

若しくは、局第8の4の(3)のイただし書きや課長問答問8-94や問8-100と同じように年金等から収入認定除外ができないだろうか。

2. 2022年3月25日、第二期成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されています。直ちに厚生労働省から各都道府県、市町村宛に通知が発出されています。言うまでもなく、成年後見制度は被保護者を含めた資力の有無に関わらず利用が可能な制度です。特に第二期基本計画では、資力の乏しい方のために成年後見制度利用支援事業の改善・推進が掲げられています。

説明するまでもなく、成年後見制度利用の出発点は診断書の作成から始まります。被保護者の場合には、これまでこの費用を検診命令で給付対応した区もありましたが、最近は否定的な傾向です。東京都と同様に検診命令での対応の余地を残していただけないだろうか。

以上、要望いたしますので、ご検討ください。

5.6.2 行政要望B

## まとめ

私たちは、WAM 助成事業を推進するのに先立って期待される成果と確認方法をおおよそ次のように書きました。

介護のニーズが高まり介護の問題を社会連帯で支える国民合意の上で介護保険が誕生し、介護の社会化が図られました。

成年後見制度の利用を含む権利擁護支援のニーズがさらに多様化、増大する見込みであり、成年後見制度も公的責任を明確にする「後見の社会化」が図られるべきです。後見を社会全体で支えるとしたらどのような施策になるのか。例えば、適切な親族がいない場合の第三者後見人の受任、市町村長による家裁申立、法人後見の普及、社会福祉法人の活用、公後見、損害賠償保険の強制化等です。費用面では後見扶助の新設、介護保険等での個別給付、成年後見制度利用支援事業の改善等です。

事業結果の確認方法として、報告書の作成とその公表です。

さて、2022 年度 WAM 助成事業推進の成果は、おおよそ以下の通りでした。

### 柱 No1 成年後見制度利用相談・申立支援・法人受任の推進

1. 利用相談 ⇒ 申立支援 ⇒ 法人受任の一体的推進の実例を示すことができました。
2. とりわけ「申立支援」のモデルを提示することができました
3. 今後は、横浜で成年後見の相談支援機関とされる区役所、社会福祉協議会、地域包括支援センター、基幹相談支援センターにも普及させる必要があること
4. 法人後見のノウハウが蓄積されたこと
5. 蓄積されたノウハウを伝授していくこと

### 柱 No2 人材発掘・育成

1. 認定 NPO 法人 よこはま成年後見 つばさ（以下つばさ）も NPO 法人 後見つぼみ（以下後見つぼみ）も新規会員が増えていること。
2. 自前のカリキュラムに基づく法人後見専門員養成講座は 11 年の実績があること。
3. 養成講座は、つばさと後見つぼみの共催が定着したこと。
4. コロナ禍で出来なくなった実習を復活させること。
5. 座学及び OJT の方法で SV の養成に取り組むこと。
6. 実践力のある会員を養成すること、演習に基づく意思決定支援訓練の機会を設けること。

### 柱 No3 法人後見の普及促進

1. 成年後見制度に関わる研修依頼は、つばさにも後見つぼみにも増えていること。
2. つばさには、区役所職員や社会福祉士会など専門職とされるところからの依頼があること。
3. 親の会や福祉関係団体からも研修依頼があること。
4. 医療法人等から法人後見実施の研修依頼があること。
5. 成年後見講談を全国展開している講師：神田織音さんとのタイアップが一層進んだこと。

これらの成果や課題には、引き続き地域の行政、相談支援機関、福祉施設、病院等と連携し取り組みます。法人後見の普及促進には、蓄積してきたノウハウを伝授していきます。

法人後見持続化のために、会員確保、法人後見専門員、SV の養成に一層取り組みます。

また、会員の意思決定支援の訓練を積み重ねます。法人後見自己評価のため、法人内に自己評価委員会を設け自己評価に取り組みました。終了事務についてマニュアルを作成しました。

2023 年 2 月

NPO 法人 後見つぼみ

担当理事 山野上 啓子

担当理事 須田 幸隆



~~~~~

編集・発行

NPO 法人 後見つぼみ

代表理事 中田 敏雄

WAM 助成事業 担当理事 山野上 啓子

WAM 助成事業 担当理事 須田 幸隆



〒 2227-0021

横浜市港北区篠原北1丁目9番8号

TEL : 045-834-9320

FAX : 045-834-9321

E-mail : kokentubomi@khe.biglobe.ne.jp

ホームページ : <https://kokentubomi.wixsite.com/website>

~~~~~